

第八十四回国会 農林水産委員会 議 録 第 十 二 号

昭和五十三年四月十一日(火曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 中尾 栄一君

理事

片岡 清一君

理事

林 義郎君

理事

竹内 猛君

理事

瀬野 栄次郎君

理事

加藤 紘一君

金子 岩三君

倉成 正君

佐藤 隆君

平泉 涉君

堀之内 久男君

森田 欽二君

角屋 堅次郎君

新盛 辰雄君

芳賀 貞君

松沢 俊昭君

野村 光雄君

神田 厚君

甘利 正君

出席國務大臣

農林大臣臨時代理

安倍 晋太郎君

出席政府委員

農林政務次官

今井 勇君

農林大臣官房長

松本 作衛君

農林省農林經濟局長

今村 宣夫君

農林省構造改善局長

大場 敏彦君

林野庁長官

藍原 義邦君

林野庁林政部長

石川 弘君

委員外の出席者

農林水産委員会議録第十二号

第一類第八号

農林省畜産局自給飼料課長 山田 續君

林野庁林政部森林組合課長 山田喜一郎君

林野庁指導部長 須藤 徹男君

労働省労働基準局補償課長 原 敏治君

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 林部 弘君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

四月十一日

江藤 隆美君

補欠選任

鹿野 道彦君

菊池福治郎君

甘利 正君

同日

鹿野 道彦君

補欠選任

江藤 隆美君

菊池福治郎君

甘利 正君

四月十日

米の新生産調整反対及び農業政策の転換に関する請願(小川仁一君紹介)(第二八七二号)

国民のための国有林経営に関する請願(岡田利春君紹介)(第二八七三号)

同(川口大助君紹介)(第二八七四号)

同(沢田広君紹介)(第二八七五号)

同(西宮弘君紹介)(第二八七六号)

同(芳賀貞君紹介)(第二八七七号)

同(渡部行雄君紹介)(第二八七八号)

同(渡辺三郎君紹介)(第二八七九号)

同(金子みつ君紹介)(第二八九五号)

同(美濃政市君紹介)(第二八九六号)

中国産食肉の輸入禁止解除に関する請願外四件

(田川誠一君紹介)(第二九〇一号)

昭和五十三年度肉畜価格の引き上げ等に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二九二二号)

昭和五十三年度加工用原料乳保証価格の引き上げ等に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二九三九号)

畑地に係る土地改良事業の国庫補助率引き上げに関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第二九九四号)

商社養鶏インテグレーション進出阻止に関する請願(津川武一君紹介)(第二九九七号)

農畜産物輸入自由化等の問題に関する請願(芳賀貞君紹介)(第二九九八号)

本日の会議に付した案件

森林組合法案(内閣提出第四八八号)

国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貞君外十三名提出、衆法第三号)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

○中尾委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、森林組合法案及び芳賀貞君外十三名提出、国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田(健)委員 委員長にまずお願いやら意見を申し上げておきたいのですが、一般質疑とは違って、法案審議の重要なときに、委員の出席をもう少し要請すべきではないか、こういうことを苦言を呈して意見を申し上げておきたい。

それから、大臣が訪ソされるので臨時代理が決

まって、安倍官房長官が農林大臣兼務だということになった。しかし、ぜひ、法案審議日には大臣は原則として出席するというのが長い歴史の恒例でもあるので、どんなことがあっても、一時間でも二時間でも多く出席するというものを持たないと、ますます行政と立法府とのけじめがつかないようになる。その点はこれから明確にしろというように配慮してもらわないと、行政府の下に立法府がついていくような形になってはだめだと思

うので、これも委員長にしかと申し伝えておきます。早急に大臣が出てくるように要請しておきます。

○中尾委員長 はい。

○柴田(健)委員 そこで、今度森林組合法が単独立法として発足することは、長年の懸案事項でもございましたが、まず手続論として、いままでは森林法の中に、第六章七十四条からずっと森林組合連合会の位置づけまであって、それを分離するので、まず森林法の改正を同時に出すべきじゃなかったかと私は思うのです。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

それを改正せずに、森林法は森林法でこのまま生きていく、森林組合法は森林組合法で今度単独立法で一人歩きをする、こういうことになるのですが、その点の取り扱いはどういう見解を持っておるのですか、お尋ねをいたします。

○石川政府委員 御承知のように、従来の森林法が、森林計画制度と保安林制度と森林組合制度の三つの柱でできていたわけですが、いま御指摘のように、森林組合制度につきま

して今度森林組合法を単独立法化するわけですが、その場合に、森林組合に関する章を落

として、残りの森林法につきましては、従来のように計画制度なり、あるいは保安林制度を中核とした森林に関する一般法制として残すわけ

で

一

ごさいますので、森林法の附則の中でそのような改正ができるような形にいたしておりました。したがって、特に森林法を単独で改正するという形はとっていないわけでごさいます。

○柴田(健)委員 それでは森林法そのものが死んでしまふと私は言うのです。この三つの柱の一本が抜けるわけですから、要するに、森林計画と保安林行政、この二つをもう少し明確にしていくなか、抜本的に森林法の改正はやるべきではないか、こういう考え方を持っておるのですが、これはあなたがいま答弁せられた方向でずっといけるのですか。

○石川政府委員 森林組合に關します章が独立いたしておりました。ちょうどその章を独立しまして外しますと、法体系としては、従来の森林法の中で、森林計画制度とかあるいは保安林制度というものを存続させた姿で十分整理ができるものでございまして、そういう手法をとっているわけでごさいます。

○柴田(健)委員 いずれこの問題は後で申し上げるとしても、もう一つは、今度の森林組合法の中に「農林水産省」という名称を使っているのですが、われわれはこれにいささか抵抗をしておるわけですが、この農林水産省という名称は国会ではまだ承認されていない。承認されていないのに、きょうこの法案を上げるとするならば、「農林水産省」という名称がこの法律ではそのまま生きていくということになる。ここにも矛盾を感じるのですが、この点については、当局みずから修正する意思はありませんか。

○石川政府委員 御承知のように、閣議決定をいたしました段階では、農林水産省の設置を内容といたします農林省設置法を、予算関係法案でございまして、実は先に提出をいたしておりました。したがって、そういう法案の審議の過程の中で、いま御指摘のように、農林省設置法につきましてはまだ審議が全く行われていないという段階でございまして、その間の調整を図る必要があるかと思ひます。その場合に、「農林水産大臣」

を「農林大臣」、あるいは「農林水産省令」を「農林省令」という形にする問題でございまして、けれども、これにつきましては、御承知のように農林省設置法も国会に提出をいたしておりますので、その間の調整を図ります場合に、農林省設置法の法案が後に可決され、この法案の方が先に可決されます場合には、過去におきまして、実は通信省を郵政省と省名を変えました前例がございまして、けれども、そういう省名変更が行われるまでは「農林大臣」及び「農林省令」ということに読みかえる旨の規定を附則に置くという、その種の措置に従わなければならないのではなからうかと思ひております。

○柴田(健)委員 この問題はいずれ理事会で取り扱われるのだらうと思ひますが、まず条文から入っていきなさいと思いますが、「この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林の経済的發展に資することを目的とする。」これが第一条の目的です。これは前からの目的にもある。森林法の中でもこれはちゃんと書いてある。この文句はちゃんと位置づけてある。今度の単独立法の中でこれと同じことを書く、いまままで書いておいたのと同じなんです。振り返ってみて、私から言わせると、もう少しこの文句を変えなさい。いかぬのじゃないかという気がするわけですね。前の森林法の中にあつたありふれた文句をそのまま引き抜いて羅列をしたというだけであつて、これ取まことに権威のない形式論で、今度森林組合法を単独立法でつくつたと鳴り物入りで宣伝するほどのこともないではないか。たとえば、国内産の木材の価値観を高めるとかいうような文句をなせ入れなかつたのか。ただありふれた森林法の文句を継承していく、これでは進歩も発展も前進もないじゃないかという気がするのですが、どうですか。

○石川政府委員 従来の形式を申し上げますと、森林法の目的でございしますが、これは御承知のよう

うに第一条でございすけれども、その中では「森林計画、保安林その他の森林に關する基本的事項及び森林所有者の協同組織の制度を定めて、森林の保護増進と森林生産力の増進を図り、もつて」云々と、こうつないでいたわけでごさいます。したがって、この法律の中では、計画制度とか保安林制度といった森林に關する基本的制度と、それからもう一つ、森林所有者の協同組織の制度を定めるということをして「目的」に書いておりました。その一条の「目的」を受けまして、法律の「目的」というところではございせん、七十四条の「組合の目的」というところで、「森林施業の合理化及び森林生産力の増進並びに森林所有者の経済的社会的地位の向上」という形をとつたわけでごさいます。

(山崎(平)委員長代理退席、羽田委員長長代理着席)

それで、今回の改正に当たりましては「組合の目的」という形からまず法律の「目的」といたしまして、先生御指摘のように、書いてあります文言につきましては同様でございすけれども、組合の目的から申しますと、協同組織をつくり出すということと、並列をさせておられますけれども、「森林所有者の経済的社会的地位の向上」を前に持つてまいりました。それから、森林の持つ公益的機能に寄与するという面の「森林の保護増進及び森林生産力の増進」というところを順序を変えました形で組合法として「目的」を定めたわけでごさいます。

内容的に申しますと、森林組合が持つております組合活動を通じて組合員の地位向上を図るといふ問題と、それから、森林組合が森林の担い手として森林の生産力あるいは公益的機能を發揮する、この二つが組合の持つております目的でございすので、文言は同じではございすが、この二つを併記しまして「目的」とすれば十分ではなからうかという考え方、このような整理をしたわけでごさいます。

○柴田(健)委員 日本の林業が、制度的にはいろいろ立法措置の中である程度明確になつておる。ところが、現実の姿でわれわれが現場で考えた場合、また国内の国産材の価値観というものをいま見直さないと大変なことになるだらう。ただ外材と国産材とを同じような価値だというふうな見方をすると、日本の森林資源の活用が十分なされておるわけですか。外材で一番得はどのくらい、利点はどこなのか。外材で一番の利点は、製品としてでき上がった時分に、短期間ではあるけれどもきれいに見える、美しく見える。ただ美観論だ。美観論から言う見方。それからもう一つは仕事がいやという特典がある。仕事がいやという。節約はみんな悪いではないか。耐久力から見て、そして防災上から見て、そしてまた害虫の面から見て、腐食率や虫のわく率が多い。ゴキブリやシロアリも起る率が多い。われわれは常に防災上から見て外材の使用というものはとめるべきだという考えを持つてゐる。あのくらいいく燃える素材はない。そしてゴキブリもよく発生をする。いいところ悪いところを比べると、日本の木材、杉、ヒノキ、クリ、松、全体を含めて建築用材として考えた場合にどこに遜色があるのか。ただ仕事がいやという面があるだらう、節が多いから、ところが、年輪関係から見ると耐久力は四倍も五倍もある。そして日本のヒノキは年々光沢が出てくる。年数を追うたびに光沢が出てくる質を持つてゐる。だから、外材と国産材との価値を、この辺でこの位置づけを要しないと、ただ損が得かで、資本の論理だけで、もうかりやいんだということでも輸入商社に無制限に外材を輸入させるところに問題がある。

それから、国内のこの木材の価値観をどう変えていくか、国民にどう訴えていくか、みずから森林所有者が自信を持つてそういう運動を起す必要がある。それが今日森林組合の弱さだ。そういう

う指導も何もしないところに農林省の不手際もあるのではない。その価値観をどう変えるかというところを、森林所有者がみずから自分がつくり出す品物は絶対責任を持つ、そういう自信を持たせるといふことが必要ではないか。

(羽田委員長代理退席、山崎(平)委員長代理着席)

それがない限り、どんなに呼びかけをしたって外材との太刀打ちはできない。ただ価格論争だけで、価格問題だけで追いつめられてくるというところはこれは必然的な道であります。問題は、質で勝負をしていく、そういう考え、発想の転換をしないためではないですかと、われわれは今日まで長年それを言ってきた。林野庁も農林省も知らぬ顔をして。森林組合の団体でさえ、森林所有者でさえ、何も知らない。なぜこういう欠陥、矛盾が起きているのか。この点について、政務次官、あなた、きょう大臣だから、はっきり答弁してもらいたい。

○今井政府委員 ただいまの御意見は、単に木材だけではないと私は思います。戦後日本の国民が衣食住すべてにわたって、どちらかといえますと経済性を追求する、それから日本の古来のよさというものを没却する。国のものは、少なくとも主食というものは、どこの国でも自分の国で取れたものを食べるのがあたりまえなんです。日本だけのごさいます、外国のものを主食のものの一部に充てているという国は、そういう国だと思えます。そういう意味で、先生のお説、日本の国の政治家として、国民にありのままを訴える、日本のよさを訴えるということとはまことにそのとおりでございまして、そういう意味の努力が、林野庁としても私は及ばずながらやっておると思っておりますが、なお足らざるところがあるならばこれを補いたい、かように考えております。

○柴田(健)委員 日本はだんだん狂ってくることは、舶来主義で消費経済をあおって、消費の美徳論からこういうことに矛盾が出てきたと思うのですが、何としても舶来を謳歌するということはよくない。ただ日本で純国産は、人間と水と土地ぐらいい、あとはもうほとんど、着るものから食べるものから何もかも全部、衣食住全部ほとんど舶来が入ってくるということは、民族的にとっても一つの悲劇だと私は思う。日本は狂っている。政務次官、昔は米を食って薬を飲むというのが大體常識だった。いまは薬を食って米を飲むような時代になった。あべこべなんだ。この点も農林省の重大な責任だと思ふのです。米の消費額が少なくて、薬の消費額の方が多いなんていう国は、世界で日本だけじゃないか。そんなばかなことを知らずに、知ってやっておるんだから、なお、たちが悪いと思う、政府・自民党の者は。みんな賢い人がおるんだから知っておるはずだと思ふ。まあそういうことは余談として、私は、まず第一にそういう価値観の問題を明確にすべきではないかということをお願いしたかったんですが、いまの答弁では十分とは言えません。

それから第二、この「森林所有者」という定義なんですが、「森林所有者」というのは、どこまでが森林所有者ですか。あくまでも個人が対象か、団体が対象か、ちよつとそれを具体的に説明してもらいたい。

○石川政府委員 森林法二条に森林の定義がございしますが、「権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することが出来る者」といってありますので、所有権でございまして、か、あるいは地上権でございまして、か、賃借権とか、そういう権原を持ちまして森林の土地の上にありまます立木を所有しあるいは育成することが出来る権能を有する者を森林所有者と言っております。もちろん個人及び法人を含むわけでございます。

○柴田(健)委員 土地の上に立木があるものは全部森林だ、それを持っておる者は個人と言わず団体と言わず全部森林所有者、こういうわけですね。それならたとえば財産区がある、それから特定の業者、商社が買っているとか、不動産業者が買っているとか、町村有林から県有林から国有林から、所有権をせきくしていくといういろいろ多様

多様にあるんですね。不動産業者が買っておるとか製紙会社を買っておるとか、それは製紙会社なんかは自分の使用目的がはっきりしていますから大体わかる。その他商社が財産運用上買っておるとかいろいろある。単に地上に立木がある、それはもう全部森林だとみなす、それを持っておる者は森林所有者だと位置づけをする。それなら森林組合で賦課金を取るには個人が対象か面積が対象かという論議になってくる。その点はどうです。

○石川政府委員 一人一票原則で動かしておりますので、人の頭数で賦課するということは十分あり得るわけでございまして、それは能力といたしまして、面積が大きいからよい取るとか取らないとかという形に必ずしもならない場合もあり得ます。それから面積によつて賦課する場合も当然あると思います。それから先生おっしゃいました出資金でございしますか……

○柴田(健)委員 賦課金です。森林組合の出資金というものは固定資本の方へ入っていつてしまふのですから、森林組合には、一つの組織母体なんです。年間の通常経費、人件費やなんかは当然必要なんだから、賦課金はぜひ組合費として徴収しなければならぬ。

○石川政府委員 賦課金の場合につきましては、事業の利用の程度に応じて定めるといふのが通常の姿でございします。

○柴田(健)委員 漁業協同組合でも農業協同組合でもそのなんですが、ただ人頭割りの賦課金というのを、それだけをやっている組合はないのです。耕地面積それから家畜頭数、それらを総合的に勘案して基準が出て賦課金を徴収して。森林組合だけが人頭割りにして賦課金を取る。面積が大きい小さいは別だという。そんなばかな組織論がどこにあるのですか。そんな森林所有者の位置づけをすること、後の条項の中で負担金だとか賦課金だとかいう問題で大きく論議が分かれて、末端は混乱いたしますよ。

○石川政府委員 先ほど出資金と間違えまして人頭割りのことを申し上げましたが、賦課金につきましては御承知のように均等割り、これは要するに頭数でございしますが、面積割りが主体でございします。そのほかに事業量割りの出資金割りといたつたような方法がとられております。

○柴田(健)委員 第二、二条の「森林所有者」というのは、個人も団体も全部所有者として位置づけをして、地域全体の責任、社会的責任を負わせる、こういう位置づけです。

○石川政府委員 組合は、加入しました組合員という形で位置づけられるのでございしますから、組合に加入しておれば当然組合員としての責任は負わなければいけないと思ひます。

○柴田(健)委員 第三条の「組合の名称」なんですが、なぜ森林協同組合というように「協同」という名前をつけたのでございします。ちよつと疑問があるのです。この前、瀬野委員が質問しておられましたけれども、第一条で「協同組織」という言葉を使つたら、第三条の名称でも森林協同組合と使つてもいいじゃないか。その次の第五条の法人との関連で多少考えられる点がありますけれども、私は、森林協同組合という名称に直したらどうかという気がするのですが、どうでしょう。

○石川政府委員 協同組織には違ひございせんけれども、協同組合という言葉を使つておられますが、たとへば農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合の大体のしきたりでございします。森林組合の場合、御承知のように地方公共団体を含めました森林所有者一般を組合員に包含することを前提としたしておりますので、そういう面からはいわゆる協同組織ではございせんけれども、協同組合という言葉を使うのは法制上問題があるのではなからうか。したがひまして、協同組織であることは組合という言葉の中に包含されるわけでございしますが、他の協同組合という形を使ひませんで、若干伝統的な称号でございしますが森林組合という表現を使つてゐるわけでございします。

○柴田(健)委員 これは民有林がその対象なん

ですから、日本の民有林の個人個人の持ち分、平均面積はどのくらいになっておるのですか。

○石川政府委員 私有林の面積が千四百万ヘクタールかと思ひます。それを二百五十万林家が持つておるわけでございますから、大体六ヘクタールぐらゐになるかと思ひます。

○柴田(健)委員 石川部長の頭腦のコンピュータで概算説明なんです、この面積と所得面、要するに経済効率の回転率から見ると、一戸平均の山の収益性はどの程度あるのですか。

○石川政府委員 三十二万円ぐらゐが五ヘクタール以上林家の平均値だと考えております。

○柴田(健)委員 正直言つて、あなたの方は基本的なものを十分つかんでない弱さがある。山というものは長年月かかる。教育と一緒になんです。この前私は石川部長に言つたのですが、造林の経費はどうなるかと尋ねたら、計算してあります、こゝろ言われたけれども、山に取り組む人は常にそのことを念頭に置いておかなければだめですよ、こゝろ私は常日ごろ申し上げておる。

それから問題は、農地の場合の面積、農業協同組合の、たとえばいままでの法の精神から言へば、農業従事者で年間六十日以上稼働日数を持った者とか、三反歩以上とかいろいろ基準はありますけれども、収益性から見ると、山の面積、この協同という言葉がつかないほど単位が大きいとは思えない。日本の場合は、林家の戸数から言う所有面積の、大山持ちと言われるのは何百町歩、何千町歩でしょう。それは各県にその数がたくさんない。本間に零細な林家が多い。それらの力を結集する、英知を結集する、資本を結集して新しい山づくりをしていくこととする、そういう組織形態のものにして育てていくこととするなら、もう少しこの協同組織の理念というものを十分認識させていかなければならぬのじゃないか。協同組織という言葉は使つていくけれども理念がない。ただ森林組合という名称にしてしまふ。末端では協同組織の理念が死んでしまふ。第一条には「協同組織」と書いてある。第三条ではそれが死んでしまふ。協同組

織の理念を植えつけない限り森林組合というものは発展しないではないか。本間に零細規模の林家が多い。それを協同組織にして力を合わせていく。やはり確固たる理念を植えつけないとすることが法の一番基本にならなければならぬと思うのです、どうでしょう。

○藍原政府委員 いま林政部長から、今回御審議いただいたおります法案についての考え方を御説明申し上げたわけでございます。いま先生がおっしゃいましたように、森林組合につきましてもは当然協同組合的な性格を十分持たせながら、なおかつその目的にございします組合員の福利厚生を図る、社会的地位の向上を図ると同時に、また、森林組合そのものは組合員に奉仕するということになつておりますし、そういうものを通じまして公益的機能を発揮するような森林の管理、維持、経営をしていくということ、これがあわせましてまた組合員の福利厚生なり社会的地位の向上にもつながるとわれわれ考えております。先生がおっしゃいましたような協同組織の理念をさらに徹底せよというお話でございますが、私も、こゝろいう考え方で森林組合を維持、運営してまいりますれば、当然その中で組合員の意識というものは向上してまいるといふふうに考えております。また、ただいまそういう零細な森林所有者が共同して施設が行えるような方法を森林計画制度の中にも取り入れまして、それを積極的に進める、そういうことになりますれば、その担い手といひますか、それを実行してまいりますのは、当然また森林組合がそれをやつていかなければいけないという形にもなりますし、そういう面でも、今回単独法としてこの森林組合法が制定されますれば、当然、いま先生がおっしゃいましたような形でそういう理念というものは十分今後組合員の中にも入つてまいれると思ひますし、また、私も、こゝろいう考え方で指導してまいりたいといふふうに考えております。

○柴田(健)委員 私は、これから一番大事なものは人材養成だ。いままで人材養成がおろそかになつていたとは思ひやいけれども、十分とは言へなかつた。だから、役職員の養成についても、はたまた山林の林業後継者育成についても、やはり基本的な理念がないと、人材養成をやつておるとは言えない。その面から見て、どこか基本というものがなければならぬ。その法の体系の中ではばらの考え方が出てくるということになれば、これは本当に人材養成の基本が崩れるじゃないか、私はそういう心配をしておるからお尋ね申し上げておるのです。これは十分踏まえて、これからの人材養成については、そういう協同組織の理念というものを明確に位置づけをして人材養成に努力してもらいたい、そういう決意があるかどうかお答え願ひたい。

○藍原政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、私も、森林組合の性格としては、いま先生がおっしゃいましたような協同組合的な性格は当然持つておりますし、また持たせて今後とも森林組合の指導をしてまいりたいと考えておりますし、森林組合なり森林所有者の人の養成という問題につきましても、この法案の精神に基づいて、私も今後十分指導してまいりたいと考えております。

○柴田(健)委員 それから、こゝろいう法の体系であやふやなことをすると、国がまた逃げる。国がみずから法律をつくつたらそれに責任を持たなければならぬ。また、その末端で運用する組織人員も責任を持つて運用していくことが当然のことなんです。ところが、こゝろいうあやふやなことをすると、国がまた都合のいいときだけは口は出すが金を出さぬといふことになる。金も思ひ切つて出さぬといふ農林省の姿勢が欲しいと思つて申し上げた。

こゝろいうことで、第五条のところで「組合は、法人とする。」と簡単に書いてある。これは前の森林法の中にもこゝろ書いてある。これが公益法人かどうかという問題。ただ法人ではわからない。それから第四条では「営利を目的としてその事業を行つてはならない。」こゝろなつてゐる。金もつけ

一切してはなりませんよ、こゝろ位置づけをしておいて、第五条では単なる法人、こゝろ位置づけしている。こゝろわれわれにはいささか矛盾を感じるところなんです、この点はどうか。私は、あくまでも「公益」という字を入れるべきだ。組合は公益法人として位置づけをすべきじゃないか。

○石川政府委員 森林組合は、森林組合法に基づきまして設立をされますいわゆる特別の法人でございますが、先生御指摘の公益法人、これは民法上の公益法人でございます。いはゆる森林組合が営利を目的としないといふことは、御承知のように、組合の活動を行ひまして外部的には利益を上げまして、それは結局内部的に組合員の利益のためにする行為でございます。したがって、営利を目的としない法人と申しまして、いはゆる外部に向かひましてある種の経済活動まで抑えている趣旨ではございません。しかも、片一方で森林組合が森林の保護培養といった面での公益的な目的を持った活動をいたしますけれども、それをもつて民法上の公益法人と直ちに言うわけにはまいりませんで、「法人とする。」ということによりまして、森林組合法に基づいて設立されます特別の法人ということでございます。

○柴田(健)委員 土地改良組合の方は公益法人として位置づけしたですね。だから、土地改良法で公益法人として位置づけをして、それで都市付近では、部外者から協力金だとか負担金だとか、たとえば農地転用をして面積が減つてきて残された組合員が負担が過重になるというたら、負担の軽減を図るために農民以外の者からでも協力金もらえるような道が開けた。われわれはこゝろこゝろかなと思ふ面もありますけれども、やはりこゝろいう道が運用されている。土地改良の方は公益法人と言ひながらいろいろ金を徴収できるようにした。たとえば、森林組合が施設計画を立ててこれから山を育てよう、つくつていこう、こゝろいう計画があるのに、真ん中をばつんと不動産業者が持つておつたために引き抜かれてしまつた、そうするとその全体計画が崩れてしまふ。崩れたら

組合員に与える影響は大きい。その場合の損失補てんなり負担というものをそういう不動産業者にさせる。組合の事業計画に変更を与えないというような場合が考えられる。それに公益法人としておいた方が協力が取れる。ただ法人なら取れない。そういう面が出てくる可能性が有ります。だから、営利を目的としないという四条で位置づけをする限りは、五条のところも明確にしておいた方がいんじゃないか。いまの答弁を聞くと、幅を広く考えているのです。営利は目的としないけれども、いろいろな組合員の福利施設のためとか利益のために幅を持たせていく、その点はよくわかるのだけれども、対外的な面で私は疑問を持つからお尋ね申し上げます。

○石川政府委員 土地改良区も、御承知のように土地改良法に基づく特別の法人でございます。法第十三条も「土地改良区は、法人とする。」という書き方をいたしております。先生御指摘の土地改良区がその他利用者にも各種の経費賦課ができるという論理は、むしろ、土地改良区が御承知のように関係者の三分の二の同意をとりますと、農用地造成事業は違いますが、強制設立ができます。したがって、本人の意思にかかわらずに、関係地区を入れて土地改良区がつくられるという、その点が、御承知のように加入、脱退の自由、設立の自由といういわゆる組合法制と基本的に違ふところではなからうかと思ひます。

森林組合の場合、いま先生御指摘の経費の賦課の問題でございますが、あくまで法の体系が加入、脱退を自由としておりますから、非組合員につきまして、員外利用いたします場合に、員外利用いたします事業の利益を受けますという限度に止めて、必要な利用料とかいろいろのものを取ることは合意の上でできるわけでございます。そういう意味で員内と員外を区別しませんで、員外につきましても、員外利用したことについて形では取ることができないではなからうかと思ひます。したがって、それはあくまで強制の案で、たとえば、土地改良区の御指摘のよう

な場合でございますと、本人はそういう土地改良事業に参画することを当初は拒んでおりまして、土地改良区を強制的に設立いたしました。ある程度取れるとあるいは経費の賦課ができるということとは若干様相を異にしますけれども、員外の場合に、利用いたしまして、その利用に關して正当な利用料等を徴収することを妨げているわけではございません。

○柴田(健)委員 次に第九条なんですが、「事業の種類」、たくさん事業ができるようになっておるのですが、九条の四号「病害虫の防除その他組合員の森林の保護に關する施設」とある。これは森林法の中にも同じことが書いてある。ただ、病害虫の防除その他組合員の森林の保護だから、病害虫、たとえば松くい虫、これらについていまでもそういう法律でやってきた。今度は単独立法です。病害虫の防除対策をどういう形でやらせるのか。森林法の中では「防火」という言葉があった。今度は森林組合には防火、防災は関係ないのか。

○石川政府委員 森林の保護に關する施設につきまして、病害虫の防除ということを示例に出しましたのは、それが事業の内容として一番多いということでございます。それから「防火線の設置」というのを削りましたけれども、これはそれをしなくてよくなったということではございませんで、防火線の設置といふのは実際の事業として非常に少のうございまして、森林の保護に關する施設の例示としては必ずしも適當ではないのではなからうかということでは削除いたしておりますけれども、当然事業としては読めるわけでございます。

○柴田(健)委員 たとえば防火、防災で森林組合が自分の森林を守るためには、防火線の設置でなしに、これから山に防火水槽をどうつくっていくかということも考えなければならぬ。防火水槽はもう全然森林組合の任務ではない。それで国が直接やるのか。それで森林のABCとランクをつけて、当然この森林は国なり県が総力を挙げて

守らなければならぬ森林地帯における防災施設、地域の市町村なり森林組合が守らなければならぬ山についての防災施設、いろいろ任務が分かれると思うのですが、森林組合はそういう防災施設については何もしなくてもいいのか。そういう法律の条項がないと、今度は国が補助を出すことができないではないか。それは森林組合の任務ではないからやめなさい、補助はつけませんぞと、こうなる。やはり立法の中でそういう防災施設も、森林保護、第一条の目的にちゃんと書いてある。それはもういろいろな災害がある。風害もあれば雪害もあるし、火災もあればいろいろな災害がある。片一方ではこの保険制度をこれからどう充実していくかという問題もある。そのように防災施設は森林組合から、前の森林法には書いてあるのに今度は外した。どういう考えを持っておるのか。山を守るためには何が必要かということ、林野庁はまず考えなければならぬのじゃないですか。その点を外すというのはおかしいのですよ。これはどうするのですか。

○石川政府委員 先ほど御説明いたしましたように、その種の防災活動を森林組合の仕事から外したのにはございせん、ただ表現いたしました場合には、やはり事業として非常に現実に現行の場合に、かつなじんでいるようなものを例示に挙げるというのが通常の姿でございます。その場合に、防火線の設置ということが森林組合の行います事業として非常に事例が乏しかったということがございまして、例示から外したわけではございませんけれども、事業の内容としては当然そういうこともやっていただいて結構なわけではございせん、むしろそういうことを進めるべきだとも考えておりますので、法の施行の段階でそういう誤解がないように十分注意してまいりたいと思っております。

○柴田(健)委員 これは自分の山をみずから守るという立場から言ふと、はっきり位置づけをした方がいいのじゃないか。森林計画、施業計画、いろいろな計画の中でどういう方法で守っていく

かを。そういう考えたから、おとといからの愛媛の山火事、岡山の玉野の山火事と、何ほでも山が燃えるんじゃないですか。もう少し山の防災上のことを真剣に考えて、防災施設に国がほとんど補助をつけていく。類焼拡大を防ぐようなそういう施設に、森林所有者にも任務を持たせるが、県も国もそれに対して補助をつけていく。そういうことをこの立法措置の中で明確にしておかないと、大体日本の官僚というものは文書に書いてあれば守るけれども、書いてないものは守らぬのが癖じゃないですか。農林省の石川さんが未来永劫ずっと林野庁長官を何十年やるんじゃないけれども、それはなれるかどうかは知りませんが、大蔵省というところはわけがわからぬですよ。大蔵省というものは、ちゃんと法律に書いてあれば補助をつけるけれども、それ以外はつけません。ここであなかが何は答弁したって、われわれは信用できない。そういう施設はこれから大事にやらないですか。所有者はもちろんな、国ももつと国民の目を山に向けさせるというのなら、あらゆる施設についてもつと力を入れるべきではないかと思うのですが、次官いかがですか。

○今井政府委員 先生のおっしゃる通りに、山を守る防災、火災から守ることは当然大事なことでと思ひます。したがって、現実に私の知っている範囲内でも、全国の幾つかの町村に森林所有者が中核となつたそういう防災、消防の団体がありまして、先生御案内のとおりでありますし、また林野庁も、若干ではございますが、そういうこともに対して助成をいたしております。

そこで、いまの条文の話は、多分私の知っている範囲内では、いまの四条の中で十分読めるのだというふうに理解をいたしております。したがって、林野庁としては、いまよりさらに一層そういう面についての努力をすることはあるにせよ、後退をしてやらないのだというつもりはさらさらございせん。先生のいまの御議論を踏まえまして、なお一層予算の獲得等について前向きな姿勢をとってまいりたい、かように考えております。

○柴田(健)委員 四條じゃないんですよ、次官。九條の四号と書いておるんですよ。

○今井政府委員 大変失礼いたしました。九條でございませう。

○柴田(健)委員 それで、森林法の中にはちゃんと書いてあるのを今度消したのかと言うのか。「防火、防災、病虫害」となせ入らなかったのか。この点は手落ちであったということ認めたらどうですか。何は言葉でやりますと言うたって信用できないですよ。

○石川政府委員 実は法案を整理いたします際に、各条文の表現の仕方につきましては、二十六年につくりましたときの言葉と、現段階で特に独立した一法をつくり出す場合としては、森林法にあったものをそのまま持つてくるというだけの作業では決して済みませんものでございませうから、若干そういう文言等をいろいろと内部であるいは法制局等と打ち合わせたわけでございませうが、たとえばの例でございませうけれども、九條の一項一号では「組合員のためにする森林の経営に関する指導」ということになっておりますが、これも従来の七十九條では、「組合員のための森林経営案の作成その他の森林の経営に関する指導」という表現を使っておりました。ところがその「森林経営案」という言葉は、実は言葉といたしましては二十六年の森林法制定当時はかなりよく言われた言葉でございませうが、現実に現段階で、経営案をつくるということが組合員の指導の代表格かどうかというような議論になりますと、「経営案の作成」という形では、指導というものを例示します場合の代表たり得ないのではないかとというやうなことでこれを落としておりました。これも、いま先生御指摘の防火の対策をやらないということではございませう、たまたま例示が「防火線の設置」という非常に具体的な表現をとっております。御承知のようにこれは、防火対策のいろいろなものの中の一つの手法であります防火線をつくるかつかぬかという非常に具体例を出しておりました、そのあたりが法案を整理していきま

す段階で、防火線をつくるかつかぬかというやうなことが具体的事例として挙げるのはいささか例として狭いのではないかとというやうなこともございまして、要するに問題は「森林の保護に関する施設」でございませうから、そういうものの中で最も広範かつ一般的な例示を挙げたらよろうというところで、「病虫害の防除」というものを一般的例示として挙げたわけでございませう。

しかし申身といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、たとえば先生御指摘の防火のためのため池をつくるということも、これは補助事業の一端としてやっておりますし、御承知の森林火災防備のための施設助成につきましても、五十三年度に約九千万も予算を出しているわけでございますので、決してその種の活動でないがしろにしたり、あるいは今後後退させるという意図ではございませう。たまたまありましますものが抜けたということ、それが後退と見られては非常にまずいわけでございませうので、私もといたしましては、この法文を施行していきまます段階におきまして、先生がいま御指摘のやうな問題を十分頭に置きまして、そのような防災活動が後退することがないように、むしろ前進するように一生懸命指導をしていくつもりでございませう。

○柴田(健)委員 二、三日前から焼けている愛媛、岡山の何百町歩という山火事ですね。ああいう山林の大火災が過去に何回となく起きて、その都度林野庁は、恐らく専門的に火災の発生の原因究明なりその消火活動あるいは防火活動の面から見て、反省会という検討を加えられて、万一の地域に火災が起きたら、地域防災計画の中でどういう活動をさせるか、どういう出動体制をとるか、そして山にはどういふ施設をつくるべきか。道路をつくるという場合においても、ただ仕事がいやしいとか工事費が安く上がるからという道路新設でなくして、常に防災的な立場で林道の新設も考えなきゃならぬだろう、そういう反省を今日まで常時してこられておると思うのですよ。検

討してきたという結果から見れば、この条文に何と何をいれなきゃならぬかというくらいのことにはわかるはずだと思ふ。ただ石川部長のいまの答弁のやうな、それは森林を守る保護施設と書いてあるから、それで皆包含するんだというやうな説明では、われわれは納得できない。皆さんは山を守る機関だから、あらゆる災害から山を守るにはどういふ方法で守っていくかという基本的なものを見出すためには、現場で関係者が寄つて、いままでも何回となくそういう反省会を持つて、検討を加え反省せられておると思う。その上に立つて考えた場合には、こういう字句ではいけないんじゃないか。どうですか長官、もう一遍説明を。これをもう部長だけじゃだめだ。

○藍原政府委員 森林火災に對しましては、十分PRをし、普及宣伝をし、そして火災が減少するやうな努力をしなければいけないというふうな私どもも十分考えておりますし、また、森林を管理維持する面で、森林火災等に対しまして心構えなり予防なりがきわめて重要であることは、先生の御指摘のとおりでございませう。したがしまして、私も従前からその努力はしてまいりましたが、ただいま林政部長から御説明申し上げましたやうに、今回の森林組合法の中では事例としては挙げませんでしたが、森林の保護」という形の中で、一般的に森林保護と申しますと、病虫害も入りますし、防災も入りますし、いろいろなものが入つてくるわけでございませうけれども、その中で私も十分認識いたしておりますし、そういう考へ方で、また誤解を招かないやうに十分徹底指導をしてまいりたいというふうな考へておる次第でございませう。

○柴田(健)委員 あなたの方は余り勉強してないから論争していてもだめだから次に移りたいのですが、第九條、今度は二項の第三ですね。「組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売」という事業ができるやうになつてゐるのですが、この運搬と加工というのは広義に解釈すればいろいろある

わけですが、個々の単位組合、森林組合が単位組合でトラックを持つということは、この維持管理になかなか経費がかかるから、経費節減として組合員の利益をいささかでも守つていこうとするならば、たとえばブロック別に運搬業務だけ一つ別に切り離して、ほかの団体の出資をよんで、単位組合が十か二十か参加して運搬業務を専門にやるという場合には、これは運輸省との関係があるのですが、こういう事業ができるのかできないのか。そういうやり方ができるのかできないのか。ただ個々の組合が運搬だけをする業務か。共同出資で運搬業務ができるのかどうか。

それからもう一つ加工。加工は、ワラビやゼンマイやいろいろある、それらを特殊林産物としてこの備蓄なり、商品価値として、ただ生のまま出すというのでなしにいささかでも加工をやる、その加工処理施設に対して国なり県がどれだけ援助できるのか。そういう加工というのはそこまで拡大解釈していいのかどうか。加工というのはどういふものを加工と言ふのか。ただ木材を削つて出すのも加工だけれども、これはもう林産物なんですから、山にできるものをどういふやうに加工するか。これはいまの時点でもそうですが、将来を考へて雇用問題というものを考へなければならぬ。それから、山を相手に雇用拡大を考へるのはやはり森林組合の任務ではないか。そういう立場から言つと、運搬業務も加工業務ももつと思ひ切つて融資、補助、そういうものをどういふものならやれるんだという解釈というか、そういう説明を願ひたいんですよ。

○石川政府委員 最初御指摘の、数組合が集まりまして物だけを運送する事業をやるかというお話でございませうが、これは御承知のとおり、組合につきましては、一項の必須事業とあわせて任意事業を行つたてまでございませうから、運送事業だけを独立する組合というのは森林組合法上は認められないやうな案にならうかと思ひます。それから、その場合に道路運送法等の適用を受けるのは当然でございませう。

それから二番目の加工でございますが、これは現にいろいろやっております、単に袋詰めする程度の簡易なものから、あるいはそれをある程度、御承知のいろいろな塩蔵とか、あるいはつけもの加工とか、あるいはびん詰めとか、物によってはかん詰めとか、そういう形まで加工するようなものも当然この加工に入ります。助成といえしは、林業構造改善事業の中でも、それから五十三年度からかなり広範に認めております特用林産の事業につきましても、この種の加工についてもある種の援助ができるような道を開いております。

○柴田(健)委員 次に、「林道の設置その他共同利用に関する施設」、これと、最後に四項の方で、「組合は、正当な理由がないのに、組合員以外の者が林道を利用することを拒んではいけません。」ここがひっかかるのです。林道というもののいろいろ種類がある。これは政治家の拡大解釈が、いかげんなことで林道の予算をとって、でき上がったみたら、いつの間にか市町村道になってみたり、観光道路になってみたり、いろいろある。ところが、どういふものを林道と言ふのか。それを森林組合に新設を認めさせ、ただ造林、植林をやる管理道と言われるのが林道なのか、作業道というものが林道なのか、観光道路も含めたようなものを林道と言ふのか。残念なことには日本に林道法がない。だから、林道法がないために交付税の中の基準財政需要額の算定もまたに話にならぬ。市町村は迷惑しておる。だから、林道法という法律があれば、道路法に準じて基準財政需要額のこの単位費用もある程度認められる。いま普通の市町村道の二分の一以下だ。ところが、林道ぐらい金のかかる道路はない。新設も金がかかるが、後の維持管理も金がかかる。だから、林道というものはどういふものを今度是指しているのですか。この法律の中ではどういふものを位置づけをする、まずそれを説明を願いたい。

○須藤説明員 お答えいたします。ただいま先生から御指摘のとおり、林道について

の法制上の定義はないわけでございますけれども、林道とは、一般的に森林の内外に通じ主に森林の管理、経営のための必要な交通を目的としてつくられていて半永久的施設のことであるというふうな理解をしておるのでございます。

林道の現実の利用状況は、林産物の搬出等、森林の管理、経営のみならず、地域住民の一般交通の用にも供されておるといのが実態でございます。

○柴田(健)委員 この林道というものは、たとえ山村でやるもの、林業構造でやるもの、いろいろある。名前はいろいろあるのですが、林道というところについてはいろいろ幅員もほぼ同じようなもの。だから、森林組合で任務を持たしていただく。林道の設置というのは、それなら町村はどうなんだ。町村がやる。山振法では森林組合はやってないでしよう。あれは町村がやっていると。それらの兼ね合いはどうなんだ。これから山振でやるもの、森林組合と協議をし、森林組合に委託をしてやらせるのか、その点はどうなんだ。○須藤説明員 林道の開設、改良等は、御承知のとおり、現在都道府県、市町村、森林組合等が施行主体となつて実施しておりますが、その実施状況でございますが、五十二年を例にとりますと、施行主体別実施状況でございますが、都道府県が五四・七％、市町村が四二・一六％、森林組合が二・七％というところで、森林組合の実施は非常に少ないわけでございますが、まずその施行主体は、その団体の有する費用負担力とかあるいは組織陣容、事業の実施の緊要性等を勘案して弾力的に決定されておる。その決定された結果が、いま申し上げたような実態でございます。

○柴田(健)委員 ただ「組合は、正当な理由がないのに、組合員以外の者が林道を利用することを拒んではいけない。」森林所有者組合員がみずから金を出してあるいは金を借りて林道をつくる。ほかの者が勝手にそれを使う。組合員が自分の財産としている山を荒らしに来る者がある。何しに来るかといったら、山の石を庭石に使う。また、

いま縁をふやせというので造園業がはやって、自分のところの庭木をふやすために山へ入って木を盗むというのがあり得る。それが自動車に乗ってきて掘って持って帰るというように、林道を山を荒らすというような形で利用される可能性があらう。森林組合としては自分がつくった道を自分で管理する責任を持つておるのに、石を運んだり立木を運んだりして山を荒らす。そういう場合にそれを拒んではいけないということになれば、自由自在に通らせなければならぬ。そのかわり通すには利用料を取りますよと言つても、拒んではならぬ。だから利用料を払わぬでもいいわけです。通る権利がある。道路法に準じて、道がある限りは交通を妨げてはならぬという位置づけなら、利用料も取れぬじやないか。われわれは利用料を取るべきだという判断に立っている。山を荒らしに入る者は当然道路の利用料を払うべきだ。ところが拒んではならぬというところになれば利用料を払わぬでもいいということになる。片一方では利用料を取れる道も残されている。この点の解釈はどうですか。

○須藤説明員 ただいま先生がおっしゃるとおり、林道は原則として員外者の利用を制限することとが禁止されております。したがって、林道の利用区域内に森林を有するいわゆる非組合員ばかりではなく、いまお話しのようにございました森林を持つてない者等にも広く開放されておるのが実態でございます。

いま利用料が徴収できないというようなお話がございます。これはその都度利用者から利用料として利用の程度に応じて徴収することとができるということになっております。したがって、森林組合は組合員ばかりでなく員外者からも利用料を徴収することができるとなっております。これは現行森林法の第七十九条五項本文である。これは今回の森林組合法案の九条の第五項本文というところに解釈いたしております。

○柴田(健)委員 片一方は森林法でいこうとし片一方は森林組合法でいこうというのだが、この項はおかしい。利用料を取れる道を残しておきながら、林道の利用を拒んではならぬということになれば、へ理屈を言う者がたくさんおるのであります。利用料を出さないと言つても、何を言っているんだ。利用料を出さなければ、道路は天下の大道だから通る権利がある。法律で「拒んではならぬ。」と書いてあるじやないか、こうなつた場合にどう説明をしたらいいのかということだ。森林組合の当事者としては困る。利用料が取れる道がある。ところが片一方は「拒んではならぬ。」と書いてある。そのときに森林組合の山を管理する担当の役職員がその人にどういふ説明をするのか、その点を明確に答弁してもらわないと、われわれが末端で説明できない。

○石川政府委員 四十九年の改正からこれと同じ形になっておりまして、「組合は、正当な理由がないのに、組合員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。」という四項がございまして、五項に「前項の場合において利用料の納付その他の条件を付することを妨げない。」とつけているわけでございます。正当な理由がないければ拒んではいけませんけれども、その場合に利用料はちゃんと納付した上で使ってくださいというところは、法令上当然認められておるわけでございます。

○柴田(健)委員 前条の方が優位性があるのですね。「拒んではならない。」という字句を消したらいと思ふのです。なぜこんなものをわざわざ入れるのか。これは消したらいのですよ。それから、林道開発で林道をつくることによつていろいろな災害がふえているのですよ、事例から言つて。林道をつけていろいろな者を山に入れたら、たばこの吸いがら捨てたりいろいろなことで被害が多いのですよ。それだけ林道をつくる者に管理責任があるし、入る者にも責任があるわけですね。その点を考えたら、この「拒んではならない。」という字句は消すべきだ。もう少し厳しさがなければならぬ。山の管理者にはもう少し権限を持たせるべきだ。森林組合に権限を持たせる

べきだ。そうしないと、第五項があるんだから大丈夫と言っているのはおかしい。この点もう少し明確に言うてもらってかぬと、道をつけることによつて山に被害が多い。被害を防止する立場から言うても、こんな字句は要らぬじやないか。もっと管理者に権限を持たせるべきです。平等主義から言う一般の住民も通すべきだけれども、これは特定のものを守るわけですからね。道路法という道路、県でいえば隣の県と結んでいる道は何人も通るのを拒んではいけません。林道というものは目的がはっきりしておる。そういう面から見ると、森林組合にもっと権限を持たせなければいけません。どうですか。

○藍原政府委員 現在、日本の林道はまだ基盤整備が非常におくれておまして、今後さらに林道を積極的に開設することに努力しなければいけないと私も思っております。こういうことによりまして、日本の森林行政はさらに基盤が固まり推進されると考えておりますが、林道につきましては、いま先生御指摘のとおり、これはもっぱら林業に使うものでもございませうけれども、また、先生御存じのような山村の実態、さらには最近森林の公益的機能といういろいろな問題から、森林に入り込みます一般の方々もふえてまいっております。そういう観点から、私もといたしまして、もっぱら林業に使うものではないといたしております。その辺の公共的な性格の利用の仕方、あるいは一般の方々の通行のための利用というものは拒めないというふうに考えております。四項には「拒んではならない」と書いてございませうけれども、先生御指摘のように逆にそのためにいろいろな問題が起きておることも事実でございませう。そういう点で、今度条件を付することができるとにいたしておりますし、その辺は一例を挙げますと、森林組合で林道のための相互組合的なものをつくりまして林道の維持管理を含めいままの問題にも十分対応しておるところもございませう。現場ではそういう事例があることも私も認

識いたしておりますし、林道につきましては、それが林業に十分利用されると同時に、いろいろな面でいま申し上げましたような活用がされる場合もございませう。そのために、いろいろな災害が起きないような対応というものは、当然現地でいろいろやっていただかなければいけないとは思っておりますが、それだからといって、「拒んではならない」という条件を完全に落とすことはまた非常に問題があるかと考えておりますので、いま先生がおっしゃいましたように、事故が起きるだけ起きないよう、いろいろな面での森林の保護なりPRなり、そういうものに積極的に努力をいたしまして、林道が有効に利用できるよう方法をとつてまいりたいというふうに考えております。

○柴田(健)委員 たえば森林公園をつくるのかというふうな、国民の健康に関してレクリエーションの場というふうな場合にはいろいろ考え方が違つてくると思ひますけれども、本当に森林資源を守るといふ立場でつくられていく林道については、よほどこれは厳重にしないといふため、正確に言つて、こういうわれわれの気持ちなんです。

それから、同じ林道でも、それぞれ森林組合は定款ができるのですから、農林省は模範定款でもつくつて示して、こういう方法でやりなさい、そういうものを示すのか。示さずに、個々の地域における森林組合の定款は自主的につくらしめていくのか。これはどちらですか。

○藍原政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、地域によりましてはいろいろな林道の相互組合的なものをつくつておるところもございませう。その地域によりましてその林道の利用の仕方がいろいろあると思ひます。したがしまして、これは一律に定款で決めるといふことよりも、それぞれの森林組合の実情に即して自主的にやっていただく方がいいのではないかというふうに考えております。

○柴田(健)委員 この点については、十分指導は誤りのないようによつてもらいたいという気がいたします。

それから事業の種類はたくさんできるようななつていますが、特にわれわれが関心を持つていのは、組合員の林業労働に關しての安全施設、福利施設、こういうものには最重点的に考えなければならぬということです。日本の場合は、山がおくられてきた、林業行政がおくられてきた最大の理由は、山から人がだんだん離れてしまった。今度山へ人をどう向けるかということを考えなければいかぬ。山から離れていたために日本の林業がおくれてきた。国土の七二％もある、そして、気象条件も温暖で、もう少し手入れをすればこうまで外材を入らなくても、日本のこの林地、森林から資源がもつと効率的に供給できる体制ができたのではないかと気がするわけです。問題は、山に人が行かないわけですね。その欠陥を今度は直していかねばいけません。直すためには、林業労働者に対してどういふ抜本的な処置を講ずるのか。

ただ単に森林組合だけに任務を持たせるのではなくして、国、県がどれだけのやるのかということが重要な課題だと思ひます。たとえば労働三法をどう適用していくのか、退職制度をどうつくっていくのかという展望のある労働政策を立てなければならぬと思ひます。そういう展望があるのかないのか、林野庁、ひとつ考え方を明らかにしてもらいたいです。

○藍原政府委員 山をよくするためには、先生御指摘のように、山に人が住み、そして林業なり森林の維持管理というものに意欲をもつていただく必要があらうと思ひます。そういう意味で、人の養成と申しますか、担い手の確保といひますか、そういう問題については、私も今後とも積極的に対応しなければいけないといふふうに考えております。そういう意味から、従前から構造改善事業をやりましたり、あるいは山村の所得の向上のために、入会林野等への高度利用の促進というふうなこともやつております。また山村の集落基盤の整備という形で、新しくそういう事業にも取り組んでおりますし、それからさらには、林業従事者の養成、確保に直接関連いたします施設につ

て、林業の実態に見合った退職金制度の適用促進事業というものに新しく取り組もうという姿勢も持つております。そういうものもよろしくをわれわれ考えておりますし、確かに林業労働者は、現在いろいろな社会保障制度の中に加入率は低いといふふうにおかれも認識いたしております。そういうものにつきましては、森林組合の中にパトロール等々設けて、積極的にそういう条件の改善に努力するよう指導いたしておりますし、今後私もといたしまして、森林組合がこの中心になりまして、山村の労働力が確保できるような施策について十分対応し、またそういう努力をしていただくような指導をしてまいりたいといふふうに考えております。

○柴田(健)委員 この法律ができる機会に林業労働者の処遇改善、要するに労働力の確保という面から見て、専門的に林業労働者の問題だけに焦点を絞つて、森林計画その他で森林審議会というものがあつたのですけれども、それ以外に、専門的にそういう林業労働者の確保について、処遇改善を含めて委員会を設置する考えはないですか。

○藍原政府委員 林業行政につきましては、先生十分御存じのように、林政審議会がございませうし、また森林法では中央森林審議会があり、それぞれの地域に森林審議会がございませうが、私もといたしましては、そういうものの中で十分いま先生のおっしゃいましたような問題については対応してまいりたいといふふうに考えております。

○柴田(健)委員 国も県も審議会制度があるのだけれども、形式的に終わつていける可能性が強いのです。だから、林業労働者の問題だけに焦点を絞つて、あらゆる専門家をいれて専門的に検討して、早急に結論を出すといふことをやった方がいいじやないかという考えがあるから、皆さんにお尋ねを申し上げておるわけでありませう。これから林業労働者の社会的地位づけといふものもあわせて考えないと、ただわれわれがいろいろな林業問題の質疑の中で論議を聞いておると林業労働者といふのはすぐできるように安易な考えを持つて

おる。たとえば、松くい虫の防除問題でも、空中散布より伐採駆除をやらないと簡単に言われていますが、その山の作業というものは簡単にできるものではない。人間という動物はバランスがとれて持久力があるのであって、山の作業というものはバランスを常に崩しての作業であります。体重が右足にかかる左足にかかるか、どちらにしてもバランスを崩しての作業です。それだけ林業労働者というものは普通の労働者——町に失業者があふれておるから、それを引っ張って伐採駆除をやらしたらいじやないかという論理をよう言われる人がある。だから、ただ単なる山の作業、林業労働者というものはそう簡単に作業ができるものじやない。そういうように簡単に物を考える。水のたまっておるところには魚がいるから、ちよつとは沿岸が水質汚濁になつてもいいじやないか。土地があるところは何でもつくれるから、たんぼをつぶして、山をちよつと開墾すれば何でもつくれるというように物を安易に考えている。そういう安易に考えているから、土地がだんだん荒れたり山が荒れたりいろいろするわけです。林業労働者というものがいかに苦しい作業かということをもっとみんなが知らなければいけないのではないのか。それがわからなければ、林業労働者というものがだんだん減つていく、そういう立場から申し上げれば、もう少し真剣味があつてほしい。長官、どうですか。

○藍原政府委員 山の仕事は非常に厳しい、いま先生がおっしゃいましたバランスを崩して仕事をすると山の状態であること、私も若いころ山に入りましてその辺は十分認識しておるつもりでございます。そういう意味から、私も決して安易に考えておるわけではございませんで、できまゝものを徐々に積み上げていって、林業労働者の定着化、あるいはその社会的地位の向上、福利厚生の上というような問題をとらえて、着実に私どもとしても努力してまいりたいというふうに考えておりますし、いまいろいろの意味で林業が非常に厳しい時期に立つております。こういう

う林業の厳しさをわれわれも踏まえまして、日本のこれからの林業をさらに発展させるためにも、やはり人が中心になるということは十分認識いたしておりますし、先ほど申し上げましたような施策を、さらに今後充実いたしまして努力してまいりたいというふうに考えております。

○柴田(健)委員 特に、この条文でこれだけ明確に——前の森林法にも書いてあったのですが、それは守られていない。今度は新しい立法措置として、森林組合法として出資するのですから、それだけいまだより変わったもの、文案は同じであつても、より変わった方向でこれから前進させていかなければならぬ。そうしないと新しい立法措置をした価値がないと私は思う。いまだ森林法の中に入れておつたのを今度は分離したんだから、それでいいじやないかと安易な考えでは森林組合も育たない、組織強化も、組合員の社会的経済的地位の向上もあり得ない。それから全体の発想の転換をこの際すべきじやないかと思う。そういう立場で申し上げておるわけで、やはり林業労働者、それから人材養成、そういうものを怠らないようにやつてもらいたい、こう思うわけです。

時間が刻々参りますから、やれば一日かかるのですけれども遠慮申し上げて、二十八条の出資額なんです、生産森林組合を含めて一組合員の出資額は大体どの程度か。

(山崎平)委員長代理退席、委員長着席

いまは、全国的に調べてみると出資額が非常に低い。出資額が多い少ないは別と申しますけれども、やはり出資額がある程度ないと、組合員の自覚というものが欠ける。出資額の適正な額は幾らか、一口幾らなら適正なのか、そういう基準の考え方があれば示してもらいたい。

○石川政府委員 現在、組合を平均しますと大体五百五十万前後でございますが、合併助成法の際にも申し上げましたけれども、とりあえず一つの目標といたしましては、払い込み済みの出資額で一千万円見当はぜひ積み立てたいと考えております。

農村の民主化がだんだんおくられてくる。そういう立場から物を申し上げると、今度の森林組合役員選挙、この選挙権の行使については公職選挙法を適用すべきじやないか、こういう気がするので、どうですか。これは次官に伺います。

○石川政府委員 御承知のように、公職選挙法はまさしく公職を選挙するための法律でございます。衆議院とか参議院とか市町村、その議員、長でございまして。森林組合は森林所有者の協同組織ということでございます。協同の組織の中でだれを選ぶかというのは、いわゆる公的機関としての公職を選ぶのとは若干趣を異にするのだらうと思ひます。私は決して、飲み食ひとかそういうことをして選挙をしていいと申し上げているのではなくて、そういう自主的な協同組織が自分の代表者たる理事長を選ぶ場合にどういう形が適当かという議論は別途ございまして、公職選挙法をストレートに引いてくることは不適当ではなからうか。御承知の農業委員会あるいは海産物調整委員会に公職選挙法を引く張つておりますけれども、これはあくまで委員会指示とかそういうことができます行政機関、公的機関という位置づけでございまして、私どもとすれば、他の組合法制等と同様に公職選挙法を引かないで選挙をする。その選挙の仕方についてより公正なものをするということに關しては、決して御意見に逆らうわけではございません。

○柴田(健)委員 われわれは、いかなる選挙も原則として公職選挙法を適用すべきだ、こういう考え方立つてお尋ね申し上げた。だから、いまのような選出の方法をやると、本当に山に対して責任を持つような、よし、おれが役員になつてやつてやろうという熱意の者がだんだん後退して、名譽欲の強い、権力欲の強い者が出て、ただおれは森林組合の組合長であり、専務であるというだけで終わつてしまふ可能性がある。だから、公職選挙法を適用すべきだという考え方でお尋ね申し上げたのですから、そういう弊害のないように、優秀な役員が選出できるような指導を強めて

もらわれないと困る。

次は三十三条なんですが、「組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過怠金を課することとができる。」この過怠金というのは、ちよと米の生産調整でベナルディーという言葉で大分論議をしたのですが、不公平は正すね。過怠金というものは不公平は正の発想から生まれた。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

たとえば山の共同作業。出る者は出るし全然出ない者は出ないから、よそへ行ってもらうて山の作業をしないから、おまえのところは過怠金を出しなさいよということ、過怠金制度というものは長い歴史から生まれておる。過怠金を取る、法的にそういう処置をするぐらいなら、組合員に対してもう少し法的に優遇措置を考えていく。なぜ過怠金制度が生まれたかという、山の作業というものは賃金が安いのですよ。安いから、よそで働いても過怠金を出した方が得だということです。これは、山の労働賃金という作業賃金が安いから、過怠金という言葉が生まれたのです。依然としてこの過怠金という言葉を使っているが、これは安い賃金で働かせようという発想から生まれた言葉なんです。なぜこんな言葉をつけるのですか。

○石川政府委員 三十三条に關します過怠金でございませうけれども、現在、模範(定款例)では、「出資又は賦課金の払込を怠ったときは、過怠金を課す」ということを定めておりました。現実にも、こういう出資あるいは賦課金を払い込むべき日に払い込まない場合、正規に払い込みました者との差額が不公平になりますのでございませうから、その間を過怠金を徴収するという形が一般でございませう。

○柴田(健)委員 それなら、出資についてはそういう過怠金という言葉は使わぬ方がいいですよ。それなら延滞金でいいですよ。過怠金という言葉はおかしいじゃないですか。出資の期限がおくれる場合は延滞金でいいですよ。そういうごまかそうという答弁をしてはだめですよ、あなた。過怠金という言葉は、組合活動をすれば賃金が安い

から、過怠金を出してもよそへ行って働く方が得だという、賃金が安いから生まれた歴史的な言葉なんです。あなたはもつと歴史的なことをよく知って説明しなければだめですよ。

○石川政府委員 経費の賦課等を人頭でやりましたような非常に古い時代に、御承知のように、金を払うかあるいは人手で手伝ってくれるかというようなきにそういう言葉が使われていることも事実でございませうけれども、現在私どもが過怠金と申しておりますものは、そういう人的な形で物を賦課してそれを何するとかいう場合ではございませんで、まさしくそういう金銭的な出資とか賦課金に対してやっているわけではございませう。このことにつきましては、農協法も水協法も全く同様の「過怠金」という言葉を使っておりますので、私もその例にならっておりますので、私どももその例にならっておりますので、こ

う言われれば罪、汚れもないわけですから、こもう少し石川さん勉強してもらいたい。われわれは過怠金なんという古い言葉は正直に言つて使いたくないのです。やはり近代国家として成長していくなら適当な言葉を使うべきであつて、過怠金なんというの、農村で古い社会の中からずつと伝わつてきておるのです。過怠金というのは、先ほども申し上げたやうなそういう歴史の中から生まれてるんだから、やはり山の作業というものは賃金を安く抑えるんだなあとということになる。そういう発想では困るから申し上げておるのですから、これは行政指導の中で十分考へてもらいたい、こう思います。

それから四十七条、「役員(の)兼職禁止」なんです。役員と使用人、この点は先般の審議の中でも瀬野議員から言われておりましたが、常勤と非常勤という形、それから、たとえば請負作業と森組合の直営の場合、これはいろいろ作業というか仕方があると思うのですが、この常勤の場合の組合長だとか専務、これは常勤であるところもあるし、そうでないところもあるわけですから、常勤と非常勤の役員、そして直営の場合と請負の場合、そういう場合に役員と使用人という、この「使用人」という言葉が私にはひつかかるのです。これはどうしてもとれないものかどうか。公職選挙法も適用しないような森林組合が何で役員と使用人という言葉を使つて分離しなきゃならぬか、どうも一貫性がないような気が私にはするのですが、どうですか、この点。

○石川政府委員 まず兼職を禁じた理由でございませうけれども、これはよく御承知のように、使用者と被使用者、使います者と使われます者の立場を原則的には明確にしておくということが組合の事務処理のために必要と考えておりまして、他の農協なり水産協同組合と同様に兼職を禁止するといふ形にしたわけではございませう。

それで御指摘の、特に森林組合の労働班の場合に、いわゆる理事の立場にいる方が労働班員であつたわけではございませう。これは先生の御指摘の、たとえば直営と請負というその請負の場合でございませうと、組合の理事者が請負作業へ入るといふことはあり得ませんから、問題は、組合が直接やります直営の場合に、組合の理事者が実は作業班員であるといふ場合にはこの兼職禁止規定にひつかかるのではないかと問題があるわけではございませう。そこで、現に先頭となつて働いていらつしやるそういう方に十分活躍していただくという事態は決して望ましくないことではないわけではございませうから、この間の調整をいたしたために、前回にも申し上げましたように、その場合、理事者としての権限を行使しない旨を規定上明確にするとか、賃金はいわゆる使用人給ではなくて理事者給で支払うといふ形で何とかその間の関係を整理をしていきたいと考えているわけではございませう。

それから、常勤か非常勤かというお問いでございませうが、これは、常勤も非常勤も理事でございませう場合はいずれにしても入ると考えております。といいますのは、要するに理事会の意を決します場合には、非常勤の人も含めまして理事会の意見

を決するわけではございませうから、その場合に、非常勤であるからといって理事者権能を有していないわけではございませうので、非常勤の方も一応理事者として考えていくというのが私の考え方です。しかしこの場合も、もちろん労働班の班員たる場合には、先ほど言いましたやうな手法で、兼職禁止の規定に実質当たらないやうな形の運用を指導してまいりたいと考えております。

それから「使用人」という言葉についての御指摘でございませうが、法令用語でございませうので、私も他の立法例等をいろいろと見たわけではございませうけれども、御承知のように基本的立法でございませう商法の中とか、あるいは農業、水産関係の協同組合法規、それから最近の比較的新しい立法等も見ておりますけれども、やはり「使用人」という法律用語を使つておりますので、この点につきましては十分考へてみたわけではございませうけれども、一般の法律用語の例になつたといふことでございませう。

○柴田(健)委員 林野庁は頭の切りかえがされてないといふことを事実証明されたように思うし、古い法律をそのまま踏襲していくやうなやり方なんで、われわれは余り感心しないのですが、時間が参りましたから、今度は造林関係で少しお尋ねしておきたいと思つております。

いま造林の国の補助、これは非補助もあるし、補助もあるのですが、杉、ヒノキ、松、いろいろ種類があるわけですが、たとえば補助率はいま一ヘクタールどうなつてゐるのですか。

○須藤説明員 お答えいたします。

ただいま標準補助率は、国が十分の三、県が十分の一、合計十分の四でございませう。

○柴田(健)委員 国の補助率は低いし、実際は造林をやろうと思へば相当金がかかるわけですが、いま山に投資をしようとする林家の投資意欲というものがだんだん減退しておる。われわれが個々に、君のところの山はもう少し投資したらどうかと聞いても、もう損だからやらぬ、こう言うので、損か得かが、人間は欲望のかたまりだから損

を決定するわけではございませうから、その場合に、非常勤であるからといって理事者権能を有していないわけではございませうので、非常勤の方も一応理事者として考えていくというのが私の考え方です。しかしこの場合も、もちろん労働班の班員たる場合には、先ほど言いましたやうな手法で、兼職禁止の規定に実質当たらないやうな形の運用を指導してまいりたいと考えております。

それから「使用人」という言葉についての御指摘でございませうが、法令用語でございませうので、私も他の立法例等をいろいろと見たわけではございませうけれども、御承知のように基本的立法でございませう商法の中とか、あるいは農業、水産関係の協同組合法規、それから最近の比較的新しい立法等も見ておりますけれども、やはり「使用人」という法律用語を使つておりますので、この点につきましては十分考へてみたわけではございませうけれども、一般の法律用語の例になつたといふことでございませう。

○柴田(健)委員 林野庁は頭の切りかえがされてないといふことを事実証明されたように思うし、古い法律をそのまま踏襲していくやうなやり方なんで、われわれは余り感心しないのですが、時間が参りましたから、今度は造林関係で少しお尋ねしておきたいと思つております。

いま造林の国の補助、これは非補助もあるし、補助もあるのですが、杉、ヒノキ、松、いろいろ種類があるわけですが、たとえば補助率はいま一ヘクタールどうなつてゐるのですか。

○須藤説明員 お答えいたします。

ただいま標準補助率は、国が十分の三、県が十分の一、合計十分の四でございませう。

得論が先に出るのはやむを得ないとしても、山に
対してもう少し国が目を開かないとだめではない
かという気がするわけですが、皆さんは山に非常
に長い間経験をせられて、作業のしやすいところ
とにくいところ、それは相当の単価が、コスト
が違わなければならない、いま日本の場合は残されてお
るところは、どちらかといえば急傾斜地帯という
か、勾配のきつい作業のしにくいところが多く
残っているのです。そうすると、どうしても造林
経費というものが相当高くなることは決まってい
るわけですが、そういうところに造林しないとい
いまの基準で、補助でやりましようと言ったって、
なかなかそれは飛びつかない。補助率を大幅に上
げるか、国が思い切って地上権を設定して分収造
林やるか、どちらかの道を選ばなければならぬ。
国が思い切って分収造林に踏み切るか補助率をう
んと上げてやらせるか、どちらを選ぶのが一番い
いのか、長官、ひとつお聞かせ願いたい。

○藍原政府委員 造林の補助率の基準につきまし
ては、いま指導部長から御説明申し上げましたけ
れども、造林事業につきましては、それぞれの立
地条件あるいはあり方等々でいろいろ違いがござ
いますので、補助率とは別に査定係数というもの
を設けておりまして、この査定係数によりまして、
高いものについては七〇%近い補助率になるよう
な査定係数がかかるようなものもございます。し
たがいて、私もといたしましては、これから
の造林の推進に当たりまして、いま先生がおつ
しゃいましたように、非常に造林しにくいところ
あるいは基盤整備がなされておらず、こういう
ところが残っているわけがございまして、それ
らの点については、私もといたしまして十分対応し
ていく必要があると思っておりますが、今後の造
林の進め方については、それぞれの地域の実態が
ございまして、やはり造林の現在にございまして補
助、さらにはこれを保育にまでも進めたわけがござ
います。こういうものをさらに積極的に進め
ると同時に、あわせて分収造林、県でやって
おります公園造林、あるいは水源林の公社造林

等々と併用して、今後とも推進していく必要があ
るんじゃないかと考えております。

○柴田(健)委員 われわれは、いま、やりやすい
ところは大体造林が終わっている、それから作業
のしにくいところばかりが大体残っている、そこ
には思い切って国が分収造林に踏み切っていく
か、それとも補助率をうんと上げて、そして、補
助造林であろうと非補助造林であろうと、融資制
度の金利の問題、償還期限の問題、これをどう変
えるかというのを考えないと、いまの現行制度
では、あなたが何ば笛やかね、太鼓をたたいて造
林しないと言つても、正直なところ伸びないと
私は思うのです。それから非補助であろうと補助
造林であろうと、金利を三分五厘に全部一律にす
る、それで償還年限は全部原則として四十年以上
にする、こういうことを早くしないと、造林は伸
びないと思うのですが、どうでしょう。

○藍原政府委員 いま造林が進まない原因は、い
ま先生がおっしゃいましたような問題とあわせ
て、やはり現在では伐採いたしましたその跡に造
林しないという地域はほとんどないと思つてお
ります。ただ、現在地上に生えております前
生木が非常に売りにくい、こういう点から、なか
なかな造林が進まないというののも一つの造林が進
まない原因であろうというふうなわけであらう
と思います。そういう面から、造林を推進するた
めには、先生がおっしゃいましたように、これから
の造林意欲を盛り立てる方途も考える必要があ
らうと思つておられます。あわせて前生木が伐
採されないという大きな原因がございまして、そ
ういう意味から、先ほど申し上げましたような基
盤整備の充実等々を図りながら、そういう地域の生
産性のコストを下げるというふうな問題から、そ
の前生木の売り払いができるような方途も考えて
いく必要があると思つておられます。造林そのもの
問題について考えますと、現在行われております
補助あるいは融資制度というものは、ほかの制度
に比べれば比較的高額の補助でもございまして、
また融資につきましては一番利率の低い融資制度

になっておりますし、償還期限も長いという形で
非常に長期な体制をとつておられるわけがござい
まして、この問題について将来検討すべき問題が起
こるかもしれません。現時点では、私も、いま
ございまして制度をさらに積極的に強力に推進す
ることによりまして、造林の推進を図つてまいりた
いというふうな考えでおります。

○柴田(健)委員 こういう法律をつくつた機会
に何か変わらなければならぬと思うのです。す
れども、何にも変わらなければならぬと思つてす
けれども、たまたま融資の償還年限を大幅に伸
ばす、何かが変わつてこそ、初めて立法措置の価
値がある。ただ森林法から引き抜いてこうこうで
す、これでは、日本の森林行政は発展しないと私
は思う。

それから、いま伐採をして木材が売れない。間
伐材も売れない。売れない理由は何か。売れない
理由は、価値観の相違、そしてまた輸入材、これ
を無制限に無秩序に輸入する、そういう調整もや
らない、そういうところに国産材の市場の面がだ
んだん淘汰されていくということ、山持ちには、
もう切つても売れないから、山に投資しなうぬ。
昔は不景気になれば山に投資しておつた。不
景気になれば、救済土木事業と合わせて救済の山
林事業として植林がふえてきた。昔はそうであつ
た。われわれの若い時分にはそれでやってきた。
山へ行つて働いてきた。それがやはり何年か先
には国民経済に大きな寄与をしてきた。それでさ
やかな作業資金でももらつて、ある程度雇用問題
も解決し、生活安定も図つてきた。だから、不景
気になれば山に投資する意欲が出てこなければな
らない。それが出てこない原因は何か。昔と違つ
て出てこない原因は何かと言つと、輸入問題その
他で外圧に森林所有者が苦しみめられておる。
それらも、今度の立法措置ではこういう方法で処
置します。こういうものがなく、新しい立法措
置をしたところと効果がなく、私は思うのです
が、もう時間が参りました。いずれまた機会を改
めて、日本の林業をどう発展させるか。もっと国

民が山に目を向ける。山へ荒らしに行くのではな
しに、守るために山に目をどう向けさせるか、もつ
と根本的にこれは論争を深める必要がある。その
ためには、基本は人材養成であり、試験研究機関
の強化であり、国産材の活用の方法をもつと研究
させていく。外材を原料にして試験研究をやる
というのでなく、国産材でどう研究をやる
というのを図つていくか、そういう問題を含めて
もつと論争をし、そして新しい制度改正も
やるといふようにしむけていかないと、日本の林
業というものは発展しないといふことを付言して、
私の持ち時間を終わります。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後二時より再
開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時四十分開議

○中尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。芳賀貴君。

○芳賀委員 最初に、政府提案の法案の中に随所
に「農林水産大臣」あるいは「農林水産省令」な
る字句があるわけがございまして、これは当委員
会において本法案を処理する場合には、必ずこの
取り扱いは処置しなければ、これは法案の採決、
成立ができないものですから、この点については
当然、内閣提出でありまして、提出者である
内閣を代表した国務大臣等から、その処置につ
いてどうしたいかというような発言がなければ、こ
の点については質疑をすることはできない性格の
ものであります。だから、この際、前座と言つて
は失礼ですが、たとえば長官から、政府としてお
およそこういう考えであるとかいふことを述べ
ることができれば発言をしても可からう、その後で農
林大臣臨時代理の安倍官房長官が出席することに
なつておりますので、そのときまた正式な見解を
聞くことにしたいと思つたので、これに対していま
こう考えているという点があれば言つても可からう

もいいし、いや後でそれは申し上げるということであれはそれでもよろしいです。

○藍原政府委員 今回御審議願っております森林組合法案の中に、「農林水産大臣」及び「農林水産省令」というものが規定してございますのは、この法案を国会に提出いたします以前に、すでに農林省の設置法の一部改正なる法案が国会に提出されておりました、その法案とのにらみによりましてこの法案の中にはそういう文言で私も規定したわけでございます。これにつきましては、過去にもそういう例があったやにわれわれ聞いておりますけれども、当然この「農林大臣」及び「農林省令」にこれを法律の中で書き改めるのではなくて、「農林大臣」及び「農林省令」と読みかえる旨の規定をこれは附則に置くことが適当ではないかというふうに考えております。

○芳賀委員 それでは政府においてそういう手続を早急にやるというわけですか。

○藍原政府委員 もしそういう事態になれば、これは当然国会でやっていただくことになろうと考えております。

○芳賀委員 なぜ国会がやらなければならぬのですか。法案を出したのは内閣でしよう。内閣提出の法案の中に、審議を行ってたまたま本日順調にいけばこれは委員会採決をしなればならぬ。政府提案の法案の字句の中に実態に合わない個所があるわけだから、これは何も委員会が決議して修正等行うべき問題ではないんですかね。これは長官でも、後ろに座っている石川部長にしても素人とは言えぬでしょう。まさかそこへ座っておって、素人でございますからというわけにいかぬと思うのですよ。だから、それについてこれははおかぶりで通すわけにいかぬでしょう。だからそれらの手続が速やかに行われないうと、この委員会ではやりたくいと思つてもそれはできないということになるわけです。強いて追及するわけではないが、当然これは、提出は内閣提出ですから、提出者である——まさか総理でなくともいいですけれども、提出者である担当大臣等が出席をして、その

真意を述べて、経過はわかつておるわけだから、農林省設置法なるものがもう二月早々国会に提出されたことはわれわれも十分念頭にあるわけですから。その点を、いまでもなくともいいですよ、大臣が来てからでもないが、全然考えがなくて、いや委員会のおまえさんたち適当にやってくれなうというわけにいかぬですよ、これは。

○石川政府委員 提出いたしました経緯につきましてはただいま申し上げたとおりでございますけれども、きょう通していただくという段階で設置法との関係の調整がついていないわけでございますから、こちらの方からそういう形にお願いしたいということをお願い申し上げます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、森林法の中から森林組合に關係する部分というものを独立させて森林組合法が提出されたわけでございますが、新しい森林組合法の法案で言うところの第九條になるわけですが、ここに「事業の種類」が、前段には必須事業として第九條第一項の一号から第五号まで、後段の任意事業としては第九條第二項で第一号から第十六号まで列挙されておるわけでございますが、ここで明らかにしてもらいたいのは、森林組合ないしは生産森林組合が行う事業の範囲をなぜ必須事業と任意事業にことさらに区分しなければならぬかという、その理由なるものを明確にしたいと思つております。

○石川政府委員 森林組合につきましては、先生よく御承知のとおり、従来から森林を所有します者を組合員として構成をいたしております、そういう意味では、その持ちます森林を適正に管理をするということが森林組合の本来的な事業であるという位置づけで昭和二十六年以来立法されたわけでございます。したがって、そこにおきましては、いわゆる森林を適正に管理をする事業といふものを森林組合が本来的に行わねばならないものという意味で、通常、必須事業と呼んで現在まで至つておるわけでございます。

先生いま御指摘のように、他の協同組合法制に

つきましては、自主的に組合法規の中で経済事業その他を中心としたしていろいろな事業ができるという規定をいたしております、そういういわゆる本来的な事業あるいは必須事業と呼ばれるものとその他事業との間に特別の区分けをいたしております。

今回、私もこの法案をつくりまします場合にも、やはり構成員をいたしまして森林の所有者を中心に構成をするということ、それからその事業の目的の中に、その森林を適正に管理をしていくという任務と、組合員の社会的地位の向上のための各種の経済的事業等を行う、この二つの柱で森林組合を構成しておりますので、従来からの経緯ということも考えまして、この森林を経営するという事業を一号に立て、これを必ず事業の一部として持つという現在の体制、すなわち森林組合が持つておりまする種の公益的機能と申しますか、そういう任務は今後も継続すべきものと考へてこのような組み立て方にいたしましたわけでございます。

○芳賀委員 この条文はいま初めてこういう形態になつてきたわけじゃないですか。いままでの森林法の中にこういう区分が行われておるのだから、今度独立させるわけだから、ただ森林法から森林組合關係の箇所を抜き出して独立させればよいというわけじゃないのだから、独立の機会に独立法としての法体系というものを整然と整備するということが非常に大事なわけですね。相当苦勞の跡は私も認めるわけですが、この事業の範囲についてことさらに区分する必要はないと思つております。

たとえば新法の第九條第一項第二号の事業ですが、「組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営」、これが必須事業になつておるわけですね。しかし、この事業を行う場合は、前提として組合員の委託を受けなければこの「施業又は経営」は行うことはできないわけですね。委託がないということになれば、法律では必須事業といたつても、何もこれは絶対あるいは必ずやるということにな

らぬじゃないですか。こういう主体性のない事業をことさらに必須事業として掲げておる。

それから第一号の事業にしても、「組合員のた

めにする森林の経営に関する指導」、こんなものは、森林組合が公益法人であるということになれば、必須事業だろうが任意事業だろうが当然これはやるべき事業じゃないですか。

それから第三号にしても、「組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け」。農協法においても農地信託の事業をやることになつておるが、実態的になかなかその信託の委託がないのです。そういうことを考えた場合、この引き受けすべき組合員からの信託が行われないうことになれば、これも必須事業にしておいても事業はできない。そういう前提条件つきのものでなければ必須事業にしているというのが非常に奇異に感ぜられるわけですね。

そしてまた、後段の任意事業ですね。これこれの「事業の全部又は一部を行うことができる」。これは農協法とか漁協法等においては事業の範囲というところでこういう表現を使つておるのですが、この任意事業と法案でうたつておる中の、たとえば「組合員の行う林業に必要な資金の貸付け」「組合員の行う林業に必要な物資の供給」「組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売」、こういうものは、この前段の事業にも当然不可欠に付随する事業ということになるのです。これを別々に分けるということとは事業運営上も非常に支障が生ずると思つておるのです。

そういう点はやはり提案の際に、法案整理の際に十分に検討して——何も誇張して農協あるいは漁業協同組合と森林組合は違ふ、公益事業の担い手としてそこに一段落が上なんだというような意識があるとするれば、これは非常に問題になると思つておるのです。その点なぜこだわらなければならぬかという点ですね。仕切りを取ればこれは問題がなくなるわけですからね。特別の言い分があれば、ここで述べておいてもらいたい。

○石川政府委員 先ほどのお答えにも若干その歴史的経過があると申し上げましたけれども、第一には、やはり構成員を、いわゆる農協あるいは水産業協同組合のように農業者、まあ農民とか漁民という色彩ではなくて、森林所有者という形で構成しましたことから、森林所有者がつくります組合は、森林の経営に關して何らかの仕事をしなればいけないんだというような理念が、この森林法の中あるいは今度の森林組合法の中でも、他の協同組合法規と若干違った形になっているのはなからうかと思ひます。

(委員長退席、林(義)委員長代理着席)

すなわち、任意事業のみに規定をいたします場合に、たとえばいまお願いしております法案の九条の一項のいわゆる必須事業という事業を全くやらなくても、協同組合という形では十分法制化できるわけでございまして、この立て方で申し上げますと、森林の経営に關する事業を何かがはりやるといふところに、森林組合のいわゆる協同組合と若干異なる面を持たせるといふような形になっております。

実は、この条文の整理につきましても、御指摘がありましたようにいろいろと私も、こういう分け方といふことはある意味では森林組合の本質にかかわることではございまして、相当検討もいたしました。たとえば、現在の条文におきましても、いまの森林法の条文で申しますと七十九条の二項の六号、いわゆる任意事業に該当して、あるいは森林の保護に關する施設の規定を、今回は、やはり森林に対して何らかの適正管理をやつていくといふことがいわゆる必須事業の中身だということであれば、そういう森林の保護に關する施設はむしろ必須事業的に読むべきではなからうかといふことで、これは任意事業から必須事業に移すといったような形で条文の検討はいたしたわけでございまして、先生の御指摘のように、全くこれを同列と申しますか、事柄の重要さにおいて一項と二項が軽重があるわけではございせんけれども、要は一項の事業については何か一つはやる

ことによつて、森林組合が純粹の経済事業だけではなくて、こういう森林の適正な管理の仕事をしてゐるのだといふところに、他の中小企業等の協同組合等と違つた、これは別に先生がいまおっしゃられたように、何か高いという意味ではございせんけれども、やはり林地の所有者がつくつてゐる組合という意味での特長を持たせる。そのことは、單に現状における説明だけではございせん、かつての森林組合の長い歴史の中でもそういう管理運営をしてきたという現実を踏まえましても、そういう扱い方が適切ではなからうかといふことで整理をしたわけでございまして。

○芳賀委員 つまり、前段は事業を「行うものとする。」後段は「行うことができる。」農協法の場合には全部「行うことができる。」で結構行つてゐるわけですね。同じ農林省の中で異なつた意見はないと思ひますが、農林漁業団体等の行う事業の表現等についてはやはり統一の必要があると思ひます。

そこで、きようは今村経済局長の出席を求めておるので、局長から発言してもらひたいのですけれども、この森林組合法の前段の規定は「農協法の規定には「行うことができる。」の中に全部入つてゐるのですよ。そういう実例を見ても、何境界を置く必要はないと思ひます。これは取つ持つてどだけ実害ができるかといふ問題もあるわけですね。これは経済局長から……。

○今村(重)政府委員 御質問の点でございまして、ただいま林政部長からお答えを申し上げましたように、それぞれの法律体系の組立て方のもとにおきまして、森林組合法の場合におきましては、森林所有者といふところに着目した形での構成がなされておるわけでございまして、それだからといつて、特にこれが上とか下とかといふ規定の仕方をしたものでないといふふうに考えられるのではないかと考えております。

○芳賀委員 どうも今村局長、ふだんより歯切れが悪いじゃないですか。従来は森林法の中に森林

組合が入つておつたでしょう。だから、森林法には当然民有林も含めた森林計画とかあるいは地域森林計画とか施設計画とか、森林法に基づいて森林所有者に對する国としての方針といふものを示してそれに協力させる。それが自己所有の森林であつても、国家目的のあるいはまた公益の方向に向かつて努力をしなければならぬといふためには、必須事業といふのが何らかの作用をした時代もあつたと思ひますが、今度は独立したわけですから、一応森林法と森林組合法といふものはもう別個の法律であるといふふうな認識に立たないと、これから適正な運営ができないと思ひます。その点を指摘しておきたいと思ひます。

それからもう一つ、事業を行う場合の大事な点が整理されてゐないですね。これは昭和四十九年の改正の際、旧法の第八十五條の二に、組合がみずから行う森林の経営という規定が新しく入つたわけですね。これを行う場合は、全組合員の三分の二の文書による同意を得て、そして森林組合自身が森林の経営を行うことができるという大事な規定が四十九年の改正で実現しておるわけですね。こういう規定は今回の場合もわざわざ以前のまま、今度は新法第二十六條に残つておりますが、こういうふうな事業については、当然第九條の条文整理の場合にこれを取り上げる必要があつたんじゃないかと思ひます。まあ法律のどこかにあればいいじゃないかといふような弁解があるとは思ひますが、これはこれからの森林組合の事業遂行上非常に大事な点だと思ひます。

これは長官としてどう考えていますか。○藍原政府委員 いま先生御指摘になりましたように、新しく提案いたしております組合法におきまして、二十六條に森林経営事業としてうたつておるわけでございまして、基本的に、森林組合そのものが組合員にその事業を通じて奉仕するといふのが森林組合の主たる精神になつておりますが、そういう考え方から見ましても、私どもとしては、この九條に掲げてございまして、十六條に掲げております仕事とは、やはり本来的

に性格が違つたものではなからうか。二十六條に掲げておりますのは、どちらかと言へば、森林組合自身が自分で山を經營するという形になります。組合員のためというよりも森林組合自身の問題という形になります。それから九條に掲げてございまして、それは通じまして森林組合員に對しての奉仕をするなり、森林組合員に對する利益と申しますか、森林組合自身のものではなからうか。組合員に對する奉仕といふ物の考え方から行われる事業であるといふふうになつておるわけですね。二十六條の方は、先ほど申し上げましたように、これは組合そのものの事業であるといふ考へ方に立ちますと、やはりその辺の性格といふものは分けて規定しておくべきではなからうかといふふうに考えております。

○芳賀委員 長官、それはおかしいじゃないですか。どうして第二十六條が性格が違つたわけですか。いま言われた森林組合のためにこれを行うのだといふのはどういふわけですか。では、森林組合とは何ぞやといふことになるでしよう。組合員資格を持つた個人の組合員あるいは組合員資格を持つた法人が加入して形成されておるのが森林組合であるいは生産森林組合でしよう。これが法人格を持つておるわけでしょう。しかも、この法人である森林組合は非営利法人である。営利を追求してはならぬ。組合事業を通じて、組合あるいは連合会は組合員のための奉仕者としての事業をしなければならぬといふことが書いてあるのじゃないですか。組合自身の利益のためにやれなどといふことはどこにも書いてないですよ。そうじゃないですか。そういうことを聞いておるのじゃないですよ。これもやはり事業でしよう。必要があつて、わざわざ組合員の三分の二以上の書面による同意を得て初めてこれが行えるわけですから、勝手にやるわけにはいかぬといふことでしよう。理事会の議決だけでは。そして「森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら經營することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれに併せて經營すること

を相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業を行うことができる。」しかも二十六条第二項には、「出資組合の行う前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならぬ。」これが、今後森林組合がいゆる森林法の担い手として新しい分野を開拓して、将来に向かって進まなければならぬという期待というものがむしろここにあると私は思うのです。これは本人が委託しなくてもいいのですよ、組合としてこれは必要であると認めた場合、それが地区外であっても地区内であっても包んで森林の経営というのは行うわけですから、それが違うというのはおかしいじゃないですか。組合のためにやるんだ、第九條は組合員のためにやるんだ、こんなものは議論のイロハだと私は思いますけれども。特に何か強調するような根拠があれば聞かしてもらいたいと思いますよ。なぜこれが組合のためにやるのかということ。

○監原政府委員 いまの私の説明がちょっと足りない点もあったかと思いますが、まず、御存じのように、森林組合とすれば、俗に申します必須事業、これが森林組合としては本来的な仕事として実行していかなければならぬわけでございますけれども、最近の山のいろいろな状況を見ておきますと、やはり過疎化の問題とかいろいろな問題がございまして、山の管理というものがあつては粗放化する傾向にもございまして、そういう点を考えて、今後、委託された事業というものを森林組合が当然やっていかなければいけないというふうに考えております。一方、こうした場合に経営意欲がないという方が非常にある場合もあるわけでございまして、そういう場合には、やはり組合がそういう方にかかりまして自分で経営をして適正な山の管理をやっていくということ、これはやはり森林組合の事業の補完という形で森林組合が行う性格のものであるというふうにわれわれ考えておまして、あくまでも本来的には、先生

がおっしゃいましたような九条にある仕事を森林組合としてはやっていく。そしてまたいま申し上げましたようないろいろな森林の管理の状況がございまして、そういう中で、やはり森林組合の仕事の補完として二十六条のような仕事もやっていくというふうに私も考えております。

○芳賀委員 昭和四十九年の改正の場合は、これは監原長官、そのとき長官でないでしよう。当時の政府の説明はいまのあなたの説明と全然違つたのですよ。前の法律にこれが実現した場合は、整然とした理由を述べて、われわれも議論してこの法律の改正に應じたわけです。今度これが改正になつていくのじゃないですか、前のまま続いてきているんだから。続いてきているものを今度載せておいて、その前の説明とか基本的な理由が違つたんだと言つてはおかしいじゃないですか。これは部内の意見をまとめて一番精進している者からはっきりしてもらいたいと思つたのです。これは林野庁だつてうやむやにはしておけないでしよう。これはうやむやではこれから運営できないでしよう。いや、どなたでもいいですよ、わかつている者から言つてもらへば。

○山田（憲）説明員 ただいまの先生の御指摘の点でございまして、私もこの改正案を起草する際におきまして、昭和四十九年におきます先生のいろいろな事業につきましての御指摘の点、十分に反省もいたし、またその上で検討をいたしましたわけでございまして、先ほど長官なりあるいは林政部長などから御説明申し上げましたように、森林組合の事業につきまして、いわば組合員の事業、森林の事業というものを前提といたしまして、それに奉仕するという形で森林組合の事業というものを考えておるわけでございまして。

そういうことから申しますと、この森林経営の自営の事業というものは、いわばその性格がどちらかといつて生産森林組合的な傾向に近いような事業でございまして、その事業を通じて組合員の事業に奉仕するという点から申しますと、やや異例のものに属するのではないかと。当時

の先生の御指摘では、たしか水産庁所管の水協法で漁業協同組合でございしますが、似たような規定がありまして、それを木に竹を接いだようなことをするのはおかしいではないかという点も御指摘がございましたが、私もそういう点も十分検討いたしました。これは森林組合の本来の仕事というよりはむしろ、先ほど長官がちょっと御説明いたしました、最近の山の情勢等を考えまして、補完的にこれを認めることが適当であるという形で当時改正がされたように私も理解をしております。またそういうことで、今回もその思想と申しますか、考え方と申しますか、変わりはない、またそういう場合に整理するのが適切であろうというふうな考え方に基づきまして今回御提案したような次第でございまして。

○芳賀委員 それでは、四十九年からですからもう三年経過してあるので、具体的にこの条文に基づいてこれに該当する事業というものがどの程度行われたのか、その概要について資料を基礎にして説明してもらいたい。

○山田（憲）説明員 四十九年に改正されました森林経営自営の事業が認められたわけでございまして、トータルでございまして、四十九年度実施した組合が六十三組合、それから面積が約三千三百ヘクタールになつております。それから五十年でございまして、組合数で約百三十、面積で約八千ヘクタールというふうな状態になつております。

○芳賀委員 そうすると、どういふような事業の実施形態でやつていられるのですか。常時従事者の規制もあるでしようけれども、どういふような仕組みでどういふような種類の事業を行つたわけですか。

○山田（憲）説明員 経営方法別にとつては御趣旨のお尋ねかと思つて、一つは、みづから所有する森林、組合が所有する森林でございしますが、それにつきましてみづから経営を行うという事業が一つの形態としてございまして、これは組合数で申しまして、昭和四十九年度に二十三組合

ございまして、面積が約千五百ヘクタールほどになつております。それから五十年でございまして、組合数が五十四組合ほどございまして、面積が千七百二十六、大体千七百ヘクタールほどになつております。それから、組合が造林者あるいは造林者と費用負担者という立場をとりまして、いわゆる分取造林の形をとつておりますものが、四十九年度の数字でございまして、組合数で五十、それから面積で約千八百ヘクタール。このほかに五十年で約百組合、それから面積で約五千七百ヘクタールほどございまして、大体そんなような状況でございまして。

○芳賀委員 次に、これは任意事業に位置づけられておるのですが、「組合員が行う林業に必要な資金の貸付け」、現在森林組合はいゆる信用事業なるものを行つていないわけですが、必要な資金の貸付けを行う場合、必要額の資金の確保ということについて、これはどういふ実態になつていくのですか。

○石川政府委員 現段階では員内に貸してまいります資金の非常に多くの部分はいゆる政策融資でございまして、したがって、農林漁業金融公庫資金というものが造林等を中心に大変多うございまして、これを転貸する形を使つております。それから系統原資でございまして農林中金原資でこれを員内に流していく場合も多うございまして。量では必ずしも多くございせんが、もう少し下の段階から、たとえば典型的に申しますと農協等からの資金を受けまして、これを転貸している事例もございまして、それから、これは自己資金が大変少のうございまして、御承知のように、払い込み済みの出資額なり各種の積立金が農協等に比べて大変少うございまして、いわゆるそういう意味の自己原資というものは少ないわけでございまして、そういうものも若干活用しているのが実態でございまして。

○芳賀委員 組合経営をやる場合、資金面においては全く他給資金だけで運営しているということ、これは非常に無理があるわけですね。しかし、自給資

金を確保することになれば、肝心の信用事業、組合員からの貯金の預け入れが法律上も行われないうえに、実態的にもまだ時期尚早という意見が多いわけですから、そうならば自給資金の造成と言っても限界があるわけではあるわけにはいかぬでしょう。そういう場合にはどういう方法でいわゆる自給資金、自己資金の造成に努めるかという問題です。それからあとは制度資金を導入して、ほとんどが転貸というふうな形になるわけですから、これだけに依存した組合運営ということになれば、場合によってはトネル機関みたいなことにもなってしまうわけですから、この点は、任意事業ということで書いてあるけれども、非常に大事な点ですから、今後の改善の方向とかあるいは指導をどうやるのか、そういう点はどうか。

○石川政府委員 自己資金の造成につきましては、まず出資をふやすことが第一の手段であらうかと思ひます。これは、御承知のように、現段階で森林組合平均しますと五百五十万程度でございますけれども、これも、合併の基準等で申し上げましたように、自己資金を造成いたしまして、合併組合の場合一千万の払い込み済み出資金を認可条件といたしますように出資を造成するのが一つだと思ひます。それから組合自身が事業活動を行なうとしてその事業活動の中で、これは事業活動でほとんど利益を上げてというわけにはまいりませうけれども、少しでも留保ができるようにするということが必要かと思ひます。一つは、御承知の林業構造改善事業とか、あるいは特用林産という各種の事業を森林組合に行わしておりますが、こういう事業活動の中で得ましたものを積み立てるといふような形で自己資金造成が可能かと考えております。さらに、森林組合の場合各種の森林の受託事業その他のことを事業内容といたしますが、この種の受託事業というふうなものを拡充強化しまして、このようなかの中からも、これは若干ではございますが、その種の自己資金の確保の道が開けるのではないかと思ひます。

○芳賀委員 大事な点は、事業を営むためには運転資金というのが要るわけですね。造林資金とか、あるいは構造改善の近代化資金とか、あるいは先年通りました林業の近代化資金とか、そういうものは制度資金として大体必要額は導入されると思うが、実際に物資の供給であるとか、あるいは林産物等の販売事業をやる場合であっても、あるいは環境緑化木の規定による事業を行うというふうな場合も、相当量の運営資金、運転資金が必要なわけですね。これを一体どこに求めるか、確保するかという点が大事なわけなんです。こういう道をちゃんと講じてやれば、まだ弱小の森林組合といえども相当活発な活動ができるんじゃないかと思うのです。

そこで、これは一つの提案にもなりますが、全国的に見て、現在森林組合の組合員のほとんど九〇％は地域の農業協同組合の正組合員としての加入者であり、また資格者だということももう判明しておるわけですね。森林組合の組合員の場合も、所有面積から言っても、全国で二百六十万林家のうち九〇％が所有面積五ヘクタール以下で、また一ヘクタール以下の所有林家が全体の五〇％を占めておるわけですね。そうすると、森林組合の組合員は林業だけで自立した生活とか、あるいは林業の経営はほとんどできないのです、そういう条件に置かれていないから、また農協の場合も、全国的に見ると、専業農家、農業だけで自立できる農家の割合は全国平均では一〇％程度ですね。第一種とか第二種とか兼業の種類はいろいろありますが、農協の場合も農協の組合員の大部分も農業だけでは自立できない、ほとんど兼業に依存しておる。林家の組合員の場合もそうです。農協と森林組合と人格は違いますが、しかしその構成員はほとんど共通の組合員ですから、そういう場合、最近では農協の場合も自己資金が相当増加しておるのですね。農協によつては、資金の効率運用のために相当無理をして問題を起しているようなところもあるわけですね。こういう場合同一地域の農山村にお

いて、農協あるいは森林組合の相互協力というものを今後行う道を開拓すべきだと思うのです。これについてはどう考えていますか。

○石川政府委員 ただいま先生御指摘のように、農協の組合員と森林組合の組合員というのは実は重複関係が大変多いわけですね。法律のたてまえからいいたしまして、農協法の中で、十二条の一項五号でございまして、「地区内に住所を有する農民が主たる構成員となつていて団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの」云々とございまして、森林組合は当然この種のものに該当するものが多いわけですね。

そういうことから、私ども、そういう農協に加入するといふような姿等を通じて、農協の原資を森林組合の短期の原資として使うのは妥当かと思ひます。現に、五十年の統計を見ましても、いわゆる施設組合の事業運転資金、約二百億ばかりございまして、その中で、いわゆる中金あるいは中金を通じて連合会等から転貸しますものが半分以上と超えるぐらいでございまして、農協から資金を受け入れておりますものが約四分の一ぐらい現にございまして、その他もございまして、そういう同種同根と申しますか、同じような基礎の中で同じような組合の中から原資がつけられるという場合も十分あり得るわけですね。そういう形で組合への資金の供給というふうなことにございまして、今後ともそれを進めるといふような考え方でやっていきたいと思ひます。

○芳賀委員 現在の農協法においても、たとえば同一地域の地方公共団体あるいは土地改良区にしても、森林組合もそうですが、公益法人に對しては、その法人が農協から見ても外であつても、これは貸し出しの道は法律上開かれておるのです。しかし、森林組合の場合には、特に生産森林組合の場合には、生産森林組合として法人格で農協の正組合員に加入することのできる資格条件を備え

た組合員もこれは相当あると思うのですが、そういう点は具体的に検討してあるのですか。大体こういうことになつておるとか、実績としてこうなつておるとか、それがあれば示してもらいたいと思ひます。

○石川政府委員 全部を調べておりませんが、いま御指摘のような生産組合が、農業協同組合の正組合員でございまして、加入している事例がございします。私どもが調べましたのは、岩手県の黒石生産森林組合が水沢市農協に加入しているというふうな事例もございします。

○芳賀委員 だから森林組合は、同一地域の農協に對して、あるいは正組合員として、あるいは准組合員として加入できる。加入しておるということになれば、これは自分の組合の資金を活用するのですから、別に遠慮も要らぬわけですね。そういう点で、こういう方法があるとか、これができるといふことが指導面を通じて徹底すれば、これは単に森林組合として有利だといふだけではないのです。地域の農山村において、お互いに組合間において相互協力、相互利用ができるわけですから、さらに、生産組合の關係は、これは当然資格が出ると思ふのです。まず、農協法の場合には農事組合法人の規定があつて、これは法人格を取得したものは全部農協の正組合員になつておるわけですね。それから、今度の法律によつても、生産森林組合は、いわゆる森林組合の組合員資格の中の個人及び法人——この法人とあるものは生産森林組合を言つておると思ふのです。こういうものをばつて書きおけばいいのですけれども、「個人」「法人」としかこの法案には書いてない。そうすると、農協法による農事組合法人も、たとえば農業の経営とあわせて行う林業の経営という、こういう法人の事業規定が一つあるのです。こういうのは当然農業と林業を兼営するといふのは、これが農業生産法人の事業目的になるわけだから、これは当然農協の組合員でもあると同時に、これは森林組合に對しても法人として加入できると私は考へておるわけですね。それから森林組合の方

にも、第九十三条二項二号には、生産森林組合の規定ですが、「森林を利用して行う農業」という、この事業目的が一つあるわけです。これらは林業と農業をあわせて経営する生産法人ですから、当然森林組合の正組合員になると同時に、農協に対しても、これは法人として正組合員としての加入の資格があるというふうな判断されるわけですが、これはどう考えていますか。これは経済局長も来ているから、その方からも答弁してもらいたい。

○石川政府委員 いま御指摘の点でございすが、農業、林業と申ししても、実は非常に、何と申しますか、そういう山村で行います農林業の場合は境界がはっきりいたしておりませんで、今度こういうことを書きましたのも、たとえば生産組合で、いまだ林業に付帯してと申しますか、たとえばキノコ生産をします場合に林地を使つてやっていますものは従来も読めましたが、読めないと、たとえば林地を離れましてやるとキノコ生産が読めない。しかし、林業生産活動と申しますか、そこで組合員が働くためにはぜひ必要だということ、そういうものを、農業として林業に伴うようなものも事業として認めたわけでございます。

そういう形で、相互が農林業一体として動きやすい形を考えておりますので、いま先生おっしゃいましたように、生産森林組合につきまして、森林組合に加入できますのはもちろん、農協の場合には、これは准組合員ではございますが、加入の道が開かれているわけでございます。

○今村(重)政府委員 先生御存じのとおり、農業協同組合法上の組合員の資格は、一つは「農民」でございますし、第二は「農事組合法人並びに農業の経営(これとあわせて行なう林業の経営を含む。)」という形に相なっております。したがって、農業とあわせて林業を営むといいますが、農業とあわせて林業を営むという場合のケースを考えてみますと、これは農協法上の正組合員の資格を有するわけでございますから、農協に加入をいただいで、お話しのように相互利用を行つてい

くことが適当であるというふうな考えております。

○芳賀委員 この点はおおよそ明確になったわけですから、特に重要な、必要な資金確保ですね。一部には早く信用事業を行えるようにそれを付与せよということもありますが、なかなか、これは政府として考えても、これはすぐ法律に書いてそのままだとやるわけじゃないですから、それまでの間は、こういう農協と森林組合、あるいは漁協と森林組合というふうな、同一地域社会における相互の協力が十分に進められるように十分な指導をすべきであるというふうに思っています。

次に、共済事業は法律上相当明確になつてきておるわけですが、この際関連のある問題として、まず第一に森林国営保険法、これは昭和十二年に制定されまして、昭和三十六年の改正が最終改正であつたと思つて、私も三十六年の法改正のときには審議に携つたわけでございますが、その後時代の変化もありまして、ここ数年間農林省の中においてもこの国営保険法の改正作業というのを相当精力的に進めてきたと思つて、われわれの承知している範囲では、今国会に改正法案を提出できるといふような予定になつておつたが、案に相違して提出されてないわけですね。これは何らかの事情があると思つて、おおよそもう準備ができておつて提出が見送られておるのか、また、作業過程で問題があつてこれが解明されなければその法案の提出ができないのか、そういう障害になる、あるいは問題になつておる点はどういうものかとか、そういう点について率直な説明を願います。

○石川政府委員 先生御承知のとおり、森林災害補償制度全体の問題として、過去にも何度か改正の機運、それから改正のための作業を進めたわけでございます。四十九年の森林法改正の際にも実はそういうことがございまして、その時点で一度この国営保険と今度できます森林組合の共済制度の調整を図るといふ非常に困難な作業をした経験がございしますが、その時点では、どちらか

と申しますと、森林組合の共済制度をまず第一義的に森林組合が元請となつて全面的にやつたらどうか、国営保険の方はむしろ後ろへ下がると申しますか、異常危険部分について再保険等のような姿で組み立てられないかという一つの素案で、各森林組合あるいは国営保険事業体との間の調整を図るようなある種の検討が進んだわけでございますが、その時点ではそのような形で調整がなかなか困難で、四十九年度の際には見送られたわけでございます。

困難でありました理由はいろいろございすが、けれども、やはりいまになつて考えてみますと、森林組合共済自身がいわゆる正規の共済事業ではございまして、まだ法制上もいわゆる福利厚生事業の範疇の中で組み立てられていたことやら、あるいは国営保険と森林組合共済との事業の仕方にないかなかなか未端で十分な理解、調整がついてなかつたというふうな事情があつたやに聞いております。実はその後国営保険につきましても、保険事故の範囲をもつと広げるべきではないか、たとえば野兎、野鼠等についても対象とすべきではないかというふうなこともございまして、その後かなりの保険事故等が続きまして、国営保険につきましてもやはりもう少し財政的な負担というふうなものも必要ではないかというところで検討いたしておりました。それと同時に、現在御審議いただいております森林組合の共済事業を正規の共済事業として組み立てるといふ作業をいたしておりました。この場合におきましても、森林国営保険の事業と今回制度化されます森林組合共済事業との間の分野調整を図るべきであるという前提で、これは御承知のように、制度の検討会の中でもその分野調整という意見が交わされまして、ある種の結論を得まして、そういうふうな考え方で整理をしたというところで内々検討したわけでございます。この考え方は、むしろ先ほど申しました組合と国営保険の間を、縦と申しますか、一義的な元請と異常部分についての再保険という書き方ではございまして、森林の態様から一、二齡級と

いう若齡林分につきまして国営保険が、それからいわゆる三齡級以上の林分につきまして共済が受け持つというのを主たる案とする調整案でございましたけれども、実はこれはいろいろと詰めてまいりますと問題がございまして、非常に危険負担の多い部分だけを抜き出した自主共済というもののあり方に非常に問題があつたり、あるいは国営がそういうものを引き受けます場合に、どうしても相当の掛金負担が要るわけでございますから、他の、たとえば農業災害補償制度等に見られますように、国庫負担というふうなことを考えてみますと、どうもいまのような加入といひますか、要するに自由な形ではございまして、一種の強制をかけたような制度の共済に仕組んでいかざるを得ない。そういうことを考えました場合に、ある齡級以下がそういう強制が必要で、ある齡級以上が全く自由な共済という説明もなかなかしづらいというところで、実はかなり制度的に練つたつもりではございましたけれども、制度を検討しているうちに、いま申し上げました過去の調整案とは違つた形で調整ではございまして、けれども、やはりなかなか調整が不能の事態になつたわけでございます。したがって、私どもとしては、過去に二回そういう別途の方向で両者の調整を図りながら実はうまい結論を見出せなかつたわけでございますので、今度の私どもの考え方としては、まず今度の法改正をお願いしている形で、森林組合の共済事業を正規の事業としましてこれを発展させていく、これを発展させながら国営保険事業につきましてその間の調整を図つてまいりますけれども、過去二回におきましてそういう検討の経過を経ながら成果を得ることができませんでしたのは、どちらかといひますと事業体としての両保険事業の調整ということにかからつたといひますか、そこに主力を置きまして、森林所有者が真にどのような条件のもとで最も保険を求めているかという点にばかりがあつたのではなからうかというふうな反省も加えておりまして、そのようなことを中心にしましてさらに鋭意検討を

進めまして、将来的にはこの両者の制度の調整を図るべきだということとさらに検討を進めましてまいりたいと思っております。

○芳賀委員 この点は、まず第一に、森林国営保険については現行の形態でこれをさらに存続させるかという点、これをたとえは農業災害補償法というような農業あるいは漁業、林業の災害に対して国家がその補償に任ずる、これは全部ということになればないわけですが、これも全部という方へこれを発展させるという意図があるかないかという点です。

それからもう一つは、この法案にうたわれておる森林組合の行う共済事業、これは農協の事業として行う共済事業ですね。連合会段階は共済農業協同組合連合会が専門に共済事業を行っておるのですが、これは国の再保険もないし、保険料の国庫負担もなく、これは全く任意共済でやっておるわけです。比較すると、森林組合共済は農協の行っている共済事業と大抵性格というものは同じだと思ふのです。共済対象は違ふのですよ、これは森林ですからね。農協の方は、生命共済とか建物共済とかあるいは自動車損害共済とか、そういう対象の事業種目は違ふが、共済事業の性格というものは大抵同様のものだといふに考えるのです。これについても、現在は単純な組合共済であるが、将来は、特に森林組合が公益的な機能を發揮するといふことを大きく宣伝しておるわけだから、公益的な機能を發揮する組合が行う共済といふことになれば、やはり森林の損害に対する共済についてもその事故の一部を国が負担するとか、何らかの助成をするとか、そういうことが伴わなければならぬわけですね。だから、将来展望としては、まず第一に、現在の森林国営保険といふものをどういう方向に進めるか、それから森林組合が行う共済事業を今後どういふふうに進展させるかという点について、この際明確にしていただきたいと思います。

○石川政府委員 いまの性格で申しますと、まさしく今度森林組合が行います共済事業や農協の共済事業に類似する形に位置づけてございます。将来の問題として、たとえば国営保険は農協のなに行うのかどうかというお問い合わせでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、たとえば元請の段階から出ていくようなことを制度に仕組みますと、国営保険がそうなるのか、森林組合共済がそう変化するのはわかりませんけれども、そういう意味で、もし農協型にこの制度を組みかえていくということになりますと、国営がそうなるのが正しいのか、それとも森林組合共済がそう転化するのと同じか、それとも農協共済がそう転化するのと同じか、一つの姿でございまして、かつての成案がございましたように、国自身は、どちらかという、そういう自主的共済に第一線を任せました場合はむしろ再保険等、後ろに引くというのが一つの考え方だと思います。

(林義)委員長代理退席山崎(平)委員長代理着席

ただ、そういうものに向かっていると実はまだ申し上げられませんが、そこまで割り切っているわけではございませんで、考え方としてそういう組み立て方が一つあり得るという意味で申し上げたわけでございます。

それから、いま行います森林組合の共済が将来たとえば農協のなにも転化するかどうかというお問い合わせでございますが、これも実はいま申し上げたことと同じことになるわけでございますが、そういう共済的な組み立て方と申しますか、共済的な組み立て方の場合はいづれもそういう事業体が任意の組合と別個につくられているというのが現状でございます。そういう別個のものを森林組合の場合にもつくり得るかどうかというところに実はかつての調整の難点があったわけでございますが、そういう共済的な事業も従来どおりの事業体の中に含み得るようになり得るわけですが、いま申し上げましたいろいろな案を考えたとき、両者の調整ということを検討していきたいと考えているわけでございます。

○芳賀委員 政府としては、森林国営保険については二齡級、十年生以下の幼齡林を国営保険の引き受け対象にする、そういう行政的な扱いをしたというわけでしょう。現行の国営保険法にそういう区分というのはないのであらう。別表第一号、第二号にちゃんと明らかにしておるわけだから、それを念頭に森林組合の共済事業といふものを描いて、共済事業の方は危険度の少ないものを対象にするというようにすることだと思ふのですが、こういう大事な制度をただ単に行政的な手かげんだけでこれから永続的にやっていくというのは問題があると思ふのです。だから、国営保険についても、改正を国会に提出するなりいつごろまでにすると、これはもうあきらめたとか、そういう点をこの際明確にした方がいいと思ふのです。

○藤原政府委員 ただいま林野庁で考えております考え方につきましては、いま林政部長が御説明申し上げたとおりでございますが、そのために五十三年度からその調査のための経費も考えまして、林野庁としてはこの問題については前向きで真剣に検討してまいりたいと考えております。

○山崎(平)委員長代理 武田一夫君。○武田委員 私は、森林組合法につきまして、その内容の充実を図るために先週もいろいろと質問いたしました。きょうはさらに、日本の林業の振興発展のために、先週に続きまして二、三質問いたします。

まず、この間外材の問題を取り上げたわけでありまして、この外材輸入の問題について二、三の質問をいたしますので、どうかひとつ確信のある答えをお願いしたいと思います。

最近、外材の輸入が非常に多過ぎて国産材が圧迫されているというところは、この間もお話ししましたし、政府としても認めているわけでありまして、けれども、国産材が圧迫されるということで、林業界においては、これは商社や外材を扱う木材業者任せのそういう実態がわれわれを苦しめておるのだ、政府はもっと積極的に介入をして、言うな

れば輸入の窓口を一つにしぼる、すなわち輸入の一元化といいますが、そういう方向というものを考える必要が当然あるはずだ、こういう強硬な意見が出ておるわけでありまして、一方、商社や扱い業者の方からは、われわれは努力をする、そして自主的に調整するから、こういう発言や話が出ております。そういう中であって林野庁としては、その両方の間に立つて対策をどういふふうにするかという矢面に立たされておるわけでございますが、この両者の調整といいますが、問題の始末をどのようにしようとしているのか、まずその点からお聞きしたいと思います。

○藤原政府委員 ただいまの日本におきます木材の需要環境を見ますと、いま先生が御指摘になりましたように、外材が六五%を占めておりますし、また需給関係を見ますと、非常に緩和基調にあるということも事実でございます。そのために日本の林業関係あるいは林産業界等々が必ずしも順調に経営維持ができていないということも事実でございます。一方、先ほど来御議論がありましたように、これから日本の林業なり林産業等を振興するためには、やはり日本の森林を仕立て、そして国民の期待にこたえて木材を生産するということ、これがまた非常に重要なことでございます。

ただ、日本の現在の森林の賦存状況を見ますと、どうしてもこの当分の間相当量を外材に依存しませんがと国民の需要にこたえ得ないという実態でもございます。そういう観点から、外材につきましてはかなり以前から自由化されておるといふ経緯があるわけでございます。最近ではそれに加えて、ガット等の国際的ないろいろな場におきます貿易拡大の要請というものもございまして、また一方では、産地国におきまして、丸太輸出よりも製品輸出という形の動き、あるいは丸太の輸出を規制するといふ動きもございまして、こういう内外のいろいろな状況を考えますと、いま先生がおっしゃいましたように、それをある意味で強制的に一元化するということは、非常にむずかしい問題もございまして、また逆に適当ではないの

じやなからうかと考えております。

一方、林野庁では従前から、先生も御存じのとおり、需給関係の協議会等を開きまして、その場ではいろいろな需給の見通しを立てるなり、あるいは関係方面にそれぞれの指導をするなりやっておりますけれども、最近の木材の価格なり需給の変動が非常に短期的な変動も多いということから、私もどなたもいたしましては、さらにこの需給のあり方というものをものと短期的な点から把握いたしました需給計画というものをつくりまして、こういうものをもとにし、あるいは在庫量につきましても的確な把握をするというようなことをいたしまして、今後その拡充を図るということにおきまして行政的な指導を強めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○武田委員 この問題は過去にもありまして、言うならば、林野庁の方に言わせれば、火山の噴火のようなたとえを取り上げているような気がしてなりません。ある雑誌、新聞等を見ますと、ちょうど今頃はそうした問題が噴火したのだというような言葉で言っているところを見ると、何かその辺の浅間山が噴火した、またそのうちにおさまるのじやないか、有珠山のように爆発して大きな被害がないから、これはそのままにしておけというような感じのことを林野庁の担当官が雑誌等に書いてるのをちらつと読みまして、これは問題の所在をきちつと認識した上での的確な手を打つということをなさるにしておいていいのではないかと、今回もし何らかのチャンスでこうしたものが立ち消えになればそのままいってしまふのではないかと、そういう感じがしてならないわけです。ですから、この一元化というのは果たしてできるものかできないものか、また商社等の言う自主調整というものが可能なものかとかという自主的な観点から、今後の国産材の活用、そういう面での日本の林業を守るということにはやはりもっと積極的に取り組んでいかなければいけない。いままですうした姿勢がなかったために、こうした問題が発生するたびに、各関係者が非常に悩むと

苦しみを受けるわけですから、そういう点では、ひとつ強烈なる反省と今後の対策を要求しておきたいと私は思います。

いま製品材のお話が出てきましたので、この問題をちよつと聞きたいと思うのですが、特に米材、アメリカから入ってくる木材の問題が、これは非常に問題の一つになっているわけですが、非常に米材が多い。それがいま長官が言われたように丸太でなくて、最近では製品として入ってきている。これはアメリカだけの問題ではなくて、東南アジア等々においてもそうした傾向が強いようでございます。それから、今後これはかなりまた大きな問題となってくるのではないかと。この米材の製品が、昨年の場合上半期に集中豪雨的に輸入された、これが一つの大きな問題を醸し出した、こう言われております。たとえば昨年の四月の米材の製品輸入というのは二十五万三千立方メートル、これは前年同月比の四〇％強の輸入でございます。また、この一月から四月累計を見ますと、九十六万五千というところで、これも前年同期の五〇％かかたりのふくらみで輸入されておる。これは商社等の思惑輸入ではないか、すなわち市況が好転すると見込んだための思惑輸入というものがこうした事態を招いたのだ、こう言われてもしょうがない。こういう点はどうか。

○藍原政府委員 アメリカ材の製品の輸入量の問題でございますが、確かに先生御指摘になりましたように、五十二年の上半期にはやはり景気回復への期待感等がございまして輸入量がふえたということは事実でございます。

ただ、ここで一つ私も考えなければいけないと思っておりますのは、木材の輸入といいますが、アメリカからということになれば、ある程度の期間がございまして、したがって、従来から需給計画というものを立てまして、一応年間の計画は見込んでおいたわけでございますけれども、やはりその辺が、先の見方といえますか、そういうものをさらにもう少し短期な見方でいろいろ物を見るという、またそういう見方ができるような

いろいろな統計資料的なものからの判断をするというところ、これが必要かというふうに考えまして、先ほど申し上げましたような短期のいろいろな需給というものを今後考えていこうという姿勢に立つておるわけでございますが、昨年の上半期はそういう状況で米材の製品の輸入が前年に比して増加したことは事実でございますけれども、秋になりましたこれが減少の方に転じまして、年間を通じました実績では前年並みとなっておりますというふうにおかれれば考えております。

○武田委員 それで、そうした上半期のアンバランスが、要するに需要に対する輸入量が大きかったというのが原因だということは明らかでございす。ですから、一昨年の新住宅戸数が百五十二万四千戸、それが昨年は百五十万八千戸と一万六千戸減っている。こうした需給関係というものは、やはり見通しの甘さとか、対応の甘さがあつたのじやないか。新住宅の建設戸数は減っている。それに木材が入ってきた。そうした問題が、結局こうした混乱を巻き起こすことになったということとは重大なことですから、資料不足あるいはまたそうした対策の不足というのは否めない。この点の反省の上に立つた今後の当局の的確な取り組み方というのは当然要求されるわけでありまして、今後のそうしたあり方に対してどう取り組んでいくか、その点を簡単にひとつ述べていただきたいと思います。

○藍原政府委員 木材の需要の大宗をなしますものが住宅建設でございますし、やはり木材の需給というものが木造住宅の建設量のいかによりまして左右されることは先生御指摘のとおりでございますし、そういう意味から、私もどなたもいたしまして、木造住宅の建設量というものを、できるだけ関係方面とも十分打ち合わせをしながら、的確に把握していきたいというふうに考えておる次第でございますし、そういう意味から、先ほど申し上げましたような年間の需給計画と合わせまして、できるだけ短期の需給計画というものの的確なものにし、需給に大幅な狂いがないような計画

を今後立て、それによりまして関係方面を指導していくということ、現在真剣に検討しておる次第でございます。

○武田委員 これはやはり林野庁が毎年出している国産材と外材とを区分したいわゆる木材需給見通し、これはこれはやはりこれだけ国産材が出るのだという見通しは保証のきつこととれたような見通しでなければならぬ。これは十分に心にとめていただきたい。あくまでも見通しである、その見通しが外的要因によって外れたということ、業者の方、関係者が苦労するということは許されない問題でございますから、その点私は十分に注意していただきたいし、今後のそうした需給見通しのあり方については、保証づきの權威のあるものにしていく、それくらいの決意で取り組んでほしい、こう思います。

ところで、いま出てきた製品材としての問題ですが、完成品として製品が入ってきますと、未完成の丸太の大体倍近くになるといふ勘定でございますが、こういうふうなやり方で今後製品材があとこちらから入ってくるのと、またこれは大変なことだと思ふのです。いまだどういふふうなこれに対する対策というものを検討されているか、そのことをひとつ話していただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 ただいま製品材が入っておりますのは主としてアメリカ、カナダでございますが、そのほかの国からも一部は入っておりますけれども、大半はアメリカ、カナダでございます。いまの時点で私も考えてみておりますと、この当分の間、たとえば東南アジアあるいはソ連材が、製品材がよけい入るというような事態は現時点ではないであらうというふうにわれわれ考えております。したがって、製品材のいろいろな問題についての検討というものは、主として米材、いわゆるカナダあるいはアメリカ材が中心になろうというふうに考えております。

○武田委員 その点は、混乱の起きないように十分に対策を講じて手を打っていただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

間伐の問題、これは大事な問題であります。しかしながら、これはおろそかにされてきたことも間違いないと思います。というのは、最近の間伐の実態というのを見てみますと、非常にこれは問題を抱えておりまして、四十六年から五十一年の五年間、間伐を要する面積の二割ぐらしか間伐が実施されていないというの御承知のとおりであります。それでどうして間伐ができなかったかという理由がいろいろ白書等にも出ておりますが、林道が悪くて採算が合わないんだ、これが一番多くて三五%、買手がいないが一七%、それから資金がないが五%などという理由を林業家は挙げていっているわけですが、こうした五年間の厳しいという間伐の実態に対して、国としてはいまままでのような対策を講じてきたのか、その努力の実証というものをまず簡単に話していただきたいと思うのです。

○藍原政府委員 戦後植えた森林が、約二十年近くたちまして、いま先生御指摘のように間伐をしなければいけない林分がふえてまいったのが現在の実態でございます。それに對しまして、間伐につきましてはいま先生が御指摘になりましたようないろいろな理由からなかなか進展がしにくいという問題もこれまた事実でございます。したがって、林野庁におきましても数年前から間伐の進展のためにいろいろな対策を講じておりますけれども、数個の実例を申し上げますと、たとえば生産基盤を整備いたしましてコストを引き下げる、あるいは作業の容易さということのために間伐林道というものを現在助成いたしておりますし、それから間伐材の安定流通促進のためのパイロット事業というものが現在実行しております。それから、間伐促進特別対策事業というものを五十三年度からこれまで構造改善事業の終了地域においてやることにいたしておりますし、さらには間伐材流通加工需要開発促進事業というものを従前からやっておりまして、間伐材の利用の高度化あるいは製品の展示ということを進めておる次第でございます。また、木材技術センターというものを昨年設置いたしまして、関係方面の建設省等とも十分連絡をとりながら、これからの木材の開発あるいは利用、普及、こういう方面にも積極的に取り組んでおる次第でございます。

○武田委員 私は、間伐に対する指導といいますか、それが非常に弱いというか、そういうようなものを感ずるわけです。やはり育林の基本というか基軸となるものは間伐の作業だと思っております。ですから、その重要性というものを對して、果たして各県あるいは各組合等によるいろいろな担当のそういう方々、指導の立場にある方々、どういふふうに認識して当たっているか。というのは、ある県で聞いた話ですが、間伐指導に行つた県の職員が、間伐の指導を要請されたときに指導しようにも間伐というのがどういふものか知らないと言つて非常に困つたという笑い話のような本当の話があるというのでございます。これはやはり間伐に対する一つの問題点を提起しているのではないかと思います。ですから、こうしたものが一つの県ではあるけれども出ておるといふこと自体、林野行政全体の一つの、氷山の一角の大きな問題としてとらえていかなければならないと思つたのであります。今後ともそういう指導の面に入手を入れていかなければならないと思つた。大間伐の伐採技術といふことが、これが非常に幼稚であり拙劣であるためにコスト高になつてゐるんだとか、あるいは間伐材の販売の面が拙劣なためにこうした問題を非常に大きくしているとか、こういうふうにも言われておりますので、今後、当局としてはこうした問題の改善、さらに間伐材の用途の開発に力を入れるべきだと私は思つておりますが、この点に對してどのように取り組んでゐるか、その面、答弁していただきたいと思つた。

○藍原政府委員 間伐材の利用につきましては、先ほど先生も御指摘になりましたように、戦前は足場丸太とか丸太とか、加工しなくても利用できるいろいろな用途はあつたわけでございますが、戦後そういうものが代替品にかわつておるといふことで、その辺の販路も非常に狭くなつたということも事実でございます。やはりこれから間伐材が相当国内で出るといふことになりますれば、私もその間伐材の利用については、その利用方法についてさらに新しいいろいろな利用方法を考えなければいけないということで、先ほど申し上げました日本住宅・木材技術センターにおきまして、それらの今後の新しい利用の仕方、技術の開発等々を積極的に進めております。またそういう間伐材のいろいろな利用方法について、各県あるいは各地方で研究あるいは利用の考え方をしておられるものにつきまして、全国的にそういうものを集め、さらにまた逆にそれを全国的にPRするといふような形で今後とも推し進める努力を現在いたしております。

それから一方間伐のあり方、やり方、その他の技術指導の問題でございますけれども、これにつきまして、昭和五十二年に国の助成のもとに各都道府県におきまして間伐の技術指導というものを作成するように指導いたしております。そういう技術指導を、それぞれの地域の林分に合はした間伐のあり方といふものを、普及員等々が中心になりまして、その趣旨に基づいて今後とも積極的な地域におきます間伐のあり方の指導等に当たつていくような指導をしてまいりたいといふふうを考えております。

○武田委員 いままで農家の方々、農業に携わつてゐる方々は、政府のやり方をすればもうかるんだなという皮肉を言つてゐる人が多いわけでありまして、林野庁の指導よろしきを得て、そうしたいままの汚名を挽回する上での真剣な取り組みを期待して、林野行政の中にあるそういう努力が実るような方向での検討、努力を私はお願いするわけでございます。

時間の関係で次に移りますが、木材関連産業、特に中小零細企業の多い木材チップ業界、これもまた非常に大変な現実でございます。不況から来る操業短縮、あるいはまた経営の深刻化等によつて本場に各地ではいろいろ問題が出てくるわけ

であります。林野庁としてもいろいろの対策を講じているわけでございますが、この間際から林野庁としましては、この事態に對しまして、木材チップ製造業の中小企業信用保険法に基づく倒産関連業種の指定についての折衝、さらにまた政府系金融機関による緊急融資を進める等の手を打つたと思つております。これはどういふふうな実態としていま動いておるか、それをお話ししていただきたいと思つております。

○藍原政府委員 いま先生御指摘になりましたように、五十三年の一月一日から一応五十三年の三月三十一日までという形で指定期間を指定しておりますけれども、まだその実態につきましては私も十分把握しておりません。

○武田委員 よく実態をつかんで、どうなつてゐるのかといふことは、その動きはつかまないと、後で結論はうまくいっていませんでしたとかといふことではまずいんじゃないでしょうか。

それからまた、都道府県に對して木材チップ製造業の指導、助成を要請したということも聞いておりますが、これは各県の動きなども、それじやまだ余りつかんでいないといふことになるわけでしょうか。

○藍原政府委員 いま御指摘の問題は、先般文書で要請をいたしましたので、できるだけ早くその実態をつかんでまいりたいといふふうを考えております。

○武田委員 ある地方でこれに従つて動いてゐるわけですが、ある県の実態を申し上げますと、確かに手は打つてゐるんだけれども、ほんの一部分しか打てない。大体チップ業者、いわゆるそれだけの専業業者、それに製材とチップと兼業してゐるもの、合わせますと約百三十くらいは会社があるけれども、専業のチップ業者六社だけは、いろいろと共同受注するとかといふような体制で大手の系列の製紙会社等に交渉するための力をつけて、そういう動きをするとかといふふうによつていますが、最も大変な、多くの百二十くらいはそういうしたいわゆる弱小な方々に対しては手は打たれ

ていないという現実ですから、これはよく指導監督した上で進めていってほしいと思います。これは答弁は要りません。そういう実態をよくつかまえた上で手を打たないと、これは後でまたいろいろ問題が出てきたときに大騒ぎしたのでは始まらない、こういうことで、私は要望しておきます。

次に、林業にとって欠かせないのは林道網の計画的整備ということだと私は思うわけでありますが、現状はどういうふうな状態であるか。林業振興のための条件の一つでありますから、林道の整備を進めるためにはいろいろ手を打っているようです。これがないと作業効果がうまくない。先ほどもありましたように、林道が十分に整備されていなければ伐採もうまく進まないというのがトップにありましたから、ここをやはり私は問題にしておかなければならないと思います。林道の延長というのは、林道基本法に基づく森林資源に関する基本計画、これは四十八年二月十六日に閣議決定であります、それによって動いているのだと思いますが、これは順調に動いているものではないか、どうでしょうか。

○須藤説明員 お答えいたします。

ただいま先生お話ございましたように、森林資源に関する基本計画では、これは四十八年の二月の閣議決定でございますが、昭和九十年までには総延長二十六万七千キロメートルを整備することになっておりますが、この整備目標に對しまして、昭和五十二年度末現在の実行量は九万五千キロメートルでございます。また、この森林法に基づきまして、昭和五十三年、ことしの三月に策定しました全国森林計画におきましては、五十三年度以降十五カ年計画で十三万八千キロメートルを整備することになっておりまして、五十三年度においては対前年度比一四一%の予算を予定しております。今後とも積極的に対処していくという考えでございます。

○武田委員 いろいろ林業の中に問題があるわけですから、特に重点的に、こういういろいろな仕事

をやっている方々から、早く林道の計画的な整備を進めて仕事効率的にできるようにという、そういう強い要望の中で、いま二十六万七千キロメートルです、これは十三年後に達成する目標だと、ずいぶん悠長だとは思っているわけですが、そんな悠長なことで果たしていいものか、もっとスピードを上げなければならぬものではないか。それは、いろいろと環境の保全の問題等によって工法の困難な、そのために単価が非常に高くなっている等々の条件は私も知っておりますけれども、しかし、なおかつ、そういう条件があるにしても、こうした気長な行き方の中で果たして本当に期待できるような道路は確かに通つたけれども林業は減んでいったというようなことは、これは考えるなと言つても無理じゃないか、こういうふうな思ふわけでございます。そういう点で、こんな悠長なことをしないで、やはり少し集中的な整備計画を進めるべきだと私は思うのですが、どうでしょうか。

○藍原政府委員 ただいま指導部長から御説明申し上げましたように、林道については、必ずしも計画に對しまして十分な進捗を示していないことは事実でございますが、本年度の予算におきまして、対前年度比一四〇%を超える予算を計上いたしまして、積極的な姿勢をとり、林道の推進を図ろうというふうな考えをしております、今後ともこの姿勢で対応しております。

○武田委員 よろしく願います。

次の問題に移ります。農業では地域農業ということが重要視されておりますから、私は、林業においても同様ではないか、こういうふうな思いはすけれども、地域林業ということについて政府はどのように考えて、どう取り組んでいるかということ、簡単にひとつ説明してもらいたいと思うのです。

○藍原政府委員 ただいま先生がおっしゃいました地域林業と申しますが、ちよつと定義がはっきり、私も先生と同じかどうかはわかりませんが、けれども、御存じのように、林業も、森林がだんだん

人造成されて、民有林、国有林合わせますと、全国に約一千万ヘクタール弱の造林地ができ上がったわけですが、しかしながら、逆にまだ造林が進んでおられない地域もございます。それから、すでに造林が終了あるいは保育も終わった地域もございまして。そういうふうな、林業の進展度合いがそれぞれの地域によって大分違つてきております。したがって、それぞれ地域に合ったこれからの林業の指導の仕方、あるいは都道府県における指導の仕方が必要であらうということと同時に、もう一点、地域林業という考え方の中に、やはり森林組合等を中心にしたしましたその地域の林業というものを、生産から流通までというふうな考え方をとりまして、いろいろな意味で一体化されたものを形成していく、そして一つの販路もつくり上げていくというふうなことも、これもこれから考えなければいけない問題だろうと思ふますが、そういう部分的にとらえた地域の問題と、日本全体をとらえた林業の現在におきます進展度合いの差における林業の現方の問題、これらの行政指導の問題、両方あらうと思ひますけれども、これらにつきましても、それぞれの実態を十分把握いたしまして対応してまいりたいというふうな考えをしております。

○武田委員 林業というのは、盛んなところはどちらかと言へば過疎地帯という、いまの日本のそういう代表的な地域がたくさんあるわけでありまして、その地域の経済とかかわり合ひの上での山林というか、林野行政というものをやはり考えなければいけない、これは当然だと思うわけですが、ですから、その地域の人々に利益が還元されるような方向でやっていく、経済の一つの柱としてやはり山林経営が進められていく、これが理想的ではないか、こういうふうな思ふわけでありまして、そういう意味からの地域林業という考え方を私は重要視をしているわけでありまして、そういうことを考えますと、そこで働く人々の問題等々を含めまして、やはりこれからの林業というものをもう一度見直していかなくてはいいな

いのじやないか。たとえば、かつて岩手県のある地域であつた話ですが、公社、公団造林でこれは大々的に造林したところがあるわけですが、金も相当つき込んだ。そのとき、地域住民だけでは足りないために、労働力を各地からそこに集中的に集めた。それで、あつたという間に短期間で造林を始めてしまった。ところが、仕事が終わつて、各地から来た人は帰つていった。地元に残つた人は、その木が成長するまで何も仕事がなくどうしようもなかった。そういうふうな話が現実にあるわけですから、今後はそういうふうな一つの事例というものをとらえて、地域内のそういう労働力等の問題、仕事を進めるに当たつても、やはり十分な計画の中で林業というものを推進していくということが、これも地域というものを大事にするという立場から必要でないかというのを私は考えているわけですが、そういう点、これは参考の意見としてひとつ聞いてほしい、こういうふうな思ふわけですが。

それから、これは市町村との関係をやはり重要視してはならないと思ふわけですが、ですから、どちらかというといままでは、国、県とか森林組合という毛色が強かつたというのはいまは否めない事実です。市町村不在の林業という、これはオーバークロッシングといつてもいいかもしれませんが、これは強かつた。ですから、これからはやはり地域振興という、過疎問題ということも兼ね合わせまして、林業というものが市町村の行政の中の重要な位置にあるんだということを認識すべきである。また当然認識はしていると思ひますけれども、そういう意味で、国としまして、そういう市町村の林業行政というのものにもっと積極的に取り組む姿勢というものをやはり指導監督するといひますか、そういうようなことを国としても考えなくてはいいけないのじやないか、こう思ひますが、市町村と、これから森林組合との関係、国との関係という、そういう関係性を私は非常に重要視しているわけですが、その点、市町村の行政の存在について林野庁としても相当やはり重要視されている

んではないかと思いますが、その点はどうでしょう。

○藍原政府委員 これからの林政の進め方に対する御提言だと思いますが、林野庁におきましても従前から林業あるいは森林に関するいろいろな施策の展開に当たりましては、地方の公共団体と協調しながら森林組合が推進の主体になりまして進めているのが実態でございましたけれども、先生御指摘のように、やはり市町村が林政の推進の上できわめて重要な役割りを今後とも果たしていくであろうというふうに考えております。そういう意味から、ただいま林野庁におきましては、中核林業振興地域育成特別対策事業というのを市町村を中心に進めておりますし、また入会林野等の高度利用促進対策事業あるいは林業集落基盤総合整備事業、さらには小規模山地の災害対策事業、こういうものは市町村が中心に進められる事業でございまして、そのほか山村の高齢者林業園の設置推進事業というようなのを進めておりました。これらは市町村が推進の母体になりまして展開されていく事業であらうというふうに考えております。今後これからの日本の林業を進めるに当たりまして、やはり森林組合が一つの推進の中核体にもなりますけれども、あわせて市町村におきまして、こういう林政推進の拡充といえますか、体制の強化、こういうものを図るべく、林野庁といたしましても鋭意努力しておる次第でございます。

○武田委員 時間が来ましたので、最後に一問。林業振興の基本ともなるものはやはり人間でございまして、後継者、いわゆる経営者は若い者がどうも山の方に魅力を感じないということで、非常に後継者の問題で悩んでおります。また労働力を確保するということでも悩んでおるわけでありまして、特に林業に従事する優秀な後継者を長期的にかつ安定的に確保するということは、これは国の施策の中心として位置づけなければならぬ、こう思います。

そこで、国としてもそうした努力をなさっているとは思いますが、その点はどうでしょう。

と申すのでございますが、次の三点から具体的な答弁を聞きたいと思うのであります。学校教育の充実。それから山村青年教育といいますが、その充実の面でどうなっているか。それから林業技術実習指導施設の整備等の問題はどうか。この三点について、具体的な例を挙げられれば挙げて答弁していただければありがたいと思います。

○藍原政府委員 仕事を進めるに当たりまして何よりも人が大事であることは、先生の御指摘をまづまでもございませぬし、また林業にとりましては、特にこの面は最大の面であらうというふうに考えております。そういう意味から、現在林野庁では、後継者の問題として後継者対策をやる進めておりますけれども、その二、三の例を申し上げますと、これは全部主として五十三年から予定にいたしておりますけれども、都道府県を単位といたしまして推進会議を設置いたしまして後継者対策をやつていこう、あるいは林業経営者の中から指導林家というものを認定いたしましてその活動の助長をしていこうということ、さらには林業コ

ンテスト、林業青年交流活動、こういうことを行いまして市町村段階におきまして各種の行事の実施に助成をしていこうということ、また林業後継者のグループ活動を推進するための活動拠点施設の整備をしていこうということ、それから山村の児童を対象にいたしまして林業教材の配付、こんなことを五十三年度から新たにやつていこうというふうに考えております。いま先生から御指摘ございました、以前からやつております実習指導施設等につきましても、五十三年度もさらにその助成を推進しておる次第でございまして、そういういま申し上げましたいろいろなものを通じまして、技術の向上とあわせて林業従事者なり後継者の育成に今後とも努力をまいりたいと考えております。

○武田委員 最後に、林業後継者育成制度資金というものは充実させる必要があると思いますが、その充実の方向というのはどういうふうになっておりますか。

○藍原政府委員 いま先生の御指摘のものは林業改善資金の中に入っておりますけれども、その枠の拡大についても今後とも積極的に努力してまいりたいと思っております。

○武田委員 時間が来ましたので、以上で終わります。

○山崎(平)委員長代理 瀬野栄次郎君。○瀬野委員 森林組合法案について、農林大臣臨時代理安倍官房長官並びに林野庁長官に質問いたします。

森林組合法案については、先週の四月五日当農林水産委員会にて二時間余にわたつて、農林大臣並びに林野庁長官に対し政府の見解をたゞしてきたところでございます。すなわち、森林組合法案は、現行森林法規定二百三十七条から二百三十三条が単独化として新しく生まれるのであり、今世紀最後の団体法であります。このような大きな団体法は今後ますます生まれてこないと言われているわけで、歴史的な法案と言えらるものであるから、本法に對し最後の総括としてさらに政府の見解を明らかにするものであります。

森林組合法はいよいよ本日、単独法として、一部修正、附帯決議をつけた上で当委員会採決する運びとなる予定であります。いづれ形を整えて新しく出発することになるわけでございまして、新しい森林組合法の出版の門出であり、本日の委員会での審議を議了せんとするものでござい

ますが、いわば今世紀最後の団体法の誕生でござい

に低下し、不足の六五%を外材に依存する状況であり、しかも、世界の総輸出量の三〇%を輸入する日本は、世界第一の木材輸入国であると同時に資源不足国でもあります。かかる状況の中で、森林面積の三分の二を占める民有林は、外材主導型の需給体制と構造不況による木材価格の低落により、その林業生産活動は大幅に後退しております。すなわち、森林の果たす役割りは、国土保全、水資源の涵養、自然環境の保全、形成、国民の保健、休養などの公益的機能を確保し、木材その他の林産物を持続的に供給する等、国民生活の安定と福祉の向上を図る上できわめて重要なものがあるにもかかわらず、あらゆる悪条件に遭遇しながら逆の方向に向かっていることを指摘せざるを得ません。

このような状況の中で、森林組合の強化を図ることは、容易ならざるものがあると言わねばなりません。仏つくつて魂入れずになつては重大事でありまして、すなわち、森林組合の単独法をつくつただけで組合の強化が図られるというものではありませぬ。本法成立に当たり、この単独法を契機に、ぜひ森林組合自体の強化について国はさらにさらに一層の格段の配慮をすべきであります。

文字どおり、森林組合が民有林の担い手として果たせる内容を推進せよと私は指摘いたしたのであります。

このことについて林野庁長官はどう考えておられるか、その対処方針をまず具体的に述べたいのであります。

○藍原政府委員 先日米御審議いたしておりました森林組合法案の中心でございまして、この森林組合なるものは、先生御指摘をまづまでもなく、これからの日本の林業なり林政を引っ張っていく中核であるというふうにならねばならぬと考えております。

したがって、今後これからの日本の林業あるいは林政というものを推進する場合に、森林組合が中心になりまして、日本各地のそれぞれの実態に合った林業を推進していただくということが何よりも必要かというふうに考えておる次第でござ

います。

したがしまして、従来もそういう考え方で対応してまいりましたけれども、新しくこれが独立した法律として、この根拠に基づきまして森林組合がこれからさらに発展するためにも、私どもも五十三年度予算におきましてもそれぞれの内容のものを盛り込んでおきますが、その一、二の例を申し上げますと、御審議いただきました項目にもございまして、監査士等を置きまして、組合がさらに経営管理につきまして適切な指導ができるような対応をしていきたいということ、あるいは森林組合の合併助成法を御認可いただきまして、この合併助成法に基づきまして森林組合の合併を促進いたしまして、都道府県におきまして森林組合のさらに育成ができますような努力もしてまいりたいというふうに考えております。

また、森林組合が行います受託経営等をより集約的あるいは計画的に行うために、その対象に非組合員を加えた受託経営促進対策事業の強化も図ってまいりたいと考えております。また、作業班の充実強化を図るために、高度の機械操作技術あるいは合理的な作業方法について、現地の実習、技術研修を行う森林組合の作業班強化対策事業、これも実施してまいりたいというふうに考えております。また、林業の就業の実態に対応できます退職金制度の創設を図りまして森林組合作業班等の育成強化に資するため、林業従事者中小企業退職金共済制度の適用促進対策事業について、これも五十三年度から助成することにいたしております。

具体的に数項目を申し上げましたけれども、こういう新しい施策と同時に従前からの施策もさらに強化いたしまして、先ほど冒頭申し上げましたような森林組合に今後とも育っていくような行政指導なり積極的な指導を今後ともやってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○瀬野委員 安倍農林大臣臨時代理が来るまでは今井政務次官に御答弁いただきますが、いまの私の冒頭する申し上げた問題については、これはき

わめて重要なことでありますし、林野庁長官からちよつとはしよつての答弁がございましたけれども、こういうことではなかなかおぼつかないわけですが、政務次官としては私のこの問いに対してどういふふうに対処していくという決意でおられるか、政務次官からお答えをいただきたい。

○今井政府委員 具体的な項目については長官から答弁をいたしました。私は、これを要約すると人と物と組織であらうと思います。せっかくこれだけ皆さんに慎重な御審議を賜りまして、先生のお言葉をかりれば、今世紀最大、最後のとおっしゃいましたが、森林組合が法制度を整備して出直すわけでありまして、この際心新たにしていまして、つ森林の育成のために、またわが国林業の成長のために格段の努力をいたしたいと存じます。

○瀬野委員 藍原林野庁長官に重ねてお尋ねしますけれども、いま森林組合の中身の充実強化のために林野庁長官にどう対処するかということの具体的な問題を尋ねたわけを申し上げますけれども、仏つて魂入れずというのを申し上げますが、先ほどの答弁では実際これは魂が入らぬわけですね。この日本の六八%という林野を持ている国有林、民有林を抱えまして、こういう今世紀最大のまた最後のいわば団体の誕生に当たって、強力な態勢でひとつ大蔵省にも予算獲得をす

ると同時に、森林組合の華々しい出発の門出にしてもらわなければいけません。こういう意味で申し上げておるわけでございますが、先ほどからおっしゃったように、五十三年度予算に監査士の問題、監査士を設置して適切な指導を行う、合併助成法によつて促進をする、こうおっしゃいますけれども、こういった合併促進法についてもその間から私るの申し上げましたごとく、実際にそのメリツトというのがないので、なかなか合併促進と言つても促進がはかばかしくない。何としても林構センターあるいは林業センターというものをつくつて、それに森林組合の事務所を併設して、そして組合員も喜んで合併促進に応ずるようなことを強力に予算化していただかなかつたならば、なかなか

か容易ならざるものがあります。合併促進法によらなくても毎年五十、六十の組合の合併はできているわけですから、そういうことから考えてもひとつ強力な指導体制を、また処置をしてもならなければならぬ、かように指摘しておるわけであります。

受託経営促進の強化とか作業班の強化対策を行うとか、また中退共のこともちよつと触れられましたが、これもこの中退共にしても五十三年度から三カ年、いよいよ実施をするということになりますけれども、実際に三年を経て四年目からどうなるか、大変憂慮いたしております。大蔵省に対してこの点は強力な交渉をなさつて今回誕生したことは、私も大変敬意を表すると同時に喜んでおるわけでございますが、昨年来このことに若干触れて政府の見解をただしてまいりましたが、この問題についてもよほど強力にやらなかつたならば、三年でこれは完全にまたなくなってしまうというところも起こり得る可能性があるわけで、大変心配をいたしております。

そういうことで、いまいろいろ申されましたけれども、この際、合併助成法で促進をしていく、こうおっしゃったが、これについて具体的にさらにひとつ長官の決意を承りたいし、受託経営促進の強化ということについてはどういふふうにかえておられるか、また作業班の強化対策についてもひとつ具体的に申し上げます。中退共についてもいま申し上げたことを、改めてもう少し突っ込んだ具体的なことをひとつ答弁をしていただきたいと思います。

○藍原政府委員 ただいま御説明申し上げました内容につきましてさらに具体的に申し上げますと、まず合併助成の問題でございますけれども、森林組合のこれからの助成のあり方について、ただいま私いろいろ、るる申し上げましたけれども、それを総合いたしまして、五十三年度どうなっているかということについて御説明申し上げておきたいと思ひます。

森林組合の助成につきましてはいろいろござい

ますけれども、たとえば内容とすれば、検査指導あるいは受託経営促進対策さらには改善特別対策、これは作業班の強化でございますが、そういうもの、さらには広域協業体制の整備推進対策、こういうもの等々合わせまして、総額で一億三千六百万余の予算を五十三年度計上いたしております。さらにまた、そのほか間伐材の安定流通推進パイロット事業というのを森林組合を通じて推進しておりますけれども、これにつきましても、二億七千六百万の計上をいたしております。また、林業構造改善事業、これは森林組合が中心になるものでございまして、これにつきましても二百六億四千九百万という予算を計上いたしまして、さらに進めていきたいというふうに考えております。

また、林業労働力対策事業につきましても、四億六千九百万の予算をもちまして、林業労働者の就業対策あるいは安全衛生対策を進めてまいりたいというふうに考えております。また、団地共同化事業につきましても、二億六千五百万の予算を計上いたしまして、団地共同化事業の推進を図つてまいりたい。それから、入会林野等の高度利用の促進対策事業につきましても、五億一千八百万余の予算を計上いたしまして、入会林野の高度化の推進あるいは高度利用の促進というものを対しましての対応をしてまいりたいということを考えております。

以上申し上げました森林組合に直接参ります助成もございまして、あるいは森林組合が中心になつてやるものもございまして、こういうふうな五十三年度予算を計上いたしまして、五十三年度につきましても森林組合を積極的な育成をし、今後森林組合が地域の中心になりまして、林業の推進母体になるような行政指導をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○瀬野委員 藍原林野庁長官がおっしゃったことは、われわれも予算書を見てよく承知しておりますが、いままで何回か審議をしてきましたので十分承知しておりますけれども、そういうこともさることながら、また、いまおっしゃったような

ことはこれはもう当然のこととございまして、森林組合を育成強化していくためにはもっと森林組合が切実に悩んでいる問題、どういふことを悩んでいるかというのをよくキャッチしておつしやつていただかなければなりません。答弁なさって少し歯切れが悪かったが、もう少しよく検討をしていただかねと困るわけですね。

私、この森林組合の単独法の制定に当たって、森林組合を将来強化、指導していくためにもたくさんいろいろさしずめ問題がありますけれども、一つでもいいから本気になってひとつめんどろを見たい問題があるの、あえて申し上げますが、たとえば森林組合の運転資金の問題でございまして、これは森林組合の運転資金というのは大変もう熱望の高い問題で、中金に対して単位組合の組合長も頭を下げたり、また県森連の会長も日参するようにお願いしたり、また全森連でも役員会を開いてこういった問題についてはもうたびたび何かこう検討をしてお願いをしているようでありまして、これがなかなか前進が見られない。中金側と言わると、金利の高い金を預けているのだからなかなか金利は安くは貸されないうことで、その一点張りで断っているような向きがあるわけですね。全く見てかきわかいようなんです。

息の長い林業であり、しかも、この運転資金にもう全森林連を初め単位組合に至るまで大変困っているわけですね。こういったことを一つ解決してやっても、相当森林組合は勇気を出し、元金を出していくわけですね。一つ一つ実施段階に移すことが大事である、こういう点で、私はこの森林組合の運転資金という問題についても、これは何とか安い金利の融資を考えてやる対策を講じてもらいたい。どうすればこういったことができるかということですね。他の制度、また農協、漁協とさん融資制度がございまして、そういったものを検討して何とかひとつ森林組合も、そういった運転資金に心配ないような措置をしていただきたい、このことを申し上げたい。

また、利子補給などをどうすればできるのか、

利子補給なんかもぜひ考えてもらいたい。そうして、具体的にきめの細かいめんどうを見てやることによって、森林組合は大きく前進をする。いろいろあるけれども、先ほどから長官おっしゃられることはあたりまえのことであって、当面具体的な問題としてはもう素朴な要求でありますけれども、こういった森林組合の運転資金という問題、これに対する金利の安い運転資金を、そしてできれば利子補給を考えてやる。そのためには、どういふふうな検討をしておられるか、また、どのような検討の用意があるのか、そういったことをこの法案の誕生に当たって、ひとつ森林組合強化育成のために、中身を充実するためにも、この点一点でもいいから強力な当局の考えを全国の森林組合の皆さんに披瀝していただきたい、かように思いうわけでありまして。

○藍原政府委員 森林組合に対する運転資金と申しますか、そういうものについての低利の資金を何か考えろ、あるいはその利子補給を考えろという先生のお話でございまして、御存じのとおり、制度資金というものは長期低利の融資を原則とするものでございまして、そちらの方面から運転資金ということとは非常にこれは困難であろうというふうにわれわれも考えております。

現在、森林組合が必要といたします経営資金については、運転資金を含めまして、先生御存じだと思ひますけれども、林業信用基金によります保証制度がございまして、この保証制度を積極的な活用をすることによりまして、円滑な融資の確保を図っているというのが実態でございまして、また、今後ともこの制度の充実強化を図っていききたいというふうな考えておりますが、ちなみに申し上げますと、林業信用基金にかかります保証制度でございまして、これはたとえば素材生産あるいは製材のための資金の場合は八割保証でございまして、森林組合の場合は十割保証するというところになっております、そういう面で、ただいま森林組合の運転資金を含めまして経営資金について、この積極的な円滑化を今後とも進め

てまいりたいというふうな考えておる次第でございまして。

○瀬野委員 基金の保証制度による充実強化を図る、こういうことですけれども、資金棒としてはどのくらいを見ておられますか、それでは。

○石川政府委員 現在、林業信用基金の出資が約十数億の段階になってきたかと思ひますが、倍率十倍でございまして、これは御承知のように、森林組合と林産の組合とが一緒に入っておるものでございまして、森林組合の枠だけが幾らかはちよつと手元に数字がございせんので、いま調べましてお答えをいたします。

○瀬野委員 今井政務次官、いまお聞きになったとおりでございまして、本法審議に当たりまして、林野関係はやはり農協、漁協と違つてずいぶんいろいろおくられているわけですね。こういった制度資金の問題にしても金融の問題にしても、何と云つたって国会議員にもこれは罪があるのですけれども、どうしても審議がいままで十分なされてないという傾向にあらがちでございまして、われわれもいつも指摘してきたわけですが、そういった意味でも今回は法案は四本かかってきまして、林業国会として大いに認識をしておらうというところで、去年から声を大にして私どもも叫んできているわけですね。やはりこういった問題についても当局が即答できない、調べて報告する、そして明快な答えが出ないということ自体に、私は、やはり何となく金融制度、こういったものに對しておくれをとっている、また当局の認識も薄い、そういったのが結局中金に対する措置、指導に對しても、また末端の森林組合、県森連についても何となく力が入らないというところで、林業は下積み、下積みになされる傾向が強いわけでございます。

私はそういったところで残念でなりませんけれども、こういったことをよく踏まえて、今井政務次官もいわゆる農業、林業の県から出ておられるわけですから、よく御存じのとおりでありますし、農林委員会にも長く所属しておられたわけですが、

ら、林業の重要性はもう百も御承知のはずですが、そういったことをこういう公開の席でわれわれが論議している、このことをよく踏まえてよく反省していただいて、農林大臣、日ソ漁業交渉のためにはソ連にきょう出向されましたけれども、訪ソをされましたけれども、どうかひとつ大臣にもよく話していただいて、強力に政務次官も大臣を補佐して、そして来年度予算も五月からまたいよいよ検討の段階に入ってくるわけでございますから、ひとつ強力な予算獲得、また、こういった森林組合の運転資金を初め、経営資金にしてもあらゆる金融制度にしても、農業、漁業におくれをとることなく充実強化をし、そして、国土の六八%を占めるこの林野に對して、国民のためにも強力な施策をしていくべきである、こういうふうな認識を新たにしまして、このよう重要な法案の誕生に当たって、ひとつ今後検討していただきたい、また強力に推進を図ってもらいたい、こう思ひますが、政務次官、いまの私と林野庁長官のやりとりを聞いて、どういふふうな感じられたか、あなたの率直な見解を承りたいのであります。

○今井政府委員 大変熱のこもった、しかもわが国の林業を憂うる先生の御所論、全く同感でございまして。おかげさまで、一次産業の中で最後まで単独法を持たなかつた森林組合がやっとこれで持たしていただけたというところでございまして。これを契機になお一層心を引き締めて先生の御期待に沿いたい、かように考えております。

○瀬野委員 ぜひともそのように農林省も対策を講じていただきたい、かように思ひます。

次に、共済事業について、再度林野庁長官にお伺いをいたします。

共済事業については、先週の四月五日にる質問を申し上げてまいりましたところでございます。そこで、本日は端的にお伺いしてまいりますけれども、現在、森林災害共済事業は全森連及び森林組合の一事業として位置づけられて行われておることとは御承知のとおりでございまして、将来、森林組合の系統による一元化を中心として運営される

ようにぜひとも検討をしていただきたいということとでございます。いまにわかにはなかなか問題もあつて無理な点もございますけれども、森林組合も今回の単独法によって新しく誕生し、そして新しい門出をすることになります。内容も充実強化が図られるということになってくるわけでございますので、そういう考えで近い将来ぜひとも一元化を中心とした運営ということで御決定をいただかのように、積極的にひとつ国の協力をお願いしたいと思うのですが、これに対して林野庁長官、お考えはどうですか。

○藍原政府委員 いま森林災害によります損失の補てんの問題につきましては、ただいま先生からお話のごさいでしたが、森林組合がやります共済事業と国がやります事業とがございしますが、基本的な考え方は、いま先生がおっしゃいましたように、森林所有者がその協同組織等を通じて、自助努力によってこういうものは対処していくことが望ましいというふうに私も考えております。ただ、御存じのとおり、森林は若いものから相当年齢のたつた森林までございすけれども、どうしても若齢級の森林が災害を受けやすいという実態がございす。そういう点を考えますと、その辺のあり方というものについてはどういうあり方をしたら一番いいのか、また、それが今後の森林育成なりあるいは森林所有者にとつてもいいのかということとはさらに詰めなければいけない問題もあらうと私は思います。したがしまして、基本的な考え方につきましては、先生がおっしゃつたように、自助努力によってそれぞれの森林所有者が森林組合を中心にして今後ともこれらの損失てん補の仕事を推進するというのが望ましいかと思ひますけれども、現在、いま申し上げましたようなことで、国でもこれを実行いたしておりますし、その辺のあり方につきましては、私も五十三年度予算を計上いたしまして、その調査研究をすることになっておりますし、この問題についても真剣に今後検討を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございす。

○瀬野委員 石川林政部長にお尋ねしますけれども、昭和四十八年にこの森林災害共済事業の問題について全森連との間でいろいろ検討が進められたわけですが、当時は全森連としてはまだ時期尚早であるということで、林野庁は相当乗り気であったやに聞いておりますけれども見送られたという経緯があるわけです。その点の経緯をひとつつ簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○石川政府委員　当時の事情を振り返ってみますと、一つは組合が任意の共済として森林災害制度を組んでいくというお話がございました。任意の制度で組んでいきます場合に、いわゆる農業共済とかあるいは水産の方の共済のような一種の強制的手法をもつてやりますような、法制度にありませんような国庫の援助というのが非常にしにくい。森林組合が任意の事業としてやっていますのに国が援助するという形ではなくて、いわゆる農業災害補償事業のような一種の強制的手法に基づくもの、したがって団体が別途の団体をつくり出すというようなものを想定をしまして、そういうものの異常危険負担部分を国が再保険したらどうかというようなのが当時議論された案であつたかと思ひます。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)
その段階では、森林組合系統としては、そのよう
な現にやっておられました福利厚生事業から若干
強制力を伴いますようないは森林災害共済組合
とでも申しますか、そういうものを別途分離する
ことは現実的ではないという面で非常に意見が分
かれたように記憶をいたしております。したが
いまして、その段階では、いわゆる組合が第一義
的に元請をしまして、その背後を異常危険部分を
国が再保険をするというような手法での調整は成
功しなかったかと思っております。

○瀬野委員 森林災害共済事業の例、いま石川林政部長から答弁ございましたが、いま御存じのように、この幼齡林の一、二齡級は国営保険で、また三齡級以上は全森連及び森林組合が行っているというところでございまして、若齡級の被害総額が

高いために赤字は免れないというのが現状でござい
ます。そこで、いまにわかにというと、この四
十八年度の経緯もあり、困難なところもあるわけ
ですけれども、将来は何としてもそういう方向に
持っていくてもらいたい、かように思うわけです。

それで、一つには今回森林法から百二十三条が
分離して森林組合法が単独法として誕生した。
残った森林法は百九条ということになる。さらに、
こういった森林災害共済事業がまた一元化で森林
組合にこれを取られる、国は再保険だだけ、こう
なりますと、だんだんこれまたさびしくなる、森
淋法になる、こういうことで、なかなか皆さん方
にも部内の論議がいろいろあるうと思います。わ
れわれもまた役人をした経験があるので、役人の
立場であればどうしても仕組みを守りたいという
情熱がありますから、さもありん、また、そうな
くちやならぬということもかがい知れるところ
であります。どうしてもまただんだんさびしく
なっていくということになると、これはまたいろ
いろな抵抗があるということも当然考えられま
す。

そこで私は、森林組合を育成強化するためには、国はいま言ったように積極的にこういうった森林災害共済事業なんかもひとつ一元化していくという方向でやっていく、そして国としては一齡級または二齡級の若齡級の凍霜害または雪害、二分の一ぐらいが現在雪害というふうに言われておりますが、さらにはだんだん里山から奥地化してきますと、造林地も傾斜が急になってくる。そうしますと、いろいろ被害も多くなつてきますし、一たん山火事等が起されば、ついせんだつても四国で山火事が大分ありました、消火に不便を来すということも起きてきて、だんだん条件が悪くなつてくる。こういった条件の悪いところを国が再保険として見あげる、こういうことにして森林組合を育成する、こういう方向に行かなければなかなか育ていかない、私はこう思うわけです。そういう意味で、森林組合の将来のために、日本の林業を守るために、国は英断を持ってこういうこと

を思い切って、さびしくなってもやるべきだ、か
ように思うわけです。

四十八年のときのこといろいろ私、検討してみました、たとえば百円の保険金が入ると、うち八十円が再保険ということになる。これを全部国が出してくれるというならばいいのですが、せめて半分でも、こう言いたいのですけれども、その八十円の半分どころか全部を組合員が払う、こういうことになりますと何にもメリットはない。自分の金で積み立てをして、自分で払うということになるわけですから、こういうのでは全森連としてもなかなかのまないわけです。八十円の再保険の中で四十円は森林組合または全森連が、残りの四十円は国が助成をするということになれば組合も乗ってくる、こう思うわけでございます。

い。また全森連関係の共済事業を合わせても六千億程度でございまして、そのカバー率も約三割程度だと言われております。いまにわかにはかなり無理というふうに思いますが、国が積極的に姿勢を示しながら、経済的にも効率の悪いこういった問題を解決する方向で助成をしていただく、こういうことになりますと、この問題も促進が図られて、森林組合の強化が図られると同時に事業の拡大にもつながる。そして国は、先ほど言いました凍霜害、雪害、あるいは火事による急傾斜地帯の被害、困難なところを再保険で見てあげる、こういう温かい配慮がなされなければならぬと思うわけです。

そういうことで、本法提案に当たりぜひとも国の明確なる方針を打ち出してもらいたいと私は思うのです。安倍農林大臣臨時代理もおいででございますので、お答えいただければ幸いです。

○安倍国務大臣　いま途中で入ってきたものですから、質問の趣旨が十分理解できませんので、政務次官から答弁させます。

○**今井政府委員** 先生の御所論の問題につきましては、先ほど長官からも答弁をいたさせましたが、他の農災制度等に比べて、あるいは漁災制度に比べて森林の災害の共済制度というものは、どちら

かというやや不十分であるということは先生の
おっしゃるとおりでございます。これには歴史が
ございますので、直ちに、いますぐにということ
は非常に問題がございますが、五十三年度に予算
を計上いたしまして、この抜本的な見直しをしよ
うということでございます。したがって、国の
再保険を含めてそのあり方等について鋭意研究
をいたしたいと存じますので、さように御承知お
きを賜りたいと存じます。

○瀬野委員 今井政務次官の答弁によって一応了
といたします。ぜひともそういう方向で積極的
に検討していただくように、重ねて要求をいたし
ておきます。

次に、信用事業能力の付与の問題について再度
質問をいたします。

この問題についても、四月五日当委員会が農林
大臣並びに林野庁長官にお尋ねをしたところでご
ざいます。森林組合が農協や漁協と同様に信用
事業を行うことができることとするかどうかの問
題は、森林組合制度の長年にわたる懸案事項と
なっておたわけでございます。私も数回におた
り当委員会での促進を図るために政府の見解
をただしてまいりました。四月五日も農林大臣等に質
問したわけでございますが、森林組合制度等検討
会の報告によりますと、この問題については、一、
林業をめぐる資金循環の問題、二、最近における
経済不況を背景とした金融情勢の変化、三、オン
ライン化等の膨大な施設費及び運営費の負担の問
題、四、既存金融機関相互の競争の激化及び関係
金融機関との調整の問題、五、今後、森林組合に
信用事業能力を付与する場合の基本的条件を整備
するのに必要な具体的措置の問題等について、い
ろいろと報告がなされております。

そこで、信用事業については農協、漁協におい
ても行っているところであり、当然林業におい
ても必要な資金の円滑な流通を図るために信用事業
について至急に検討の上実施を進めていただきたい
い、かように私は思うわけでございます。そういつ
た意味でも森林組合制度等検討会において積極的

に議題として提案の用意があるか、その点はど
ういうふうな考えておられるか、まずお答えいた
だきたいと思ひます。

○藍原政府委員 前回は先生に御説明申し上げた
と思ひますけれども、信用事業につきましても、
森林組合の検討会におきましても、いま先生も御
指摘されましたが、内部的な問題、外部的な問題、
いろいろな問題点がある。そういう問題を今後林
野庁で鋭意検討し、詰めることという結果をいた
だいております。したがって、林野庁におき
ましても、この問題につきましても、内部的な問
題、外部的な問題、そういうものを含めまして早
急に鋭意検討を進めてまいりたいと考えておる次
第でございます。

○瀬野委員 そこで、藍原林野庁長官、私は一つ
の提案をしたいわけですが、昨年も若干触れた経
緯がございますけれども、まず信用事業問題につ
いては県森連にやらせる。もともと、東京都みた
いに必要のないところもございまして、全部とは
言いませんけれども、必要な県森連にやらせる。
たとえば、熊本県球磨郡の球磨森林組合、和歌山
県の竜神森林組合、静岡県の竜山森林組合など、
挙げれば数多くありますが、こういった地域にお
いては農協をしのぐような充実した森林組合が
あるし、積極的に運営をやっている組合がたくさ
んあります。こういう有力な森林組合には県森連
の支部を置くというようにして信用事業をさせる
ことを私は考えておるわけですが、そういうこと
については当局は検討しておられるのか。そう
いうことでぜひとも進めてもらいたいと思ひので

全部が全部となりますと、まだ合併途上にある
いわゆる睡眠組合もあれば、いろいろ問題のある
組合もございまして、合併促進を五年間で強力
に図ると同時に、充実した組合から逐次県森連の
支部として信用事業をさせる、こういう方向で積
極的にやってみてほしいと思ひます。どうですか。

○藍原政府委員 先ほど申し上げましたように、
前回の検討会でもいま先生がおっしゃったよう

問題も検討はされております。問題点としては、
先ほど申し上げましたような内部のあるいは外部
的な問題点がいっぱいあるわけでございまして、
いまおっしゃいましたような一部の、現時点で非
常に能力があると思われる県の森林組合連合会が
信用事業を実施するというのを考えました場合
でも、やはり為替業務ということになりますと一
つのネットワークが形成されなければいけないと
思ひますし、そういうことによつてその組合に対
してのサービスが向上されるというふうにも考え
ます。また、系統組織によります効率的な資金の運
用というものを考えますと、そういう面でも一つ、
二つということであれば非常に問題があるであろ
うと考えて、いま先生が御指摘になりました点
も含めまして、今後私どもとしては十分検討を
進めてまいりたいと思ひております。

○瀬野委員 安倍農林大臣臨時代理にお尋ねしま
すが、いま森林組合の重要な問題を審議してお
るわけですが、かつては安倍官房長官も農林大臣を
しておられたわけですが、この森林組合の単独法
化というのは、今世紀最後に残された歴史的な
唯一の団体法でございます。きょう後ほど、
一部修正、附帯決議をつけて、新たな装いで単
独法としてここに生まれんとしておるわけでござ
います。そういった中で共済事業は、先ほど言
いましたように、政府もよく検討して今後一元化
に向けていろいろ対策を講ずるといふことで御答
弁いただきましたが、次に来る問題は重要な信用
事業問題でございます。そういう意味で、いま林
野庁長官にいろいろ質問してまいりましたわけ
ですが、これについては安倍農林大臣臨時代理
として、ぜひともそういった方向で日本の林業
を推進するために、また森林組合の育成強化のた
めに強力に推進していただきたいと思ひます。
が、いまいろいろ聞いておられたので、大体その
筋はおわかりだと思ひますが、決意をひとつお
聞かせいただきたい。

○安倍國務大臣 いまお話しした信用事業につ
きましては、なかなかこれを行うにしてもいろ

で問題も多いわけでございますし、それを行う
ための規模等についても十分検討しなければなら
ぬわけでありまして、せっかくの御質問でござ
いまして、政府といたしましては真剣にひとつ
検討してみたいと考えております。

○瀬野委員 真剣にひとつ検討していただくよ
うにお願いいたします。

次に、生産森林組合問題で総括的に御尋ね
しておきたいと思ひます。

この問題も四月五日、農林大臣並びに林野
官にいろいろ質問してまいりましたが、さらに答
弁を踏まえて具体的な問題を詰めてみたいと思
ひます。

生産森林組合は、一経営体として育成し、そ
の発展を図ることは当然でございますが、生産
組合は高知県に一つ連合会がありますように、
本法によりますと県の連合会がつくれること
になります。高知県の場合はいまのところ問題
はないと言われておりますけれども、将来県の
連合会が二つできるとなると問題なきにしも
あらずというところが憂慮されるわけでござ
います。また、全森連のごとく将来全国生
産森林組合連合会も創設することも規定でき
るわけでございます。四月五日の当委員会にお
ける農林大臣、林野庁長官の答弁によります
と、少なくとも今後五千組合を目標にする
とおっしゃいましたが、私はいまの規模また
入会林野の近代化といふことから考えてみま
すと、一万近い組合ができるんじゃないか、も
う現在すでに施設森林組合をオーバーして組
合が設置されております。その中身は小さい
といふことは言いますが、中には千人を超
える組合のところも六つ以上あるわけでござ
います。かなり大きな組合もあるといふふう
に認識せねばなりません。入会林野の近代化
によって関係面積も今後大規模になること
は当然予想されてまいります。そこで、将来
施設森林組合と対立的になるとなれば、混
乱状態になり、憂慮されることも当然この
機会に私は検討しておかねばならぬ、か
ように思つて質問をいたしておるわけ
です。対

立的な混乱またそういったトラブルが起ったのでは将来に大変禍根を残すことになりま。

この点当局はどのように対処し、見通しはどのように考へておられるか。安倍農林大臣臨時代理からでも結構でありますし、林野庁長官からでも結構でありますから、この点について明らかにしていただきたい。

○藍原政府委員 生産森林組合は生産森林組合のそれぞれ目的もございまして、今後入会林野の近代化等々さらに進めてまいりますと、生産森林組合、先般お答え申し上げましたように、約五千くらいの組合ができるだろうというふうにおかれ考へておりますが、今回たまたま御審議いただいております組合の中でも、生産森林組合を森林組合の正組合員たる資格を有するということではっきり明定した次第でございまして。

しかしながら、御存じのように、現在、森林組合連合会の会員になつておる生産森林組合が約四十ほどございまして、これを強制的に脱退させるということは非常に困難であらうというふうにおかれ考へておりますし、また市町村で森林組合の存在しないものが約百六十ございまして、そういうところで生産森林組合がありましかつてはどうしても森林組合連合会以外に系統利用をする道がないというところもございまして。したがしまして、そういう理由によりまして森林組合連合会に加入して、現在の実態等を考へますと、これを強制的に連合会から脱退させるといふことは非常にむずかしい問題だらうというふうにおかれしておりますが、系統組織におきまして生産森林組合の位置づけにつきましては、先生がおっしゃいましたように、やはり将来混乱の生ずることのないように、地域の実情に即して今後とも行政指導をしてまいりたいというふうにおかれしております。

○瀬野委員 行政指導だけでは弱いですから、あえてまたお伺いしますけれども、生産森林組合を施設森林組合の一組合員としての位置づけを明確にして指導上強く推進するということについて

は、なお長官から御答弁を求めたいわけでありま。そうでないとも将来勢力が分散するという事になりかねない。形の上では本法によつてその生産森林組合が下になつておられますけれども、指導を強化して、団体の分裂をしないようなことを考へておかなければならぬという意味で、その点は将来心配ないとか、指導を強化するとかいうことだけでどうも心配が残るわけでありまして、再度明確にその点ひとつ、勢力分裂がないかどうか、また、そういうことが起きた場合にはどういう歯止めがあるのか、その点についてもこの機会にはっきりしておかなければなりません。やはり初めよければ終わりのよいということになるわけで、出発のときにあいまいもこととしておくとも将来に必ず問題を残すわけでありまして。その点、再度御答弁いただきたい。

○藍原政府委員 ただいま申し上げましたように、森林組合のない市町村というのが約百六十ほどございまして、したがしまして、そういうところにも生産森林組合等がございました場合には、これはやはり森林組合がございませぬから系統の利用というのがなかなかむずかしい、そういう場合には県の連合会に加入するといふ形になる場合があるかと思ひますけれども、今回の制度改正によりまして森林組合の正組合員としての資格をはっきり明定したわけでございまして、先生がおっしゃいましたような形で私も今後とも指導してまいりたいというふうにおかれしております。

○瀬野委員 安倍農林大臣臨時代理、いまお聞きのとおり、これは大変将来に問題が残ると思つて指摘しておるわけですが、入会林野を近代化するために整理をすれば、即これは生産森林組合は自然なつていくわけでありまして、生産森林組合は自然發生的でなく、むしろわれわれが仄聞するところ、役所がつくらせる方向で進めておる、こういうふうにも言われておるわけでございます。入会林野を整理しようとしても、近代化するために役所がつくるといふ方向で指導している、こういうことともうなすけるわけでございます、あるからに

はそういうことになつていくのは当然ですけれども、しかし将来県森連も、生産森林組合はできるんだし、全森連に匹敵する全国生産森林組合連合会といふものができるといふことがこれはちゃんとおるわけでございますから、私はやはりこれからきちんとしたものを位置づけてやつておかなければやはり将来に問題が起きてくる、こういうふうにお考えを願ひます。

林野庁長官の答弁ではどうもはつきりしないところがあるのですが、たとえば農林中央金庫の会員として農協、漁協と肩を並べて中金の会員にも同格でなれるわけですか。すなわち、既得権があるわけでございますから、法的には既得権の侵害はできませんので、結局そういう立場で中金の金融も当然受けられる、こういうことになるわけでございますから、そういう道が開いているわけですから、それはそれとして結構ですけれども、将来又頭のワシみたいなことは問題が起きるのではないかと、また生産森林組合を私はつづせというわけではございませぬけれども、その点の配慮を十分このスタートに当たつてやつておかなければ

いま森林組合は約二千二百ございまして、千五百に、今後五年間にいわれる合併助成法によつて縮小して充実にしていこう。しかも、全国の市町村の林野率七五%を見ましても、おおむね千四、五百といふことが言われておりますので、それらから見ても、千四、五百に森林組合は充実に強化して、そして合併をし、今後の森林組合の体制を強化していこうということになつておるわけでございます。そうすると、一方、この生産森林組合はすでに二千二百をオーバーし、近く五千が目標になつていく、私は一万近いものになるのじゃないかと見ておりますけれども、今後の採択面積を、林野庁は従来からものと大きくして三十ヘクタールくらいを基準にしてといふことでございまして、五千内外に落ち着くといふことは一応うなすけるわけですが、そういうことで、いふにしても現在のいわれる施設森林組合よりも三倍以上になることはまず間違いない事実でござ

います。

そういうことから、こういうことについて大変将来をおもんばかつて、この際総括的に再度質問をいたしておるわけでございます。安倍農林大臣臨時代理からひとつ御答弁をいただきます。

○安倍農林大臣 御心配をいたします。いまいろいろと御心配をされているわけでありましかつて、この系統組織におけるところの生産森林組合の位置づけにつきましては、御心配のような混乱を生じない、そういうたてまえて地域の実情に即して行政指導を適切に行つていききたいと考へております。

○瀬野委員 行政指導は行つていくとおっしゃるけれども、それだけでは事足りないと思つて、私はあえて申し上げたわけですが、安倍農林大臣臨時代理に聞いて、また林野庁長官に聞き直すことは失礼になるので、そこところはあえて問いただしませんけれども、こういうことが大変問題になつてきますので、将来の問題として林野側も十分踏まえて対処していただきたい、このことを重ねて要求いたしておきます。

森林組合連合会による監査業務についてお尋ねしておきます。

今回の改正により、森林組合連合会が行ふことができる事業として新たに会員の監査に関する事業が追加されることになつたわけでありまして、この事業は、組合の健全な事業運営に資するため、系統内において全国森林組合連合会は都道府県連合会を、また都道府県連合会は単位組合を、それぞれ経営管理等について適切な指導、教育等を行うことを主な目的といたしております。また、その一環として森林組合監査士制度を新設することといたしておられるわけでありまして、五十三年度予算においては監査士設置のための国庫助成一千三百六十一万円で森林組合検査指導費の一部として計上されておられ、監査事業の実施に当たつては、連合会が監査の要領及び実施方法等を定めた監査規程を作成し、行政庁の承認を受けなければならぬものとするとともに、別途省令で

定める資格を有する者、資格試験合格者が監査士として監査に当たることとしております。

そこで、連合会みずからが単位組合とほとんど同種の事業を行いつつ、その単位組合の経営管理等について指導、教育を行うこととして点でございまして、私は、全森連も単位組合も同じ事業をやっておるわけでございまして、よって、全森連が単位組合を監査するというのはどうかという批判を末端から連絡を受けておるわけです。

そういった点でお尋ねするわけですが、これも、農協関係においては、企画及び教育、指導の機能を分担する中央会が、行政庁が行う常例検査とは別に、事業として監査を行っております。これも国会で、予算委員会でも、何回か政府の見解をただしたことがございまして、これらは本来、組合の内部監査として組合の監事が行う監査にかわるべきもので、またはその援助の意味を持つものであり、対象組合の同意に基づいて行われる受託的な内部的監査の性格を持つものであります。

しかしながら、その機能は、実質上、中央会の指導事業の重要な前提となり、また、その裏づけとなり、また、行政庁の検査を補充する意味を持つことにもなるわけでございまして。

そこで、森林組合系統には農協系統における中央会のような組織がないため、系統内の上部組織が下部組織を監査することにならざるを得ないわけでございまして、内部監査の性格は必ずしも農協系統のそれとは同一ではなく、監査というよりは経営管理等についての適切な指導、教育に力点が置かれておるわけであります。この点、監査士の行う監査、組合の監事が行う監査及び行政庁が行う検査——外部監査です。この相互関連、あえて指導、教育を主目的とする理由を、この機会にひとつ林野庁長官から明らかにしておいていただきたい。

○石川政府委員 いま御指摘のように、農協中央会等は、独立機関といたしまして、そういう一般の業務と分離した仕事ができるわけでございまして、森林組合のいまの実態から申しますと、その

ような形での分離独立は、事業の中身を見ましても不可能でございまして。したがって、森林組合連合会の事業として位置づけただけでございまして。

御指摘の、まず監事による監査でございまして、御承知のように、監事は組合の経営の内容につきまして監査をいたしまして、部内の監査をいたしましたことを理事に対して責任を持って監査報告をするというたてまえでございまして。

それに対して、今度設けます監査事業は、これはみずから行うということではございまして、系統の内部組織としまして、上部団体でございまして全連連あるいは県連が、自分の組織の中の事業を指導、教育のたてまえから監査をしていくというたてまえをとってございまして。

それから、もう一つの県あるいは国によりまして常例検査はあくまでも行政庁によりまして検査でございまして、いわゆる公権力の行使という形で行う検査事業でございまして。

これらのものは、いずれもその組織を育てていくための、自主的、いわゆる監事によりましては、まず第一義的に組合独自のものでございまして、それから今度の監査事業として行いますのは、系統全体の問題として自分の系統の事業を育てていくということとでございまして。行政庁の常例検査は、さらにそれを外部から、行政庁の公権力の行使をもって内容を正していくということとでございまして、三つの関係を十分調整いたしまして、いわゆる監査あるいは検査の実が上がるように指導してまいりたいと思っております。

○瀬野委員 石川林政部長に再度お尋ねいたしますが、あなたのおっしゃるとおりであるならば、これは監査結果について秘密保持義務を何も課する必要はないんじゃないかという感じがするのだけれど、その点はどうかということ、組合の管理運営機能の充実の観点から、また農協、漁協と対比すれば、森林組合は、払い込み済みの出資金の額と購買事業及び販売事業の取り扱い高等に比べて比へものにならないほど少ないわけでござい

ますから、監査士制度の創設というものが、十分その意図はわかるにしても、時期尚早ではないかという意見も出ておるわけです。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

農協、漁協とは異なった性格を有する森林組合固有の制度として、その役割について、私は、監査士を設けることは結構であり、推進をしてきた立場でありますけれども、そういう批判にたいして、監査士が今後自信を持ってこの仕事に当たることができまうように、この際、その立法の精神を明らかにしておいていただきたい。

○石川政府委員 御指摘の秘密保持の問題でございまして、やはりこの種の業務を一つの責任ある地位として監査士を設けてやらせます場合に、これは各種の営業活動もやっております場合に、内容を調べることでございまして、それをいわずに監査の仕事以外に漏らすことによつて、組合が行っております各種事業に障害を与えたりとか、あるいは監査士みずからの地位にいろいろ問題を起こすことがあるわけでございまして、秘密保持の義務を課しているわけでございまして。

それから、時期尚早ではないかという御指摘もございまして、御承知のように、二つの面で監査士を早く置きたいと考えたわけでございまして。一つは、御承知のように、現在二千二百弱の全国の組合がございまして、その中で大体三分の一程度のものは大変事業の執行体制が弱体でございまして、そういう意味で単に自主的な監事による監査のみならず、系統全体としてはやはりそういう弱体の事業体を育てていくという面があるかと思ひます。

それからもう一面は、逆の言い方になろうかと思いますが、御承知のように、各種の経済事業なり、たとえば共済事業なり、そういう形で事業が相当伸展をいたしておりますし、また事業も細分化されているというふうなこともございまして、やはり事業の内部を系統全体としてよく確かめておくというふうなことも必要かと思ひます。そういう非常に弱体な面を強化するという面

と、ある意味では事業が相当複雑化しているという両面から考えました場合に、極力早い時点にこの監査士制度を設けたいと考えたわけでございまして、特にこの種の事業といえますものは、それなりの監査士が育つてまいりませんと実効が上がりませんので、この機会にぜひお願いしたいというところで立法化を考えたわけでございまして。

○瀬野委員 森林組合と林業普及事業について、一点お尋ねしておきます。

森林組合は組合員のための森林経営の指導、森林施業計画の作成などのほか、林業に関する組合員の技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する事業を行うことになっております。時間がございせんので、はしよってお尋ねしますけれども、今度森林法が百九条になつて小さくなったわけですが、森林組合法が単独化するとそういうことになりますけれども、組合と林業普及指導事業との関係を一層強化させていく必要がますます起きてくるわけでござい

ます。こういったことで、政府の同事業の充実に關する方針と、なお森林組合に関する規定を分離したことによりまして、森林法自体は資源政策立法としての性格を一層色濃くするものでありますから、その中にどこ置かれる林業普及指導制度はきわめてソフトかつユニークな存在であるだけに、国の資源政策の推進の担い手として、いわば上から抑えつけるような命令的なことになったのでは、これは大変問題が起るということになりますので、その辺はどういうふうな運用される考へであるか、この機会にひとつ簡潔にその考へを明らかにしてください。

○藍原政府委員 林業普及制度は、御指摘になりましたように、森林法の中に規定されて、従来から林業の改良あるいは普及、知識の啓蒙ということに当たつておるわけでございまして、今回森林組合法が単独法として制定されました場合、林業の普及指導につきましても、従前どおり森林

法の中の精神を体しまして、今後とも活発に推進をしていきたいというふうに考えておりますが、いま先生が御指摘されましたように、森林法の中に残るから資源培養的な性格が強くなって、さらにはそれが強制的になるのではなからうかという御指摘がございましたけれども、林業の普及あるいは改良、指導という問題につきましては、私どもとしてはこれは広く実行していかなければいけない問題と思っております。したがって、当然森林法の精神を体しまして、森林資源の培養なり生産力の増強なり、そういうものに關連いたしました普及指導もやりますけれども、あわせまして、林業全般の問題としてそれぞれの普及指導というものは今後徹底してやっていく必要があろうというふうに考えております。

そういう意味から、森林組合のこれからの育成と普及事業のあり方はいままでも以上に密接に關連を持たせまして今後とも対応し、指導してまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 安倍農林大臣臨時代理にお尋ねいたしますけれども、今回の森林組合法案に対して、農林省の省名が「農林水産省」に改められるまでの間は、第十五条第一項、第四十二条第三項及び第百九条中「農林水産大臣」とあるのはこれは当然「農林大臣」とすべきであり、第九条第九項、第十條第二項、第十五條第二項、第十九條第二項、第二十條、第二十二條、第二十四條第二項、第百一條第八項及び第百二條第三項中「農林水産省令」とあるのは、これは「農林省令」として本法提案に当たっては提案すべきであつた、当然修正をすべきものである、かように私は指摘をするわけですから、これに対して安倍農林大臣臨時代理はどういうお考えであるか、お答えをいただきたい。

○安倍國務大臣 本法案におきまして、「農林水産大臣」等といったのは、省名等を変更する農林省設置法の一部改正法案を先に閣議決定をいたしまして国会に提出いたしましたわけでございます。このことと実は調整を図つたわけであり

ます。しかし、農林省設置法の一部改正法案が成立をいたす前に本法案を御採決いただく場合には、附則で、農林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、農林水産大臣等を農林大臣等と読みかえる旨の規定を設けていただくべくお願いをしたいと考えておるわけでありませう。

○瀬野委員 この点については、また当委員会の理事会でいろいろ検討して修正案を出す考えであります。本法案提案に当たつてこれは軽々に過ぎた、かように指摘をしておきます。

林野庁長官に、今世紀最後の最も大きな団体法となつた森林組合法改正に当たり、この改正の趣旨の徹底を図るために、一問一答式の早わかり集みたいなものをつくつて出すことを提案したいが、これについてはどうですか。

○藍原政府委員 私どもも法律をつくるだけではなくて、やはり実のある森林組合が今後育成されるように指導してまいりたいと考えておりますので、先生が御指摘されましたようなわかりやすいものをつくりまして、指導の徹底を図つてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。

○山崎(平)委員長代理 芳賀君。

○芳賀委員 安倍官房長官におかれては、中川農林大臣モスクワ出張中、臨時農林大臣として兼務をされることになりまして、まことに御苦労に考えております。

先週金曜日に当委員会において、中川農林大臣訪ソの目的である日ソの北西太平洋における漁業問題に対しての質疑を行ったわけでございますけれども、その際、非常に困難な事態の中で農林大臣が政府を代表して訪ソされるのであるからして、十分な国益を踏まえ、日ソの善隣友好を踏まえて努力すべきであるということを申しまして、その際、農林大臣が訪ソ中はさだめし適切な臨時代理が決定されると思うので、場合によってはあなたがおられるよりも順調に審議が進むかもしれぬと、やゆしたわけではありませぬけれども、た

また安倍さんが臨時農林大臣になられて意を強くしておられる次第であります。それだけに質疑あるいは政府の方針というものは明快にしてもらいたいと思ひます。

第一の点は、先ほど私が事務当局に質問をした際に、今回の提案された森林組合法の法案の中に、随所に「農林水産大臣」あるいはまた「農林水産省令」なる字句があるわけでございしますが、これは政府が提出者として国会に提出しました農林省設置法の成立を見ないままの間の、このままの内容で、立法院としてこれを委員会においても成立させることができなことは大臣も御承知のとおりであります。ただ問題は、この種の取り扱いは決して政府提案の法案の中で委員会において修正すべき性質のものではないわけですね。これは提出者である内閣において、現状に立つて、現行の農林省設置法に照らして、この点については現状に合致するように字句の訂正をするとか、当然これは内閣の責任において進んでその取り扱いというものを委員会に申し出をして、そうして委員会の審議の協力を求めるべきでないか。残念なことに、本日まで何らそうした意思表示というものが行われていないわけですが、いよいよきょうは質疑を終了した場合はこれは採決をするというところまで進行すると思ひますので、この際、内閣としての責任のある方針を示してもらいたいと思ひます。

○安倍國務大臣 実は、本法案は、閣議決定をいたす前に、農林省設置法の一部改正案を先に決定をいたしましたわけでございます。そういうふうな關係もございまして、政府といたしましては本法案に農林水産大臣等というものをそれぞれ書いたわけでありまして、その後の国会の情勢から、農林省設置法の一部改正法案はまだ国会で審議が行われてない、提案はされませんでしたけれども国会で審議が行われないという状況の中で本法案の審議が進み出して、いまお聞きすれば、採決もしていただく、こういう状況に相なつたというふうに聞いておるわけでございますが、政府としては、そうし

た閣議決定の順序から本法案に農林水産大臣等というものを書いたわけでございしますが、この段階になりましては、ぜひとも附則を本委員会でも修正をしていただきまして、採決される場合には、附則によりまして農林水産大臣等を農林大臣等と読みかえる規定をぜひとも委員会の方でつけ加えていただきたくお願いを申し上げたいと思ひます。

○芳賀委員 国会においてこの種の問題の取り扱いの先例としては、まれにいま大臣の言われたようなこともあるわけですが、それが最善の手続であるというふうに私も私ども社会党としては考えていないわけですね。提出者である内閣が立法院の中において法案の修正を行うということは当然でないですね。ただ、その場合には、法案の字句の訂正ということは当然これは提出者である内閣においてできるわけですから、謙虚に、素直に訂正するということであれば、それは絶対に不可能というのではないのです。今回の場合は、農林省設置法の審議が政府の予定よりも遅延しておる。そして、その後に提出された農林省關係の政府提案の法案が順調に審議が進行しておるというそのずれから生じたことでありますから、われわれとしてもその点は善意に解釈しておるわけです。こういうことは一度行つたことが前例になるわけですから、慣例となるわけですから、この際、安易にやるということになれば、まず自民党から出ている委員長や与党の理事諸君に話して、理事会においてこうやってくれ、いま大臣が読まれたようなことでやってくれという依頼や指示をすることはできると思ひますが、しかし、まじめにこれを扱おうとすれば、早急に内閣においてこの關係の部分だけの字句の訂正をやるということが將來を考へても至当でないかというふうに党としても考へておるわけですね、この点は率直な話をしてもいいと思ひます。

○安倍國務大臣 いま芳賀委員の御指摘される問題につきましては、筋としてはよくわかるわけでございますし、政府としてもそういう立場をとる

ことも考えなければならぬわけでありましようが、この法案の審議とそれから農林省設置法の一部改正案の審議との間に、政府の当初予定しておりました予定との間に大きなずれが生じたわけ、その中で本法案の審議が進んで、きょう採決というふうな段階になったわけでございますから、この際は政府としては、農林省設置法の一部改正案というのはこれから御審議をいただいて、ぜひともひとつ可決成立をお願いを申し上げたいという基本的な考え方には変わってないわけでございます。そういう中でこの法案が先行して採決ということになったわけでございますから、この際、委員長あるいは委員の皆さんにお願いをして、農林省設置法の一部改正案が成立するまでの間、附則でもってひとつ読みかえができるように委員会の御善処方をお願いしたいというのが政府の考え方でございます。

○芳賀委員 この設置法の改正が行われる前に両院を通すということになれば、その分だけ訂正すればいいのですから、その後に設置法が通れば、既存の法律あるいは農林省の機構とか判に至るまで、看板も書き直すでしょう、農林省の看板も出先の看板もですね。そうすると、同じ国会で、こつちが農林委員会に先に、森林組合法案をその部分を訂正して通したから、後で設置法が通ってもこれは改正できないというものでないでしよう。だから、こういう点は法制局が一体どういう考えを持っておられるのか。恐らく、法制局というのは内閣法制局でこれは立法作業したわけですから、その立法作業をする法制局であっても、これは行政担当の政府と全く一体のようなものでしょう。極端な論を言う者は、三百代言的なこともやりかねないかというのを言うわけですからね。法制局長官にしても、それは訂正できませんんというばかなことは言わぬと思うのですよ。自分で訂正する手間を省くために立法院にやらせるといふ、そういう考えというのは間違いですね。とにかく、官房長官というのは国会との間のバ

イブ役でしょう。政府の番頭みたいなものですからね。だから、国会の議運なんかに出るとき、あなたが必ず出るわけですからね。この法案をまず本会議に上程するとか、これは大した法案でないから委員会に付託するとかいうことはあなたの所管になってい付託ですからね。だから、戦後ただ一度しかない前例にこだわってそういうことを当委員会に負担させるといふことでなくて、やはり率直に、この際はこの字句を訂正しますということの方がいいのじゃないかと思うのですけれども。

○安倍国務大臣 まあ、どちらの場合でもできるし、また、あり得ると思っておるわけでありまして、政府といたしましては、農林省設置法の一部改正案を国会にいまかけておるわけでございまして、この農林省設置法の一部改正案をぜひとも審議をさせていただいて、可決成立をさせていただきたいというのが政府の基本的な考え方でございまして。そういう段階において、本法案が先に採決されるということになったわけでございますから、政府といたしましては、この際は委員会の皆さんにお願いをいたしまして、ひとつ附則で「農林水産大臣」等を「農林大臣」等に、農林省設置法の一部改正案が成立するまでの間読みかえていただく、こういう措置を委員会にお願いをいたしまして、何としてもひとつ附則として措置をさせていただきたいという政府の考えでございます。いろいろと考える方もあると思いますが、どちらの場合も私はあり得るのではないかと、いふふうに思っておりますが、この際は何とか附則で読みかえていただけるように委員会にお願いしたい、ただお願いをするだけであります。

○芳賀委員 いずれにしてもこの「農林水産大臣」あるいは「農林水産省令」なるものをきちんと整理しないとこれは通らないわけですから、ここで方法論としての議論というのは私として明確に申し上げたわけですから、いままですという方法があるということをお安倍大臣におかれてはあらかじめ考慮してここに来られたわけではないでしよ

う。農林委員会にやらせればいいわというぐらいで来たんじゃないかと思うのです。だから、改めて私から発言を行ったわけでありまして、この際内閣で十分再考して、そしてまた悔いのない方法でこれを取り扱うということにしたいと思っております。

次に、先刻、事務的な問題とか法律の運用等の問題についてはおおよそ事務当局に質問して明白にしたわけでございしますが、この際せっかくの機会ですから伺います。

当委員会において昭和四十六年に林業振興に関する決議を行っておるわけですが、当時、もうすでに故人になった草野一郎平委員長が委員長提案という形で、これが全会一致で委員会の決議として議決されたわけでありまして、その際安倍大臣はちようと与党の筆頭理事をやっておられたわけなんです。お互いによく相談をして、いま考えてもこの六項目にわたる林業振興に関する決議の内容というものは今後の日本の林業の発展のために基本的な方向というものを示したものであるといふふうに考えたわけなんです。この六項目の実現については、中には政府の行政努力あるいはまたこの委員会の努力等によって相当前進を見た問題もありまして、まだ重大な問題については解決されないというものが残っておるわけです。その中の一つとして造林政策の実現について、今日の民有林の林業全体の中における造林事業というものは年々後退しておるわけなんです。

ですから、十分に森林資源を増大させるということになれば、まずその根拠をなす造林の拡大的な実行ということが非常に必要になるわけでございしますが、幾多の障害があつて、民有林の森林所有者だけの努力によつてこれを期待することはなかなかできませんし、また担い手である森林組合、あるいは生産森林組合だけに期待を持つということも困難な事情に置かれておるわけでありまして、かつては公有林の官行造林制度がございしましたが、これは昭和三十六年に政府提案によつてこの制度が廃止されて今日に至つておるわけです。その後

森林開発公団なるものが生まれまして、現在は林道の開設も行つておるわけでありまして、一部水源涵養林道等については森林公団が国の立場を代行する形で分収造林等を行つておるわけです。あるいはまた分収造林特別措置法に基づいて、都道府県においても造林公社の設立とか、あるいはまた森林公団もこの法律に基づき、あるいはまた森林組合自身も、造林形態としては毎年のように分収造林方式による造林の実施というものが拡大しておるわけです。方向として定着しておると言つてもこれは差し支えないと思つてございします。今度の森林組合法の内容におきまして、当然森林組合が、公団造林あるいは公社造林の契約当事者として二者契約あるいは三者契約の一角を担つて行つておるわけですが、これが今度の法案の中においてもその根拠規定というものが明確になつていないわけなんです。ですから、この際、せっかく森林組合法を独立した法律にする機会でございますからして、森林組合が現在行い、かつ将来にわたつて行ななければならぬ事業でありますから、分収造林に関する法律上の規定を明らかにしておく必要がある。

もう一つは、造林事業等を行う、あるいは森林組合として森林の経営を行うということになると、それは結局いまの森林組合の作業班組織を通じて事業が実際は行われておるわけでございしますから、そうすると、その森林組合の行う事業を担当する作業班、この中には当然森林組合の組合員も法律の規定に基づいて保有しなければならぬわけでございしますが、これらについても法律上は明確な根拠規定がないわけなんです。ですから、この点について、せつかつの審議の機会ですから、政府においてこの点はどうかというところを明らかにしていただきたいと思います。

○安倍国務大臣 林業振興に関する決議につきまして、私も当時農林水産委員会の理事をいたしておりましたよく承知いたしておるわけでございします。その後政府といたしましては、この決議の趣旨にかんがみましていろいろと施策を講じてまい

りまして、ある程度の前進は見たものというふうに考えておるわけでございますが、そういう状況の中にあつて、いま御指摘がございました分収造林の林を思い切つて推進、拡大せよという、これは若賀委員の年来からの御主張については私もよく承知しておるわけですが、この分収造林制度につきましては、この重要性も考えて、民有林における造林推進につきましては先ほど御指摘がございましたような林業あるいは造林公社あるいは森林開発公社等によるところの分収造林の推進を図つてきておるわけで、その成果も上がつておると考えております。少なくとも五十一年の末までには約六十六万ヘクタールが分収造林によつて推進をされたわけでございますが、さらにいまお話しの有林の事業者関係で分収造林を進めろ、こういうことで社会党から国営分収造林法案等も出ておることも承知しておるわけですが、この国営分収造林を推進するということは、現在の国有林事業の経営状況から見ましてなかなか困難な面があるというふうに考えておるわけでございまして、そういう点で国有林野事業の組織等の活用によつて民有林の造林を推進するということは、いろいろとこれまで検討を重ねてはおりますが、非常にむずかしいという状況のまま今日に至つておると理解をいたしておるわけでありますが、全体的には民有林の分収造林事業は公社、公社等によつて相当大幅に推進されておることもまた事実であるということは御理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀委員　分収造林の制度については、まず土地所有者、それから造林のための費用負担者、それから実際に分収造林の事業を行う分収造林の組合、公社等とあるいはまた費用負担者と造林者が一体となつて土地所有者との間に行う二者契約、二様の契約方式があるわけです。国の代行的な森林開発公社の行う分収造林の場合、公社はほとんど単なる費用負担者にすぎないわけですね。これに対して森林組合が造林者、そしてまた民有林の水源保安林等の場合には土地所有者が提供するということになつておるわけですし、それから

ら県等が行つておる公社造林の場合も、費用はほとんど国の造林資金とか補助金に依存して、そうして費用負担者の位置を維持して、そして造林者はおおむね森林組合ということになっておるわけです。

そうになると、将来を考えれば、民有林に対する分収造林等を行う場合は、造林者のおおよそは森林組合が受けざらとなつて担当してもらわなければならぬということになると思うのです。森林組合が行うということになれば、当然それは森林組合を形成する地元の組合員が可能な限り参加するということになれば、いまの雇用問題とか、不況時代における農村あるいは山村地域における雇用政策もその面から拡大できるという新しい利点も生ずるわけですね。

だから、すでに観念的に、森林開発公団が行う
公団の分収造林の場合は抵抗がない、国が行う分
収造林の場合においては抵抗があるというよう
な、そういう時代ではないと思うのですね。しか
も、いま大臣が言われたとおり、国が直接分収
造林を行うとしても、労働力については、いまの
林野庁の基幹労働力ではそんな余力はないので
す。労働力が不十分だから、現在行っている国有
林の事業についても、造林関係にしても、大体四
割ない五割は請負、下請作業でやっているわけ
ですから、国有林が保有する労働力をフルに活
用するということが、現在の国有林が責任を持
って行う事業に集中しても、まだ労働力が過剰
になるといふことは絶対ないと思うのですね。

ただ、国が責任を持つて分収造林を行うということになれば、これは国の施業責任はどこまでも回避することはできないわけです。だから、費用を負担をする。造林についても、現地の実情に對應して、この地域は森林組合が積極的に造林者として協力するということであれば、それは十分にやつてもらうとか、つまり森林組合法を獨立して制定する場合の造林の位置づけとして、分収造林等の基盤となる受けざらをこの際法律に規定しておく必要があるのじやないかというのが私の質問

の趣旨なんです。

国営分収造林の問題については、今回は森林組合法の審議と同時にこれを実現することは困難な事情でありますから、あとまだ政府提案の国有林野事業の改善特別措置法と、社会党からは国有林野事業の再建整備特別措置法を提出しておるわけですから、対象が民有林であつても事業主体は国であり、林野庁ということになるわけでありますから、今回はわが党提案の国営分収造林法案については、この後の改善措置法の審議の際に一括して審議してもらいたいと考えておるわけです。ですから、本日のところは、いろいろ問題はありますけれども、森林組合法の規定の中に、作業班の設置の根拠規定とか、森林組合が行う分収造林事業というものは、当然毎年度の総会に提出する事業計画とか実施する場合の理事会の議決というものが必要になるわけでございますから、そういう規定を設けておく必要があるのではないかと。

今度の法案においても、まず新しく法律の中に共済規程を設けることになるわけですね。それから、監査士制度のための監査規程、従来も信託規程あるいは森林処分実施規程というそれぞれの規程がありまして、これは法律上このような内容の規程を設けなければならぬということが明定されておつて、規程の決定については行政庁の許可を要することになっておるわけですから、組合運営を健全にするためには、やはり重要な事業についてはその根拠をなす規定を整備しておく必要があるという点について、せっかくの御出席ですから大臣から明快にしたいと思います。

○安倍國務大臣　いま御指摘がございましたが、いまさら私が申し上げる必要もございませんが、分収造林というのには一般には森林の経営に必要な土地、労働力及び費用を二人以上の者で分担をして、当事者が協力して行つた態様の森林経営というふうに考えるわけであります。したがって、普通の形の森林経営とはかなり異なる面はあります。が、これを法律的に見ると、森林の経営という中に含まれることは明らかでございますから、森林

組合が分収造林契約の当事者となる場合の根拠規定というものは、森林経営自営の事業、これは現行の森林法第八十五条の二、森林組合法案の第二十六条で十分ではないか。根拠規定が不明確であるということでございますけれども、いま私が申し上げました規定によつてこれははっきり根拠づけられるというふうに政府としては考えておるわけです。

○芳賀委員 いま大臣が発言された新法の二十六条の規定ですが、長官、これはいま安倍大臣の言つたような解釈でいいわけですか。よければいいとか、これがそうなんだということをはつきり言つてもらいたい。

○藍原政府委員 いま大臣がお答えされたとおりというふうに考えております。

○芳賀委員　大臣の答えたとおりなんて、簡単過ぎるじゃないですか。あなたは先刻の私の質問に対して、この条文は組合員のためにやる事業ではない、森林組合自身の利益のためにやるのだという答弁をされたでしょう。いま大臣の言われた趣旨はそれと違うのですよ。この分収造林事業というのは森林組合が行う林業経営の一環をなすものである、だから、この二十六条の規定というものが根拠をなす、これが分収造林事業の受けざらになる、そういうことを大臣は言われたわけですからね。そのとおりであるというならそう言えはいいのですけれども、余り簡単すぎるから——先刻の答弁と違うでしょう。これは違わなければ簡単でもないのですよ。だから、念のためにもう一

回はつきりして。大臣の言うとおりだということになれば、安倍さんの方が林野庁長官として適格者だということになるのではないですか。

○藍原政府委員　いま大臣がお答えになりました林業事業の一環としてということですが、私が森林組合のためと答え申し上げましたのは、経営自営の森林経営という形で申し上げたわけでございまして、そういう意味で大臣のおっしゃったことと私の申し上げたことは同じであるというふうな中に申し上げたわけでございまして、経営自営の中

にはやはりこういう分収造林をやっていくスタイルというものは当然入ってまいるだろうというふう
に考えておるわけでございます。

○芳賀委員 そうなれば、将来国営分収林制度が
実現した場合、森林組合としてはこれが根拠規定
になるというところは言えますね、どうですか。

○山崎(平)委員長代理 石川林政部長。

○芳賀委員 木を植える人でなければだめだ。あ
なたは林政部長でしょう。これはだめだ。長官が
木を植える責任者ですから……。

○石川政府委員 ちよつと法制上の仕組みだけ申
し上げますが、国営分収という場合に、国がやり
ましても、森林組合が単に施業受託とかそういう
場合はこれに入らないわけでございますが、契約
当事者に入りまして経営責任の一端を担うような
形の分収契約をいたしますれば、この二十六条が
根拠規定でございます。

○芳賀委員 だから、国営分収造林の制度ができ
て二者契約、三者契約の場合、森林組合がその当
事者のいずれかになるという場合は、その根拠は
どこにあるかということになれば、この新法の二
十六条ということになるでしょう。それを聞いて
いるのですよね。

もう一回その点、それは木を植える責任者でな
くてもいいですよ。

○藍原政府委員 いま林政部長がお答え申し上げ
たとおりでございます。

○芳賀委員 その次に大臣にお尋ねしたいのは、
これも林業振興決議の中に含まれておるわけですが、最近国内の経済不況の関係もあり、あるいは
国際間の貿易の面においては極度の円高が現出し
ておるわけでありまして、それらが内外の圧力と
なつて、木材価格が非常に低迷しておるわけだ
すね。価格面においても需給面においてもそういう
不安定の状態が当分まだ持続すると思うのです
よ。この場合、行政庁としてやはり同じ農林水産
政策を農林省が担当しておるわけですから、木材
価格、国産の木材、零細な全国の森林所有者であ
る二百六十万の林家が営々として育成をして、そ

して林産物として市場に販売するような場合の価
格の安定というものは非常に大事だと思ふのです
ね。農産物あるいは水産物等に比較して林産物の
価格の安定制度というのは非常におくれておるわ
けです。ですから、こういう点についても抜本的
な制度を確立しないと、幾ら森林の公益性を強調
して担い手論を展開しても、これが林家の経営と
か経済とか所得に直結する状態が実現できなけれ
ば、いかに叫んでも実行至難ということになるわ
けですね。緊急にどうするということは用意がな
いかもしませんが、これは非常に重要な点だと
思ふわけですね。ですから、政府として、今後国産
で生産される林産物、木材等の価格安定制度に対
してどういう考えを持っているか、その点を述べ
てもらいたいと思ひます。

○安倍国務大臣 木材は、その生産期間というの
が非常に長いわけでありまして、そのために適正
妥当な生産費を算定するということは、ほかの農
産物と違ひまして非常に困難であります。また、
その価格につきましても、主として市場の需給関
係で決まっておるという現状から見ても、生産費と
いうものをベースとして価格を形成させることは
困難ではないかと考えます。したがって、この林
道投資に対する助成とかあるいは素材生産部門に
対する助成等、生産コストの低下に直接寄与する
諸施策をこれまでも行つてきたわけでありませ
うが、今後も充実することによって林業の再生産を
確保していかなければならない、こういうふう
に思ふわけですね。

さらにまた、先ほどからお話ございましたよ
うに、最近の木材を取り巻く情勢は非常に厳しい
わけでありまして、価格は非常に低迷をいたして
おるわけでありまして、この価格の低迷というの
は、木材の需給の緩和に起因するという面もあるわ
けでございますから、供給面におきましては、国内
の林業及び林産物の現状を踏まえながら、かつ需
要に見合った秩序のある輸入が行われる必要があ
るというふうな考えておりまして、従来から木材
需給協議会等の場におきまして年間の木材需給の

見通しを策定するなどの施策を通じて関係業
界等に対しても指導を行つておるわけございま
すが、しかし、これらの措置のみでは最近の木材
需要の変動に対し、必ずしも十分であるというふ
うには考えておりません。国内林業、林産業に悪
影響を与えないために、需要に見合った安定供給
が図られるよう、より短期的な需給見通しの策定
あるいは在庫情報を加えた情報機能の強化、これ
らに即した安定輸入のための関係業界への指導の
徹底等を図つて、木材の需給及び価格をより安定
していく考えでございます。そういう方向でこ
れまでのやり方等も変更をいたしまして、短期的
な立場でやはり見通しを立てていくということ
を踏まえて、これからの木材の安定、木材の供給あ
るいは価格の安定等に努力をしてまいりたいと
思つております。

○芳賀委員 農産物の場合は、おおむね一年一作
ですからね、ことしたとせば価格が不利であつた
としても、来年にすぐ期待が持てるわけですね。
だから、毎年毎年のその再生産の中においてその
生産費とか所得の確保ができるわけですね。それ
で、林業の場合は植林して五十年、六十年の経
過の後には収穫をしてそこで販売をするわけであ
らう、その販売の時期にたまたま極端な不況とか木
材価格の低落という場面にぶつかると、次の再生
産確保までにはまた五十年もかかる、孫の時代ま
でかかるということになるわけですから、これは
相当積極的に価格安定の制度というものを實現す
る必要があると思ふのです。林野庁におかれて
も、このそれぞれの人工林の樹種に対して、その
伐期齢ごとの生産費調査というのは克明にやつて
おるわけですからね。だから、おおよその生産費
というものは、造林から、保育から、伐採に至る
までの経費というものは、これを物価修正すれば
的確な数字が出るわけですから、そういうものを
基礎にしてやはり木材価格のあるべき姿、安定制
度というものを實現すべきだと思ふわけですよ。
それからもう一つ、あわせていまの木材の需給
状態を見ると、最近数年よりも年間の木材の

消費量が相当減少しましたけれども、おおよそ年
間一億立方メートルですね。このうちの三五％程
度が国産材の供給、あとの六五％は挙げて外材に
依存しておるという状態ですから、この点につ
いても、同じ農林省が所管しておる畜産物の安定に
しても、あるいはまた甘味類の砂糖の安定制度等
についても、外国からの輸入価格あるいはそれを
含めた国内の需給調整とか価格安定というものは
それぞれやっておるわけですが、この木材の場合
は全然そうした整然たる秩序がないわけですね。
この点については、林業振興決議の第六項目に
これはうたつてあるわけでありまして、こう
いう点についても国有林を中心とした農林省の林
野庁の機構というものがあつて、国有林野は特別
会計制度で経営をしておるということになれば、
この外材輸入についても、単に自由主義経済のも
とだからそういうことはできないのだというよう
な非常に低次元の弁解だけでなくて、それは国際
的にもいろいろな困難は伴うと思ひますが、やは
りいままでの時期にこういう問題は解決すべき
だったと思ふのです。いまの時期にやるという
のは、国際的にも非常にこれは困難にやれるとい
うね。しかし、これはやはりいずれ輸入木材の取
扱ひについても、国がどこまでこれに関与して輸
入の計画的な規制を行うとか、それから安い外材
の価格の場合には国産材の価格安定のために価格
調整をどうやるかとか、あるいは備蓄をどうやる
かとか、こういう点はやはり何をおいても先行し
て實現すべき問題だと思ふのです。これは、以
前から安倍大臣は所見を述べられておるわけだ
からね。この際、法案の審議とあわせて、この点
についても明快な方針をぜひ示してもらいたい
と思ふ。

○安倍国務大臣 いまお話がございましたよ
うに、木材というものは生産期間が非常に長い
というために、やはり生産費をはじき出すとい
うのは困難でありますし、木材の価格というの
はやはり市場によつて左右されるという面を持
つておるわけでございますから、私は一番大事なこと

木材の需給の安定を図っていくということではないか、こういうふうな考えを述べます。

そのためには輸入、いま木材の輸入等についてこれを規制すべきではないかという御意見もあつたわけでありましても、強制的に輸入を制限するということについてはいろいろ問題もあるわけで、特に最近ではガット等の国際的な場における貿易拡大の要請とか、あるいは産地国からの製品輸入増大の要請等もありまして、外圧は非常に強いわけでありましても、しかし、やはり木材の需給を安定していくためには、私は秩序のある輸入ということが必要ではないか。そういう点で、協議会等の場合において年間の木材需給の見通し等を策定するなどの施策を通じて、関係業界に指導も政府としてきたことであるが、さらにこの指導というものは強化をしていかなければならない。そうして、いままでのいわば見通し等につきましても、いままでのやり方を改めて、短期的な需給の見通しの策定であるとか、あるいは在庫情報等というものを中心とする情報機能というものを強化して、これらに即した関係業界の指導方策等について検討もいたしておるわけでございます。今日の非常に低迷をしてる木材価格、それを受けて非常に生産者等が苦勞しておられる状況等を踏まえて、私たちはやはり全体的にこれまでのあり方というものを検討を加えながら、輸入の面で秩序のある輸入への積極的な指導の強化、あるいは木材の需給の安定のための短期的な見通しの作成といったものを積極的にやっています。同時に、木材の備蓄等につきましても、これまでも政府としてもその努力を重ねてまいっておりますが、さらに需給の安定、価格の安定を図っていくためには、そうした備蓄等についてもさらに積極的な姿勢で臨むべきではないかと考えるわけですが。

○芳賀委員 最後に一問だけお尋ねしますが、それは先刻事務当局に對しまして、現在の森林国営保険ですね、数年来これは改正の時期に来ておるわけですが、なかなかこの改正案を整備して国会提出に至っていないわけですね。その経過ないし事情等についても政府委員から説明を受けたわけですが、今度の森林法の中における組合が行う共済事業とこれは関連がある事業にもなつておるわけですから、速やかに現行の森林国営保険法の内容というものを検討を加えて、成案を得てやはり国会に提出して、森林に對する災害の防止あるいは損害補てんのための国として行うべき施策というものを充実させる必要があるというふうな考えを述べますが、この点について安倍大臣からの明快な答弁をお願いします。

○安倍國務大臣 森林災害による損失の補てんにつきましては、可能な限りは森林所有者がその協同組織等を通ずる自助努力によつて対処することが望ましいと思つております。しかし、森林のうちの災害の発生頻度が非常に高いもの、特に若齢林にかかるところの気象災害等につきましては、年次または地域による変動がきつめて大きいために自主的努力によつて対処することにはもちろん限界があるものがあります。また、健全な森林資源を維持造成するという国の政策遂行の裏打ちとしても、森林災害による損失の補てん補てんにつき国として一定の役割りを果たす必要があると思つております。

災害による損失の補てん補てんについての国の関与の方式としては、森林国営保険制度のように国が元請する方式のほかに、農業災害補償制度その他の農業保険共済制度に一般的に見られるように、農業者が組織する団体が元請を行い、このうち非常に危険が高い部門については国が再保険を引き受けるという再保険方式等があるわけでありましても、森林災害による損失の補てん補てんにつきどのような方式によるべきかにつきましては、今後、過去の制度検討の経過等を踏まえながら、森林所有者等の意見をも十分に反映をさせまして、さらに十分検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 以上で、私の質問を終わります。

○山崎(平)委員長代理 神田厚君。

○神田委員 先日引き続きまして、森林組合法につきまして御質問を申し上げます。

最初に、木材の備蓄対策事業の実施状況、これは現在どういふふうな形で行われているのか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○農原政府委員 木材備蓄につきましては、昭和四十九年度に、その前年等々に非常に木材の短期的な価格の上昇がございました。そういう短期的なギャップによりまして木材価格の高騰に對処するために、四十九年度から国の助成によりまして財団法人日本木材備蓄機構を設立いたしました。木材備蓄対策事業を実施してまいっております。その基金は国及び木材関係業界からそれぞれ出しております。備蓄してあります木材は当面製材でございまして、製材品につきましては柱とかあるいは母屋角とか土台とか、大角材を中心にしてございまして、建築用の構造材でございまして、それからもう一方合板、これは建築用の普通合板、こういう二種類のものを備蓄いたしております。昭和五十三年度の末には製材で大体十八万立方メートル、合板にいたしまして三百六十万枚の備蓄量を予定いたしております。

備蓄材は国内の製材業者等から買い入れまして、首都圏、中京圏、近畿圏の三大都市圏におきましてこれを保管しております。そして、木材需要が逼迫し、価格が著しく高騰いたしましたとき、あるいは高騰するおそれのある場合、また災害の場合、こういうような異常時に放出することにしておりますけれども、その後現時点まではそういう状況がございませんでしたので、現在まだそういう方法、その実行には入っておりません。

また一方、情報事業といたしまして木材の需給及び価格に関する内外の情報を収集いたしまして、これを分析、検討の上関係業界に提供することにしたしております。

さらに、いま申し上げましたように、四十九年度以降、国の助成によりまして組織の拡充とかあるいは倉庫の建設とか、こういう実施体制の整備を進めておりますけれども、最近の木材需給

というものを考えてみましたときに、木材備蓄のあり方につきましては、今後さらに私どもとしても検討し、その改善強化に努めていきたいというふうには考えております。

○神田委員 先日の質問で大きな問題につきましては御質問いたしましたものから、きょうは少し細かい問題にわたりまして大変恐縮ですが、ひとつよろしくお伺いをいたします。

ただいまの木材の備蓄の問題でありますけれども、現在ある備蓄機構というものが現実的には木材の価格の低迷に拍車をかけているのではないかと、こういうような議論も一方にはあるわけでありましても、この備蓄機構と価格の問題というのとはどういふふうにお考えになつておりますか。

○石川政府委員 御指摘のように、大暴騰の後に実は備蓄の仕事を始めました。したがって、何よりも材をある程度持ちませんことにはこの事業は発足いたしませんので、四十九年からもっぱら材を買ひましてこれを保管をするということとで始めたわけでございますが、御指摘のように、四十八年から四十九年にかけて住宅の建設は三割ダウンをするというふうなこともございまして、その間輸入量等も調節はいたしておりますけれども、備蓄のようには、明らかにそういう材が高騰をした場合に放出をするという前提の材がある程度積まれますことは、やはり業者の心理といたしまして、若干いまでもと違つた感で市場を見るというふうなことがあつたかに聞いております。したがって、たとえは備蓄材を更新のために売買をするというふうな行為につきましても、それが心理的にいろいろと圧迫をするというふうなことも聞いておりますので、最近の運用といたしましては、たとえば材価が最近非常に低迷きみに推移する中で更新のための売買とめるといふような形で、備蓄機構の運用につきましては慎重な上にも慎重を期しているわけでございます。

ある意味ではそういうことが木材の高騰を防ぐ

というように機構としては働いたのかもしれないが、大変逆目と申しますか、そういう材価はむしろ低迷期に、必要以上にそこに集中して問題視されるという向きもないわけではございませんが、私どもその辺の運用には慎重を期さなければいかぬという立場をとっておりますので、今後とも備蓄機構の材の保管なりあるいはその売買というようなものについては慎重な態度で見えてまいりたいと思っております。

○神田委員 次に、備蓄に充てる製材、それから合板、これが外国産のものが入り込んで備蓄されている、こういうようなことでありますけれども、現在の日本の林業の状況を考えますと、備蓄に充てるものにつきましては国産材に限定をすべきではないか、こういうような考え方を持っているのではありませんか、その点についていかがでございますか。

○石川政府委員 四十八年の大暴騰のときの経験から申しますと、実は材価高騰時に国産材がなかなか出てまいらなかったという事態がございました。あのとき考えておりました考え方は、大量のものをある程度品ぞろえをしまして備蓄をするという場合には、やはりポリウレタン面でも供給余力があるとか、あるいは品質が単純であるとかいうことで、外材に頼らざるを得ないという考え方をいたしておりましたので、実際の姿は米材の丸太で入り込んだものを国産にしましたものを製材については備蓄をいたしております。

それから、合板につきましては、御案内のように、原材料は北海道の特殊な合板以外はすべて南洋材でございますから、これを国内で加工したものを備蓄しておるわけでございます。

先生御指摘の国内の林業者の中には、たまたま材価が非常に低迷する時期にそういう形をしておりましたので、国産材というものをむしろ備蓄の対象にするのが適切ではなからうかという御意見がありましたことも十分承知をいたしております。ただ、備蓄の性格からいたしまして、やはりある種のものを一挙に大量に出していこうといった

しますと、なかなか国産材では十分でないという問題点がございます。ただ、いま私どもが考えておりますのは、外材しかやらないということについては備蓄機構としてももって考えてみる必要があるのではないかと、国産材のある種のものについてもそういうことが考え得るのではなからうかというところで、五十三年度の実行の面からの検討課題として国産材問題も検討していきたいと考えております。

○神田委員 ただいま御答弁いただきましたが、やはりこの備蓄の問題では国産材のものを備蓄をしていくという方向といたすものをもう少し強力に出していただきたい。大変低迷している現在の日本の林業を救っていくという中で、外材だけを備蓄機構の中にため込んでそれを使うというような方向性というものはやはり変えていかなければならないと考えるわけでありますが、その点ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、関連いたしまして、先日米問題になっておりますけれども、最近における外材の輸入の状況、これがどういふふうになっておるのかお聞かせをいただきたいのであります。

外材の輸入につきましては、製材として入ってきているのか、あるいは丸太のまま輸入をしているのかというのも含めましてひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

○藍原政府委員 外材の輸入につきましては、五十二年の前半におきまして、木材の需要が、数次にわたります景気浮揚策が講じられたにもかかわらず相変わらず景気が回復しなかったという問題もございまして、また住宅建設も非常に伸び悩んだということがございまして、外材の輸入量は景気回復への期待感もあり、一時、年の前半には輸入量が増加いたしております。このために需給が非常に緩和いたしまして、在庫圧迫ということから木材の価格が低迷したという結果が出たわけでありまして、後半に入りましてやはり依然として景気の低迷が続きましたけれども、木材需要の回復が見られなかったということ、価格の低迷が続い

たということもございまして、外材輸入が減少に転じまして、年間を通じて見ますと、その実績はほぼ前年並みになっております。

材質別に見ますと、米材が五十二年の一月から六月までは前年の同期に比べて二〇%以上の輸入増となっておりまして、その後輸入量が減少いたしまして、年間を通じては大体前年度並みになっております。

それから、ソ連材は、年間を通じた量は、大体年間を通じて契約しておりますので、そういう面から前年比微増というように形で推移いたしております。

それから、ラワン材、南洋材につきましては、一月から六月までは前年比五%の増加になっておりますけれども、合板業界の不振もございまして、年間を通じては前年比微増という形になっております。

○神田委員 丸太のままの輸入というのはどういふふうにお考えになっておりますか。

○藍原政府委員 輸入量でございますけれども、御存じのとおり、現在南洋材は主として丸太が中心でございますし、それからソ連材はほとんどが丸太でございます。多量の米材でございますけれども、米材につきましては製材比でございます。たとえば五十二年を見ますと、五十二年の年平均では約八十五万立方メートルでございます。これは五十二年の平均が八十五万五千でございますから、これに比べまして大体横並びという数字ではなからうかと考えております。

○神田委員 この問題につきましては、ガットなどでもかなり問題になっているはずですね。関税あるいは非関税障壁の軽減、こういうような問題の中で今後の木材貿易をめぐる国際的な状況というのはどういふふうにお考えになりますか。

○藍原政府委員 ガットの中でも製材品の一部樹種によりましては関税が変わっているものもございまして、いろいろ問題はあろうかと思っておりますが、国際的な現在の推移を見ますと、今後東南アジア等々におきまして丸太輸出から製材輸出へと移行

行していきたいという機運も見えておりますし、またカナダは現在製材品を中心に輸出をしております。また、米国におきましても、丸太についてはアメリカの事情によりまして日本になかなかその大量に丸太を輸出できない、製材品で輸出をしたいという動きもございまして、したがって、国際的な観点から見ますと、これからの日本の木材輸入というものは、現在まだ丸太の方が多いわけでございますけれども、製材に移行するような傾向にあることは事実でございます。

○神田委員 昭和四十八年に政府が米材の輸入制限措置を講じましたね。いまお話を聞いていますと、現在相当米材が入っておりますが、それが日本の木材の価格の低迷の一つの原因にもなっているわけでありまして、これらにつきまして四十八年に輸入制限措置を講じましたが、現在の日本の木材業界のこういう現状を見まして、今後こうした措置を講ずる考え方がおありになりますかどうかお聞きしたいのであります。

○石川政府委員 御承知のように、四十八年の米材輸入制限措置は、あの時代、四十七年から四十八年にかけて日本も例の百九十万戸という住宅建設が急増した時期でございまして、実は米国も史上最高の住宅建設をやっております。双方の住宅建設が最高のところまで上がつてまいりましたので、木材の需要が大変急増いたしましたので、アメリカにおける木材価格が非常に高騰したわけでございまして、したがって、アメリカ政府としましては、むしろどちらかと申しますと自国における木材価格の安定、これは余り高くないという意味での安定を図りますために、日本政府に対しては木材の需要をある程度モデレートなものにしなければいかぬというようなことを言っております。もう一方、当時燃え盛つておりました米国における自然保護運動で、日本への木材の輸出で大変米国の木材が荒らされると言われるようなこともございまして、日本ではどちらかと申しますとむしろある程度木材を確保したいという要請、アメリカは極端に輸入量を増加させるのは問

題であるということ、その両方の間をとりまして、御承知のように、四十九年の七月から五十年の六月までの間に輸入総量のガイドラインとして約一千万立方というものを事前に米国に報告をいたしまして、その範囲内で秩序ある輸入をするというような立場でとられた措置でございます。

現段階で申し上げますと、むしろこの立場は若干変わっておりまして、日本のわれわれとしましては、木材というものをどちらかというと安定的に輸入する、その場合に、丸太を中心としたものを安定的に輸入したい。米国は、どちらかとい

ますと製材品を主に――主とは申しませんが、製材品のポリウムを上げながら、全重量としても輸出を伸ばしたいということございまして、四十八年当時の事態とは若干趣を異にしておるわけ

でございますが、私どもは安定的に木材を入れる、需要以上に大きく輸入をさすとか、あるいは大暴騰しますような意味で輸入が極端に少ないということも困るわけでございますので、先ほどから申し上げましたように、各種の協議会等を通じて

短期の需給見通し等も立てまして対応をしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○神田委員 そうしますと、現在の段階では輸入制限措置あるいはこれに類するものはない、というふうにお考えですか。

○藍原政府委員 いま林政部長から御説明申し上げましたように、私どもは現時点で輸入制限というふうなものは考えておりませんが、全般的に需給計画というものを短期的なものをつくりまして、その辺の調和の図れた安定的な輸入ができるような方途は考えていきたいと思っております。

○神田委員 せっかくおられますから、政務次官にお伺いいたします。

木材の需給の安定と価格の問題につきまして、低迷した価格問題等も含めまして、政務次官はどのようなお考えをお持ちなのか、前向きな御答弁をいただきたいと思っております。

○今井政府委員 先ほどから部長ないし長官が御答弁をいたしておりますが、この問題は基本的に二つの面があるかと思ひます。

一つは、木材を使っていたら、要するに需要を喚起することがまず重要な問題であります。なにかずく国産材、木造住宅でも日本の国内材を使うような、そういった需要喚起をまずどうしてもしなければいけません。このために政府としてはいろいろ手を講じておりますが、最終的には国民の皆さん方が、少々値は張るかもしれませんが、お気持ちはまず起こしていただくことをお願いがうわけでございます。

それから第二番目には、やはり先ほどから御議論がありまして輸入の問題を整理したといひましようか、適正な量を誘導するということであろうかと思ひます。だぶつきぎみの輸入をいたしますことは、市況を冷やすことであらうと思ひます。

したがって、一年単位でありましたものを四半期ごとに需給計画を見直して、そして輸入をさせるというふうなこともいたしておることは先ほどから申し上げれば御答弁をいたしたとおりでございます。

この二つを組み合わせると、この際何としまして価格の安定、向上を図りたいというふうに基本的に考えております。

○神田委員 木材の問題につきましては、なお議論のあるところでありまして、限られた時間でありまして、次に進ましていただきます。

次に、入会林野等の整備状況及び今後の対策についてお聞きをしたいと思いますけれども、この点につきまして御答弁をいただきます。

○石川政府委員 入会林野の利用問題でございますが、御承知のように、四十一年に入会林野等近代化法ができて、入会権等の所有権等の近代化的権利への切りかえのために測量とか登記の問題とかいろいろのことを指導してまいりまして、現在約五十八万ヘクタールが近代化に着手してございまして、そのうちの約三十二万ヘクタールにつきましては、いわゆる権利の移転等の近代化措置が

とられたわけでございます。これは単に権利の整理ということだけにとどまりました場合には、そこに何と申しますか、新しい産業的な芽が何ら出ないわけでございまして、私どももいたしましては、さらに百万ヘクタールくらいのそういう入会林があるわけでございまして、既存のものも含めまして、入会林を権利の近代化をいたしますと同時に、そこを農林業のために活用するという事業の必要性を感じてございまして、五十二年度からは管理権関係の近代化のほかに、その土地を利用いたしまして農業なりあるいは林業にそれを活用していくための特別の助成事業を考えております。一地区約三千万円で、計画を含めまして三

カ年で事業をやるといふようなことも考えておりますが、このようなことを中心にいたしまして、さらに入会林野等を十分活用できるようにしてまいりたいと考えております。

○神田委員 入会林野等の高度利用促進対策、これは五十二年度からいろいろやられておりまして、五十四年度からの計画も聞きまして、近代化のための高度利用の促進策というのはどの程度進んでおるのですか。

○石川政府委員 まだ五十二年から開始したばかりでございますが、全体で四十七地区を予定した予算を組みまして実行に努めておるところでございます。

○神田委員 次に、畜産振興との関係で、この活用の問題につきまして御質問を申し上げたいと思ひます。

構造改善局ですか、来られているかと思ひますが、まず基本的には入会林野の活用の促進というものをもう少し図らなければならぬ、私はそういう考え方を持っております。飼料の問題やその他の問題にしましても、審議会の附帯決議などにそういう前向きなことが付されておるにもかかわらず、この活用が非常に少ない。一年間にわずか八百ヘクタールくらいしか、たとえば飼料の問題などでは活用されていない、こういう状況は非常にまずいと思うのです。この点、畜産振興の

ための入会林野の活用についてのお考え方を基本的にお聞きしたいのであります。

○大場政府委員 これはあるいは畜産局の方から御答弁があった方がいいかもしれませんが、おっしゃるとおり、林野の問題とそれから畜産の問題と、畜産として利用しやすいところはまた同時に林野として非常に生産の高いところであるという意味で、その調整が現実にはなかなかむずかしい。それからもう一つは、畜産として利用する場合同時に林業経営として両立し得るかどうか、そういう面があるわけです。ことに、国土保全とかあるいは森林経営、そういった面での問題もあるわけでありまして、ありますが、基本的には畜産的利用というものと林業的利用というものは両立し得る、メリット、デメリットを比較考量すればメリットの方が多い、私どもはかように思っております。林野の方の立場からしても、畜産というかつこうで利用してもらって、同時に労力補完という作用もあります。畜産の方からすれば、林野を利用させてもらって飼料基盤の充実に図るということが基本的にはメリットであることは明らかであります。ただ具体的に、国有林あるいは公有林あるいは民有林を含めまして、権利調整というものはおっしゃるとおり非常にむずかしいわけ、その場合にいろいろ制度上の問題はあ

るわけであります。草地利用権の設定とか、そういった制度上の問題もありますが、そういった制度を活用しながら具体的な地域に即して地元でよく話し合いをしていただく。それから、地元で話し合いがつかないケースが往々国有林等であるわけでありまして、そういった場合には中央官庁の方に上げていただいて、私の局を含めまして畜産局あるいは林野庁で具体的な地域についていろいろ相談もしていかなければならない。いままでそれが十分であるかどうかということにつきましては、やはり今後努力をしなければならぬ余地が多分に残されている、かように思っております。

○神田委員 局長は前畜産局長でありましたから、よく事情もおわかりでありまして、関連

して、多少細かい問題で恐縮ですが、御質問を申し上げます。

昭和五十二年度から畜産局におきましては、国の補助融資事業として行う団体営の草地開発整備事業にかかわる林地放牧利用の事業、林間放牧の事業と言っておりますけれども、これを定めて、林野庁におきましては昨年十二月に「国有林野の活用に関する基本的事項の大臣公表」を改正して、畜産局が策定した林間放牧事業を国有林野の活用の対象事業とすることを制度化したわけであります。これは森林を林業経営との調和を図りつつ家畜の放牧に供するということでありますけれども、この取り扱いにつきましては畜産の側と林業の側とで多少意見の違つたところがあるということも仄聞しているわけでありますが、この件について具体的に御質問を申し上げたいと思うのであります。

第一番目に、基本的な考え方といたしまして、農業関係の国の補助融資等にかかわる事業は、農用地区域でしか行えないのかどうか、つまり例外的な措置というものはこの場合と得ないのかどうかということについて、まずお伺いしたいのであります。

○大場政府委員 農振地域及び農用地区域という制度のたてまえ上、いろいろ国の補助ないしは融資という助成手段につきましては、そういう土地に集中的、計画的に投入するということであります。ことに農振地域ななく農用地区域というところにもそういう措置を講じているわけでありますけれども、原則として農業の助成というものはそこに投入するということであります。ただ、あくまで例外として、農用地区域あるいは農振地域の一体的な整備を図るために、やはり外の部分を取り込んでやった方がいい、やむを得ず取り込んだ方がいいという場合には、そういうところも取り込んで補助対象にするということはありませんけれども、原則としては農振地域ななく農用地区域というところに重点的に投入する、そういう措置を講じております。もちろん、需給調

整事業だとか価格安定事業だとか共済だとか、地域限定ができない助成事業については別でありまして、おおよその事業につきましては、御指摘のように、農用地区域あるいは農振地域というものに重点的に投入しているということであります。

○神田委員 かつては例外的な措置として、そういうものをとつたことが事例としてあつたわけですね。

○大場政府委員 絶対的に農用地区域、農振地域でなければ助成対象にはしないということではありませんが、原則というものは、現実の運用としてはかなり厳しい運用をしております。農用地区域あるいは農振地域というものはかなり広範にとつておりますから、実際上はかなりの地域をカバーしているというふうな考えでおります。そういう意味で、原則というものは余りルーズには運用しておりません。もちろん例外というものはあります。

○神田委員 さらに具体的にお聞きしますが、林本生産を主として経営する林地を放牧のため利用する場合は、農用地区域に含めないで国の補助融資の対象とはならないのですか。

○大場政府委員 これは事業の種類によつても違つてくると思うのです。たとえば、林地を混牧林として利用するというケースの場合には、当然放牧という形で利用するわけでありますから、林地に至る道路とか障害物とか飲雑用水、そういう放牧施設が必要であるわけであります。そういうものは何も農用地区域でなくてもいい、農振地域であればいいということになっております。ただし、農振地域以外のところも含んでいる場合に、そういうものも農振地域として含めて一体的に整備した方がいいと判断をされる場合には、そういうものも取り込むという例外はもちろん設けてあります。

もう一つは、そういう単なる放牧ではなくて、その林地を開いて農用地として利用する場合、たとえば具体的に草地開発事業で開墾して利用する

場合には、農用地区域であるということが必要であらうと思ひますけれども、先生が御指摘になりましたのはそういうケースではございませんで、林業と畜産経営を両立させるという形で混牧林経営であるとは私は推量するわけであります。そういう場合には先ほど申し上げました放牧利用施設というものは補助の対象になり得る、こういうふうな考えております。

間違つておりましたら、畜産局の課長が来ておりますから答弁申し上げます。

○神田委員 林木保護の観点から、森林の中の野草資源を活用しながら放牧をしていくということになりますと、十年以上継続して放牧するということは現在の状況ではなかなかあり得ないというふうな考えております。したがつて、農用地区域の指定というものはそういうことになり得るかと非常に合理的ではないかと考えるのですが、その点はいかがでありますか。

○大場政府委員 農用地区域の指定あるいは農振地域の指定基準というのは、かなり長い期間にわたつてそれが農業として利用される、そういう見通しを持った広がりというものを指定するわけであります。そういう意味で、混牧林のところを農用地区域として指定する場合には、かなりの期間そこが混牧林として利用されるということを考慮して指定するわけであります。地域によつては、混牧林としてそんなに長くは指定できないという林相とか実情があるわけでありますから、そういうものはもちろん農用地区域としての指定からは外す。しかし、相当長い期間混牧林として林業と畜産経営の調和がとり得るという見通しがあるものについては農用地区域として指定しておく、こういうことだろうと思ひます。

そこで、いま先生がおつしやいましたのは、農用地区域ないしは農振地域として指定されなかつた場合に助成対象から外れてしまふのではないだろうか、こういうお尋ねだろうと想像するわけでありますけれども、そういう場合には原則として、やはり助成対象になるのは農振地域であることを

要します。ただし、農用地区域であることは必ずしも要しません。先ほど申し上げました放牧施設、飲雑用水をつくつたり牧場をつくつたり道路を引つ張つたり、そういうものは農用地区域であることを要しませんが、農振地域であることは要しませんが、そういう考え方であります。ただし、農振地域でなくとも、農振地域と一体的に整備する必要があり得る場合には、その外の区域も含めて補助対象とし得るわけでありますから、具体的に必要の場合にはそういう判断をしていただく方がいいと思ひます。

○神田委員 大変むずかしい問題なのですから、農振地域への編入が最小限度必要だという場合、全体を農振地域にしてしまふという問題ですね。いわゆるべた張りというのを言つておられますけれども、べた張り指定をしないで、施設を設置する空間部分だけに与めるべきではないかという意見もあるわけですね。この辺はむずかしいところでありまして、林業を守るといふ立場から言へば、そういうべた張りというものは問題があるのではないかとこのうな意見もあつたわけですが、その点についてはどういふお考えを持っておりますか。

○大場政府委員 農振地域ないしは農用地区域の指定は、あくまでもゾーンというか、こうで一定の土地の広がりを前提にして指定するわけでありますから、やはり一体的にある一定の広がりを考えて指定する、こういうことだろうと思ひます。そういう意味で、ある小さい土地の再編というものを考えてそこを指定するということは、必ずしも制度そのものとなじむというふうには考えませんので、やはりある相当の広がりを対象にしていただく方がいいだろう、こういうふうな考えです。

ただ、混牧林経営と畜産というものを両立させながら、一体的に林野を畜産的に利用していく、そういう場合の助成については、農振地域として指定されていない場合においても、それは一体的に農振地区として整備した方がいいかどうかというところは、具体的な判断に即して対応していただく

方がいいのではないか、かように思っております。
○神田委員 一方では放牧しながら畜産を振興していかねばならない、食糧自給の問題もいろいろあります。また一方では、過度の放牧によって国土のいわゆる荒廃を招く、あるいはそういう意味では、林業の側ではそういう面も多少心配している面もある。この二つの観点から、国土保全上の問題でどういう程度の調整というものを考えたいのか。畜産の側と林野の側では、多少考え方が違うのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。局長と林野庁長官と両方から御答弁いただきたいと思うのであります。

○山田(總)説明員 いまのお話でございますが、大家畜の畜産の経営を今後発展させていくためには、どうしても粗飼料の基盤の確立ということが必要だ、草をつくらなければいかぬわけでございしますが、このため既耕地とか未利用地というものを、低利用しているものをどんどん活用していく。現在八十三万ヘクタールくらいの土地でもって飼料作物をつくっておりますが、これを昭和六十年には百四十六万九千ヘクタールくらいまで伸ばしていかなければいけない。ところが、低利用地というものはなかなか開発適地が奥地化したしてまゐりまして、手に入りにくくなるということになりますと、今後はどうしても国土の大半を占める林地に入っていくかなければならない。先生おっしゃるように、畜産の方から言えば、山をきれいにしまして、傾斜を修正しまして、そして機械の入るような草地にしていくことが利用の面から言えばこれは便利なのです。しかし、山には山、森林には森林の水だとか、土壌の保全、特に火山灰土壌の日本の傾斜地を保全するという大切な木というものの使命がありますから、これを無視してしまつて畜産が入つていったならば、長い目で見れば、そう畜産も存立しない、そういうようなまずい過去の事例も散見するわけであります。

でありますから、今後は林業との調和ということにおきましての草地畜産というものを山において確立していくということが一番大切だろうと思つてあります。前の大場局長のときにも、そのために混牧林経営という新しい予算をつくつたのもそういうことでありまして、今後あらゆることにつきましてケース・バイ・ケース、林業との間の調和ということ、林業の方もまた最近非常に畜産のことを理解していただき、それについて関心を持っていたいておりますから、この両者が今後折あることに話しをしながら事業の円滑な推進をし、所期の目的を達成したらどうかというふうに思っております。

○藍原政府委員 いま畜産の方からお話があらうわけでございしますが、森林の立場から申し上げますと、先ほど来構造改善局長が御説明されましたが、これから狭い国土を有効に使用するためには、農業なり林業なり畜産なりがいろいろな意味で協調していく必要が私もあるだろうと考えております。

それで、いま御指摘の、そういう場合に国土の保全等々の観点からどう見るかというお話でございますが、これは日本の国土が、それぞれ地域によりまして地質も違い、土壌も違い、あるいはその辺の降雨量も違つております。したがって、一概にはなかなか言えないと私も思います。

ただ、過去の二、三例で申し上げますと、たとえば保安林というものが指定されておりました、たとえば保安林の中でもきわめて重要なものと、それに比べれば比較的度合いの低いものとございます。たとえば、傾斜で申しますと、二十五度以上というようなきつもの、それ以下のもの等々もございします。したがって、傾斜で言えば大体そういうようなものの以下のものを考えてみたい。またそれから、もし造林地の中に放牧されるような場合には、たとえば一・五メートルぐらいの樹高以下の低いものですと非常に樹木が被害を受ける度合いも多うございします。したがって、できるならばそれよりも高い樹高のものを対象にした地域においてやっていたきたい。その辺、それぞれのケース・バイ・ケースにならうかと思ひますけれども、一、二の例を申し上げますと、そういう考え方にならうかと思ひます。

○神田委員 国有林で前に林間放牧についての実験事業を行いました。これは適正な実施基準を見出そう、こういう実験であつたわけでありまして、この結果はどうであつたのですか。

○藍原政府委員 最終的な結果の取りまとめにつきましては五十三年度中にやる予定にいたしておりますけれども、現在までの実験結果でまとめたいものを申し上げますと、たとえば林間の放牧可能日数は大休年間を通じてした場合二百日くらいであらうというふうに考えておりますが、林地の草量、こういうものの等の条件から、一頭一年間飼育いたしますのに大体三ないし四ヘクタールの林地が必要でなからうかということ、それから植生なり立地条件、主として傾斜でございしますが、いろいろの立地によりまして差がございしますが、地ごしらえあるいは下刈りというような林業的な作業でございしますが、こういうものの省力には効果があるというふうに結果が出ております。

それから、林間放牧によります造林木の被害でございしますが、先ほど申し上げましたように、木の高さが高くなるに従ひまして被害は減少しております、大体一・五メートル以上になりますと被害はきわめて軽微になるという結果が出ております。

それから、林間放牧が森林土壌に及ぼす影響でございしますが、やはり地表物の減少あるいは雨水の浸透能の低下、こういうものに影響を与えておりまして、特に牛道あるいは牛の休息地、こういうところ著しいという結果が出ております。

○神田委員 そうしますと、結論的に言いますと、決定的な、完全な実施基準というのはまだはつきりとお持ちになれなかつたわけですね。そういう中で林間放牧についての国有林野の活用というのは、やはりいろいろ問題も残しそうな感じであつたと思いますが、今後これについてどういふうな対処をなさっていくのか、お聞かせいただきたいのであります。

○藍原政府委員 いま申し上げましたように、最終的な細かい取りまとめは本年中にやる予定にいたしておりますけれども、基本的な考え方として、いま申し上げましたように、林業につきましても、一部の被害等々はあるにいたしましたが、総体といたしまして省力化の効果はございします、また林木の被害も少ないということで、林間放牧を、いま申し上げましたような適正な頭数の中でやっていたらどうかであれば、林業経営と畜産経営とが両立するであらうという大方の方向は出たわけでございします。したがって、先ほど先生おっしゃいましたように、国有林の活用の中の基本的な事項を改めまして昨年の暮れに出したわけでございしますが、私どももいたしまして、今後国有林の中で、林業経営と調和を図りながら対応できる箇所につきましては、混牧林等につきましても積極的な対応をしてみたいというふうに考えておる次第でございします。

○神田委員 いろいろ御質問申し上げましたが、構造改善の問題、いわゆる権利の問題ですね、細かいところにはわたりまして林野の方の關係と多少調整を進めていただかなければならない問題がたくさんあると思うのですが、その辺のところを今後よく調整をしていただきたい、こういうふうなことをお願いいたしまして、時間も参りましたので、きょうはこれで質問を終わりたいと思ひます。

○山崎(平)委員長代理 津川武一君。
○津川委員 森林組合のことについて前回基本的なことをお尋ねしましたので、きょうは森林の關係で働く労働者の待遇改善などで若干質問してみます。

一つは、林業労働者の就労改善についてです。林野庁の「林業労働者就労形態近代化調査結果報告書」を見ますと、事業協同組合、共同請負事業体などの常雇の比率は、それぞれ五一・四一％となつております。これらの事業体の半分が国公

有林野等の事業を行っており、このうち過半数の事業体は、その年間事業量の七割以上を国、県に依存しております。したがって、労働者の待遇改善に対して国はかなり責任がございます。

ここで問題になるのは、これら事業体が、就業規則や各種手当等の適用がきわめて少ないという事実でございます。就業規則の規定でいいますと、二五％よりありません。このうち請負事業体は一％、週休日のあるのは九％、このうち請負事業体は五％、有給休暇、これもどつちも四％、通勤手当一三％、そのうちで請負事業は五％、超勤手当が三％、請負の場合は一％、こういう状態でありまして、また、雇用関係を書きで決めている者もわずかに一％、事業所による健康診断が、この調査でやると九％でございます。出かせぎ者でも健康診断は半分からやっております。国や自治体がこの林業労働者を無権利の状態に置いて使っているとも言える状態でありまして。

働く労働者は、日本の林業を守るために、この状態から抜け出すことを、その改善を切に望んでおります。したがって、林野庁の林業労働者の就労改善に對しての方針を伺わしていただきま

す。

○藍原政府委員 いま先生が御指摘になりました林業労働者の就労形態近代化調査結果でござい

ますけれども、この調査は、就労条件等の程度は總体的に低位にあると思われております個人営の事業体あるいは林家、共同請負事業体、こういう比較的小規模な事業体を対象にして、これに就労する労働者について調査を行ったものでございまして、確かに先生がおっしゃいましたように、問題点が非常に多いというふうにわれわれも理解をいたしております。

すが、やはり林業の場というものを労働者にとりまして魅力のあるものにするためには、賃金などがあるいは社会保障の面、こういう面の充実ということがこれから必要であらうというふうに私どもも考えております。

それから、そういうものの前提といたしましては、当然基盤の整備が必要でございまして、そういう意味では、構造改善事業というものが従来から進めてまいりましたし、今後これを進めていく必要があらうというふうに考えております。

いま申し上げましたような基盤の整備なり、魅力のある場としての賃金あるいは社会保障の面でのできる限りの改善、こういうものを図るためにも、労働改善推進員というものを設けまして、それぞれの地域におきましてその実態を把握し、その改善の推進を図る推進員を置いたわけでござい

ますし、林業労働者が非常に社会制度面でよくれております一面の退職金制度の問題がござい

ますが、こういう問題につきまして、五十三年度からは、中小企業の退職金制度に乗り移れるような方途を考えて、この三年間で対応しようというこ

とで開始することにしたとしておるわけでござい

ます。

今後とも林業労働者の労働条件の改善あるいは社会保障面での改善、こういうものにつきま

しては前向きで取り組んでまいりたいというふう

に考えております。

○津川委員 せっかく林野庁が「林業労働者就労形態近代化調査結果報告書」を出したので、この調査が終わってから具体的に就労改善についてやったことをひとつ教えていただきませ

う。

○藍原政府委員 いま申し上げました労働改善推進対策事業、それから中退共の退職金、これらがこの調査ができてから私どもがやりました事業でござい

ます。

○津川委員 次は、林業労働者の振動病でござい

ます。

この委員会でも何回かこれは問題になりました。いま林業労働者にとつて非常に重大な問題は、

振動障害から労働者を守るということでござい

ます。この振動障害、白ろう病と認定された患者を見ますと、国有林野が三千二百人、民有林で千四百四十八人、これは五十二年三月末現在となつて

おります。これはチェーンソーの総数二十三万四千六百七十三台、これに比べると余りにも少ない。不思議と言わなければならぬ。これは被害が少な

いのかと思ひます。長野県の保健所で、チェーンソーを使つておる五百九十七人を調べてみたら、正常者が七十六人、有症者が八七・三％、こういう結果も出ております。私は、全部がこういう結果だとは思ひませんが、とにかく問題がチェーンソーの使用にありますので、一体どのくらいかかっておるのか、この全般的な把握なしには対策が立たないと思ひます。

そこで、悉皆調査的なものをやることがあるのか。悉皆調査して全労働者に当たつてみなければ対策は出てこないと思ひます。この点はいかがでござい

ますか。

○林部説明員 先生のいま御指摘になりましたような悉皆調査というのは行つたことはござい

ませんが、先ほど先生が数字でお示しになりました振動障害の発生状況としては、一応この振動障害というもののとらまへ方がなかなか医学的にむずかしい面もござい

ますので、私どもの把握してあります振動障害の発生状況というのは、現在のところ、労災保険における業務上の認定者の数をもつて把握するといふことしか正確な把握が困難であ

るといふことで、先ほどおっしゃいましたようないわゆる悉皆調査といふものはやっておりますけれども、一応障害者としては、ただいま申しましたようないわゆる労災の業務上の認定ベースでの把握という形でとらえておるという状況でござ

います。

○津川委員 労働省は特殊健康診断実施通達を出してやっていますね。それでどのくらい青森県でやられておるかといふと、二百五十人、二百四十

人、二百人、これくらいしかやっています。

それでもいい。この検査の結果、どうなっているでしょう。どのくらい有症率がありましたか、知らせていただきませ

す。

○林部説明員 実態につきましては、検査の自主的な形で健康診断を行つたものの報告ベースと、それから検査の徹底を図るというところで委託巡回検査をやつておるものと二つのベースがござい

ますが、自主的な健康診断の報告のベースによりま

すと、検査を実施いたしました者のうち有所見者

といふのが約二六％でございまして、それから委

託巡回検査のベースで申しますと、何らかの異常

を訴えている者は四一％。もちろん検査の実施率

が十分ではございませぬから、少なくとも検査の

対象としてとらえたベースではいま申し上げた

ような異常所見者といふものが発見されておると

いふのが現状でござい

ます。

○津川委員 林野庁、自主検査では二五％問題が

出ている。委託すると四十％出てくるわけね。

そこで、なぜやれないかといふ問題です。国

で検査の費用をやはり出さなければ、これは問題

にならないわけですね。実際の検査では、そういう

ための技術の問題、費用の問題、こういう点でな

かなかやれない。特に弱い事業所のところはもつ

とやれないのです。したがって、これを国で援助

して、検査を弱いところでもやるような形が必要

になつてきます。この点はいかがでござい

ますか。

調べてみると、このところかなり問題がある

ようです。こういう点で、やる前に実態としては

どこかの地域をひとつとめて、その地域の悉皆

調査をしてみるか、どこかでサンプリングでや

つてみて抽出してやってみるか、こういうことが

必要だと思ひますが、この点がどうかといふこ

と。それから、こういう検査に對して労働省なり

林野庁なり援助してあげなければやれないと思

ひます。

この二点を、林野庁でも労働省でもどちらでも

よろしいですか……。

○藍原政府委員 振動障害の問題につきま

しては、私どもも非常に残念なこと、遺憾なことだ

思っております。

国有林の方につきましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、三千人余出ておりますけれども、いま積極的に組合とも話し合いをいたしまして、無振動のリモコンチェーンソーを導入すべく一応話し合いがつかまついて、今後積極的に対応し、振動障害が今後発生しないように対応してまいりたいと考えておりますが、民有林の問題につきましては、たゞいま労働省の方からお話がございましたように、把握が必ずしも十分でない面もございます。

私どもといたしましては、今後この問題につきましては労働省とも十分打ち合わせをしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○津川委員 そこで、健康診断の結果、何らかの所見があった場合に、どう健康管理しているかという問題です。通達によれば、管理Bは第二次検査が必要でございます。管理Cは必要な療養を受けなければなりません。ところが、このBの人は二次検査が必ずしもやられていません。Cの人は必要な療養を必ずしも受けておりません。ここに問題があるわけです。Bの人は必ず健康診断を精密検査の二次検査を受けるように、Cの人は必ず療養を受けるように、制度的な保障がなければ、制度的な取りきめがなければなかなかやれないのでございます。これを制度化してきちんとやらせることが必要と思いますが、いかがでございますか。

○林部説明員 検査を受けた後の問題でございますが、現在この検査につきましては、振動障害の重大性、あるいは予防のためになかなかこれという確な手段がない、決め手がない、そういうような現状にかんがみまして、私も通達によって検査を実施するように事業者に指導いたしているところでございますが、検査について申しますと、先ほど御指摘がございましたような点に關しましては、いわゆる委託検査方式で、費用の面で若干下支えができるような措置も講じておるといふようなこともございますし、実際にそのほかの

チェーンソーを具体的に使う場合の専門的な知識と申しますか、特別な知識を得るということによって振動障害の防止ということに資する意味での特別教育のようなものを事業者ベースで行っていただくといったようなことなどいろいろな形で、現在通達による施策でございますけれども、そういうようなことを従来から繰り返し指導するというところで、できるだけ健康診断の受診自体をアップさせる、さらには異常があればさらに二次検査を受ける、現実の問題があればさらに治療の方へ回していくというような流れを少しでもよくしたいということでも努力を重ねているという段階でございます。

○津川委員 一次検査はそれでも国から半分補助が出る。二次検査は費用が全部本人負担なんです。これでは二次検査を受けられるはずがないのです。Cの人が療養すると、療養費は自己負担なんです。したがって、療養したくてもできない状態にならなければ二次検査は受けられないし、Cのときも療養せよと言ってもこれでは受けられないのです。この二点をぜひ進めていただきたい。この方針はあると思いますが、お答え願います。

○藍原政府委員 ただいまの問題は労働省の方から後ほどお答えいただくことにしたいと思ひますけれども、林野庁におきましては予防の問題を中心に対応しておりますけれども、先般労働省、それから林野庁、それから厚生省等々が一体になりまして、これからの振動障害に対する予防、治療その他の問題について考え方をまとめ、たゞいま県の方にそれぞれ指示をいたしております。これはそれぞれ県におきましてそういう協議会を設け、そしてネットワークをつくり、その中で予防なり治療なりいろいろな問題に対応していくという、県、民有林、業者一体になりましてそういうものをつくり上げようということの方針を決めまして、県に流しております。したがしまして、林野庁といたしましては、今後さらに予防の面につきましては積極的に対応してまいりたいというふ

うに考えておりますが、検査その他の問題については労働省の方からお答えいただきたいと思ひます。

○林部説明員 私どもといたしましては、先ほど委託巡回方式の健康診断のいわゆる受診率のアップに努めているというふうに申し上げたわけでございまして、この方式は、事業主には負担がかかりませんが、委託方式でございますから、先ほども申しましたように、ある程度私どもの方でも費用を持つという形で検査を進めているわけでございますので、実態といたしましては、この検査の受診率のアップに努めるということで、受診全体の改善ということに資するのではないかと考えて方で、いまでもつばらにかまして受診状況を講じてきているところでございます。

○津川委員 政務次官、これは振動病の問題になつてのの自主検査は二五％ですよ。委託の場合でも四〇％ちよつと。これはなぜ進まないか。そこで、一次検査よりもっと検査してもらわなければならぬのは二次検査なんです。これに国の補助が出ていかないで患者負担なんです。療養しなければならぬ者は自分の費用でやらなければならぬ、ここに問題がある。百万遍指示通達で指導することも必要だけれども、それでは問題は解決されない。この二次検査を受けるときの、療養するときの本人負担をなくさなければ問題は解決できない。これが最後の最大の方針なんです。この点は政務次官に政府の方針、腹があたりませんか。ないならいいのですが、これが大事だと思ひるので重ねてお尋ねする次第です。

○藍原政府委員 いま先生御指摘になりましたけれども、先ほど労働省の方から御説明ございましたように、二次検査については事業主負担ということで、事業主は非常に零細だということである。検査の問題については主として労働省でやっていたのでありますし、私どもは振動障害の問題として、先ほど申し上げましたように、労働省、

林野庁等々が一体になりまして協議会等をつくつておりますし、そういう場でも積極的に労働省にいろいろお願いし、協調しながら対応してまいりたいというふうに考えております。また、そういう問題については私どもの方にパトロールを置いておりますし、指導をする人間から積極的にそういう対応ができるような指導を今後とも推進してまいりたいというふうに考えております。

○津川委員 私の聞き違い、覚え違い、調査違ひかな、二次検査の場合は検査料は事業主負担でなく本人負担でしよう。

○林部説明員 先ほど私が申し上げました検査のシステムの中では、私どもの指導としては事業主に負担をしていただきたいという指導をいたしております。

○津川委員 労働省は速やかに、二次検査の費用はだれが負担をしているか調べてこへ出していただきたいと思ひます。労働者のかんりの部分が自分で負担をしています。そういうことをしないで、これは事業主が負担しているなどということだと検査が進まない。これはいかがです、すぐ調査してこの委員会に報告してくれませんか。

○林部説明員 調査をいたしまして、結果がまとまりましたら御報告申し上げます。

○津川委員 今井政務次官、この二次検査は本人負担だつたらできないですよ。その結果を聞いて、ひとつ必要な処置をしていただかなければならぬと思ひます。こんな状態で事を進めていっているのが問題なんです。

振動病で次の問題は、病気をどう考えているかという問題です。振動病になりますと手が冷たくなる。それから脈搏がなかなか触れなくなる。寒くすると白くなる。疲れるとしびれる。気が荒くなる。これがいま皆さんが考えている振動病。だが、わかるでしよう、あのたつたつたつと出てくるやつ、それに対して、木を切るときには木から抵抗があるわけ。われわれが押されたときに、それを守るだけならその力いい。一つの力、これは十の力にしましょう。それを振動病の場合は、

チェーンソーの場合、その力を押し返さなければならぬから二十の力が要るわけ。もう一つのスピンドの問題。自動車で十キロのときにかかれたのは余りけがしない。六十キロ、八十キロでは一こらなんだ。この振動を受ける力、受けるスピードが速い。振動病の場合はその三つのものが組み合わさって起きるのです。

この手に来たものを押し返して、倍の力で、速度を調節しながら受けるのはこの関節なんだ。だから、チェーンソーを使っている人を見てもらいなさい。この力の入りぐあい。そして、受けるのはここなんだ。したがって、チェーンソーで振動病が起きた患者さんの六割ないし八割はここに問題がある。振動病の場合はこの関節の障害を見ているかという問題なんです。労災として認定した場合に、これに対する必要な処置をしているか。見方が違えば結果が違ってくる、これが二つ目の問題。

三つ目の問題は、振動病の場合は何といつてもあの騒音。私は人間の生理を少し勉強させていたいただいた者でございます。この中で、神経の作用と人間の心理というものを少し見てきた。それで言ううと、われわれの五感で一番困るのは騒音なんだ。あの振動病の騒音なんだ。ここから何が出てくるか、脳波で受けると、感情を扱う中枢部に脳波の異常が出ています。したがって、不眠が出てくる、いらいらが出てくる、自律神経失調が出てくる、ぜんそくが出てくる、胃腸障害が出てくる、これが振動病の本質です。政府は腕だけ見ているが、振動病をどう見るか、この点を伺わせていただきます。

○原説明員 お答え申し上げます。

白ろう病その他の振動病に關しましては、医学専門家の先生に集まっていたりまして私どもの方の認定の業務に關して参考の意見をそれぞれ出していただいております。これらの方の専門家の先生の御意見に従って認定をしていくところでございます。特にこの振動病に關しましては、件数

も非常に多く上っておりますから、認定基準を専門家の先生の御検討を煩わしまして作成をいたしまして地方に示し、迅速な認定に尽くしていただくところでございます。

その認定基準の考え方でも申し上げますと、振動病等は振動の暴露を直接受ける部位に症状ないし障害があらわれるというのが一般的だということでございます。先生御指摘のとおり、関節等にも大変な症状があらわれてまいります。しかし、これらの症状は、発病の初期の段階におきましてもまた病状が進行した段階におきましても、手指あるいは前腕等の末梢循環障害なりあるいは運動機能障害などが出てきておりました。それが医学的な経験則からして認定の基準としてよろしい、こういう考え方に基づきまして私どもの方は労災認定につきましましてはやつておるところでございます。

先生御指摘の全身症状的なものが出てくるのではないかとご心配でございますが、確かに直接振動暴露を受ける以外の部位につきましても、若干の問題点等が指摘されておるところはございますが、医学的な定説とまではまだ至っていないというふうには私どもは聞いておるところでございます。

ただ、労災の補償の段階におきましては、具体的に申し上げますと、労災の請求者がそれぞれの症状を訴えてまいりました場合に、それが全身的な症状である場合も含めまして、私どもその請求を受け付けた場合には、これが業務との因果関係があるかどうかを個別的に判断をいたしまして、因果関係が認められる場合は、労災の認定ができるようにいたしておりますところでございます。

○津川委員 政府の、労働省の考え方は非常に反労働者的だ。労働者に血も涙もないと言つてもよろしいと思ひます。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席) 学者の意見が必ずしも統一されてない、そういうことであれば、この次にこの委員会かどこかに参考人に来ていただいで、学界的議論をしてもよろしいと思ひます。

ろしゅうございます。この間のスモン病判決は、ある学者がビールスによるからといってビールス説を出して、薬剤の全面的な責任を免除したたてよう。ウィルス学会がそれに対して、とんでもないと言っているわけなんです。そこで、裁判がどの医者の見解を採用したかという問題です。労働者の労働災害を、労働者の幸せを案ずるとすれば、労働者の立場に労働省が立たなければならぬ。一部反動的な学者がおつて、その委員会です。ずしも意見が一致しなかったというのを持ってきた、いま全身障害を否定するつもりなのか。

もう一回聞きます。労働省の考え方、政府の考へ方は、振動病というのは末端の手指の病氣である、加えて関節がやられる、加えて全身症状があるものだという認識であるのかどうか。学者の意見はどうあるうが、学者の意見を聞いて、労働省が到達している結論を聞かしていただきます。

○原説明員 再度の御指摘でございますが、私ども、専門家の御意見に従ひまして定めました認定基準では、現在のところは、振動障害は、振動を直接受けまところの部位に症状があらわれてくるのを前提にして認定をする、こういう形になっております。先ほど申しましたように、症状が発展した段階におきましても、その局所の部位におきましますところの変化はやはりあるわけでございまして、この点については、その部分をとりえて認定をすることで認定の方の落ちはないのではな

いゆだろつかと私どもは存じておるところでございます。なお、先ほど申しましたように、局所の範囲を超えまして、全身症状的に障害があらわれてきた場合につきましては、個別的な判断で因果関係を検討いたしまして補償の対象になる場合がございます。さらにまた、現に治療している人々等が自覚症状などを訴える場合がございます。これが自律神経やあるいは交感神経中枢に關係するようなもの訴えがある場合に、これに關連した薬剤を投与することは、治療の指針の中でも私ども認めておるところでございます。

○津川委員 労働省の基準監督局が発行してある昭和五十一年六月の「振動障害の治療」の中に、局所のほかに、筋萎縮、末梢神経麻痺、ひじ関節等の骨変化、精神的不安定、神経症状、吐き気、目まい等があらわれるというふうになつて、その他の症状」として書いてあります。これは労働省が振動病というのは関節の病氣である、全身の病氣であるということをも認めたという証拠でございますか。そう認めて対策を進めるべきだと私は思ふわけですから、いかがでございますか。

○原説明員 お答えいたします。

先生御指摘の、振動障害の治療に關する私どもの方の作成しましたテキストの中に、症度分類がございまして。御指摘のとおり、症度四につきましては、精神的不安定性や神経症候群の問題点があらわれることを規定しておるわけでございまして、これは私ども自覚症状的なものを分類しておるという形で認識をしておるところでございます。ではございまして、こういう訴えがございしますこともございまして、関係もあるかと思ひますので、投薬等につきましては、治療の過程におきましてこの関係の投薬を行うことは治療指針で認めていこう、こういう形にしているところでございます。

○津川委員 労働省、冗談言つては困るよ。自覚症というのは何のことだ。ここには神経麻痺があると云つてあるのだよ。筋萎縮があると云つてあるのだよ。骨変化があると云つてあるのだよ。だから、ちゃんとそういう点で全身障害として認めていることになる。そうじゃないですか。筋萎縮とか神経麻痺とか骨の関節の変化がどうして自覚症状なんです。れっきとした全身症状があるのだから、私は、全身障害と認めて対策を講ずべきだと思ひますが、いかがでございますか。

この点の答弁を得て、もし不足があればまたやりましますけれども、質問を終わりたいと思ひますが、いかがでございますか。

○原説明員 御指摘の症度四におきまして、筋萎縮あるいは骨変化等の規定がございまして、このこ

ところは一般的な、客観的、器質的な変化等を含めたものが列記されておるわけでございますが、この全体の……（津川委員「全身障害と認めるか認めないか」とのことだ。それを答えればいいんだよ」と呼ぶ）労災認定の中では、認定基準的に、具体列挙は現在の段階ではいたしておりませんが、先ほど申しましたように、申請がございました場合に、個別的にその因果関係は判断をいたすこととしたしておりますので、その限りでは救われる場合があると私も存じております。

○津川委員 終わります。

○中尾委員長 これにて内閣提出、森林組合法案に対する質疑は終了いたしました。

○中尾委員長 この際、理事会における協議により、私の手元で起草いたしました本案に対する修正案を提出いたします。

森林組合法案に対する修正案
（本号末尾に掲載）

○中尾委員長 森林組合法案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付いたしましたとおりでございます。その案文の朗読は省略して、以下修正案の趣旨を簡単に申し上げます。

目下、農林省の省名を農林水産省に変更することなどを内容とする農林省設置法の一部を改正する法律案が本院に提出されておりますが、同法律案の審議状況にかんがみまして、この際、農林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、本森林組合法案中に「農林水産大臣」とあるのは「農林大臣」と、また「農林水産省令」とあるのは「農林省令」と、それぞれ読みかえる旨の規定を本案の附則に追加するものとしたこととあります。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○中尾委員長 修正案に対して別段御発言もないようでありますので、原案並びに修正案を一括して討論に付するものでありますが、別に討論の申し出もありませんので、これより森林組合法案について採決いたします。

まず、委員長提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○中尾委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○中尾委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○中尾委員長 この際、本案に対し、柴田健治君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。柴田健治君。

○柴田（健）委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、森林組合法案に対する附帯決議案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

森林組合法案に対する附帯決議（案）

森林の有する各種の機能に対する国民の要請が従来にもまして増大している一方、森林及び林業をめぐる諸条件が急速に悪化し、このため

国内の林業活動は停滞の度を深め、森林資源の維持培養並びに国内林業の振興にとつて極めて考慮すべき状況となつてゐる。

よつて、この際政府は、森林組合制度の単独法化を契機として、森林組合が、このような状況の中で、地域における林業活動の中核的担い手として自らの体質を強化すると同時に、その充実した活動を通して課せられた役割を果たし得るよう左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一、近年における木材需給の動向にかんがみ、国内森林資源の保続培養及び国産材の需要拡大のための措置を強化し、その活用についての試験研究の拡充等を図るとともに、的確な木材需給計画の樹立とこれに基づく木材の秩序ある輸入を図るなど木材需給の調整と木材価格の安定を図るための措置を講ずること。

二、林業従事者の経営意欲をたかめ、地域林業の発展に資するため、造林、林道等の生産基盤の整備に対する国の補助及び融資の一層の強化を図るとともに農山村の環境整備に配慮した林業構造改善、山村振興等の諸施策の拡充に努めること。

特に、分取造林の推進について必要な施策の強化を図ること。

三、間伐の重要性にかんがみ、森林組合が行う間伐材の搬出・集出荷及び販売の事業に必要な施設等に対する助成並びに間伐材の計画生産を円滑に行うための間伐材安定流通対策の充実を努めるとともに需要拡大のための援助措置を講ずること。

四、林業後継者の育成を図るため、地域社会との連携を強化しつつ、指導体制の整備、後継者によるグループ活動の活発化、拠点となる施設の整備等の施策を充実すること。また、地域に即した林業技術の開発を図るため林業試験研究機関の強化拡充を図ること。

五、森林災害共済事業の明定に伴い、この事業

の健全かつ安定的な経営と共済加入者の保護を図るため、共済運営団体の強化、共済への加入拡大その他必要な措置を講ずるとともに森林国営保険との調整に留意しつつ、更に事故対象の拡大を図るなど森林災害による損失の合理的な補填の整備について検討すること。

六、森林組合が林業活動の中核的担い手として造林、林産、販購買等の事業を実施し易い条件を整備し、また信用事業を行ひ得るための基本的条件の整備等について早急に検討を行うとともに森林組合等の活動に必要な資金については、制度金融はもとより農協等の系統資金の導入を図るほか、更にその円滑な確保について対処し得る方途について検討し、その実現に努めること。

七、森林組合の作業班の活動分野の拡大に伴い、その育成強化、作業班員に対する社会保障制度の拡充及び雇用の安定等労働条件の向上について格段の努力をすること。また、林業労働災害及び振動障害等職業病の発生防止のため適切な措置を講ずること。

八、監査事業の実施に当たっては、森林組合の監事が行う自主監査、行政庁が実施する検査との相互補充に十分配慮し、地域の実態に即した森林組合の適切な活動の推進に努め、また、役職員の講習等を充実して、管理運営体制の強化を図ること。

九、入会林野等の整備の促進に努めるとともに、整備の終了した当該林野の高度利用を図るため、農林業を一体とした施策の拡充を図ること。

また、入会林野等の整備後の森林を基盤として設立される生産森林組合については、適正な経営面積の確保、円滑な事業運営等について森林組合との調和を図りながら指導に努めること。

十、森林組合及び生産森林組合が総代会制を採

用する場合には、特に慎重を期し、全組合員の意思が十分に反映されるよう指導すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、すべて質疑の過程で十分論議されており、委員各位の御承知のところでありますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。(拍手)

○中尾委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対して、別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

柴田健治君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中尾委員長 起立総員。よって、動議のごとく決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府より所信を求めます。安倍農林大臣臨時代理。

○安倍國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいる所存でございます。

○中尾委員長 なお、本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中尾委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

明を聴取いたします。安倍農林大臣臨時代理。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○安倍國務大臣 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につき、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、制度創設以来、農業経営の安定のため多大の寄与をしてまいりましたことは御承知のとおりであります。最近における農業事情の変化に対応して、すでに本制度の対象とされている麦、果樹等以外の畑作物及び園芸施設について農業災害補償の制度を創設することが関係各方面から強く要請されております。

政府におきましては、このような事情にかんがみ、昭和四十九年度以降、畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法に基づいて畑作物共済及び園芸施設共済の制度化のための試験を行ってきたのでありますが、その実績等を踏まえて、昭和五十四年度から恒久的な畑作物共済制度と園芸施設共済制度とを創設することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、畑作物共済及び園芸施設共済の実施体制であります。畑作物共済の場合と同様に、農業共済組合または市町村の共済事業、農業共済組合連合会の保険事業及び政府の再保険事業により行うこととしております。

第二に、畑作物共済の事業の内容であります。まず、対象は、バレイショ、大豆、小豆、インゲン、てん菜及びサトウキビ並びに政令で指定する農作物といたしております。次に、共済金は、気象災害、病虫害等による対象農作物の減収量が一

定割合を超えた場合に、その超えた部分の数量に応じて支払うこととしております。

第三に、園芸施設共済の事業の内容であります。まず、対象は、温室等の特定園芸施設とし、このほか、これにあわせて暖房施設等の付帯施設または施設内農作物も対象とすることができるとしてあります。次に、共済金は、気象災害、火災等によりこれらの対象につき生じた損害の程度に応じて支払うこととしております。

第四に、畑作物共済及び園芸施設共済の加入は、農業者の任意といたしておりますが、事業の安定的な運営ができるよう、農業共済組合等がその旨の議決をした場合には、関係農業者が加入義務を負うこととする道も開いております。

第五に、共済掛金の国庫負担であります。農家負担の軽減を図るため、畑作物共済については共済掛金の五分の三を、また、園芸施設共済については共済掛金の二分の一を国庫が負担することとしております。

第六に、農業共済基金の業務範囲の拡大であります。基金は、畑作物共済及び園芸施設共済の共済金等の支払いの円滑化に資するため、必要な資金の融通等ができることとしてあります。なお、以上のほか、農業共済団体等の家畜診療施設の法的位置づけの明確化を行うとともに、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○中尾委員長 引き続き、補足説明を聴取いたします。今村農林経済局長。

○今村(宣)政府委員 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

まず第一に、畑作物共済の共済関係につきましては、農業者が農作物の種類ごとに申し込みをし、組合等がこれを承諾することによって成立する仕組みといたしております。また、この承諾は、当該農業者が栽培するすべての対象農作物について申し込みがされている場合にすることとしてあります。

第二に、畑作物共済の事業の内容につきましては、農作物の種類またはその品種等による区分ごとに、風水害等の気象災害、火災、病虫害及び鳥獣害による減収量が、バレイショ、てん菜、サトウキビ及び大豆にあつては二割を、小豆及びインゲンにあつては三割を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量を乗じて得た金額を共済金として支払うこととしてあります。

なお、共済金額につきましては、単位当たり共済金額に、バレイショ、てん菜、サトウキビ及び大豆にあつては基準収量量の八割を、小豆及びインゲンにあつては同じく七割を乗じて得た金額とすることとしてあります。

第三に、園芸施設共済の共済関係につきましては、農業者が温室等の特定園芸施設ごとに申し込みをし、組合等がこれを承諾することによって成立する仕組みといたしております。また、この承諾は、当該農業者が所有するすべての特定園芸施設について申し込みがされている場合にすることとしてあります。

第四に、園芸施設共済の事業の内容につきましては、温室等の特定園芸施設及びこれにあわせて共済に付された暖房施設等の付帯施設または施設内農作物ごとに、風水害等の気象災害、火災、破裂、爆発等によって生じた損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うこととしてあります。

なお、共済金額につきましては、共済価額の八割を超えない範囲内で、農業者が選択することとしてあります。

責任の分担につきましては、組合等がその共済責任のうち一〇％を保有し、残りの九〇％を農業共済組合連合会が保険することとしたしております。また、政府は、農業共済組合連合会の保険責任のうち、畑作物共済にあつては通常標準被害率を超える部分の九五％を、園芸施設共済にあつては主務大臣が定める一定の率を超える部分の九五％を再保険することとしたしております。

なお、園芸施設共済における異常事故につきましては、組合等が負う共済責任の全額を農業共済組合連合会が保険し、政府がさらにその全額を再保険することとしたしております。

第六に、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金率につきましては、主務大臣が過去の被害率を基礎として定める率を下らない範囲内で組合等が定款等で定めることとしたしております。

第七に、畑作物共済及び園芸施設共済についての政府の再保険事業の経理は、農業共済再保険特別会計において行うものとし、農業共済再保険特別会計法に基づき所要の規定の整備を行うこととしたしております。

最後に、この法律の施行につきましては、準備期間を考慮して、昭和五十四年度からといたしております。

以上をもちまして、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○中尾委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十二日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十七分散会

森林組合法案に対する修正案

森林組合法案の一部を次のように修正する。

附則第三十一条を附則第三十二条とし、附則第三十一条から附則第三十条までを一条ずつ繰り下

げ、附則第十条の次に次の一条を加える。

第十一条 農林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、第十五条第一項、第四十二条第三項及び第九十九条中「農林水産大臣」とあるのは「農林大臣」と、第九条第九項、第十条第二項、第十五条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十一条、第二十四条第二項、第一百一条第八項及び第一百零二条第三項中「農林水産省令」とあるのは「農林省令」と読み替へるものとする。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律

(農業災害補償法の一部改正)

第一条 農業災害補償法昭和二十二年法律第八十五号の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第十四条の二)

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員(第十五条―第十九条)

第二節 設立(第二十条―第三十条)

第三節 管理(第三十一条―第四十五条の二)

第四節 解散及び清算(第四十六条―第五十八條)

第五節 登記(第五十九条―第八十二条)

第三章 組合等の共済事業

第一節 通則(第八十三条―第九十条)

第二節 農作物共済及び畜産共済(第九十一条―第一百零二条)

第三節 家畜共済(第一百零一条―第一百二十条)

第四節 果樹共済(第一百二十条の二―第一百二十条の十一)

第五節 畑作物共済(第一百二十条の十二

―第一百二十条の十八)

第六節 園芸施設共済(第一百二十条の十九―第一百二十条の二十五)

第七節 任意共済(第一百二十条の二十六―第一百二十条の二十七)

第四章 農業共済組合連合会の保険事業(第一百二十一条―第一百三十二条の二)

第五章 政府の再保険事業(第一百三十三条―第一百四十二条)

第六章 監督(第一百四十二条の二―第一百四十二条の八)

第七章 罰則(第一百四十六條―第一百四十八條)

附則

第十三条の四(前二条)を「第十三条の二から前条まで」に改め、「第十三条の二」の下に「及び前条」を加え、同条を第十三条の六とし、第十三条の三の次に次の二条を加える。

第十三条の四 国庫は、畑作物共済につき、第一百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する第一百二十条の十五第一項の区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額を負担する。

第十三条の五 国庫は、園芸施設共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金の二分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十五条第一項第五号中「第八十三条第一項第五号」を「第八十三条第一項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二条を加える。

五 第八十三条第一項第五号の畑作物共済事業を行う農業共済組合にあつては、その行

う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物につき栽培の業務を営む者

六 第八十三条第一項第六号の園芸施設共済事業を行う農業共済組合にあつては、第八十四条第一項第七号の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの

第八十三条第一項第五号を第七号とし、第四号の次に次の二条を加える。

五 畑作物共済

六 園芸施設共済

第八十四条第一項中「第五号」の下に「、畑作物共済にあつては第六号、園芸施設共済にあつては第七号」を加え、同項に次の二条を加える。

六 共済目的

ばいれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びさとうきび(省令で定める品種に属するもの及び省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。)並びに第一号の農作物、桑及び果樹以外の農作物で政令で指定するもの

風水害、干害、冷害、ひょう雪その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。)の用に供する施設(以下施設園芸用施設という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設(これに附属する設備を含むものとし、省令で定める簡易なものを除く。以下特定園芸施設という。)

風水害、ひょう雪その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)

共済事故

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

七 共済目的

む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

第八十四条第三項中「及び同項第四号の果樹」を、「同項第四号の果樹、同項第六号の農作物及び施設内農作物」に、「建物、農機具」を「特定園芸施設及び附帯施設以外の建物及び農機具」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

次に掲げる物は、定款の定めるところにより、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

一 省令で定める施設園芸用施設(特定園芸施設を除く。)であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの(以下附帯施設という。)

二 特定園芸施設の内部で栽培される農作物(農作物共済、蚕繭共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物その他省令で定める農作物を除く。以下施設内農作物という。)

第八十五条第十項中「行なう」を「行なう」に、「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第一項第四号から第六号まで」に改め、同条第十四項中「第八十三条第一項第五号」を「第八十三条第一項第七号」に改める。

第八十五条の四第一項第四号中「果樹共済」の下に「又は畑作物共済」を加え、「行なう」を「行なう」に改め、同項第五号中「任意共済」を「園芸施設共済又は任意共済」に改め、同条第二項中「家畜共済」の下に「園芸施設共済」を加え、同条第三項中「家畜共済」の下に「園芸施設共済」を加え、「払い戻さなければならぬ」を「払い戻さなければならぬ」に改め、同条第四項中「払い戻さなければならぬ」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、同条第五項中「行なう」を「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畑作物共済」を加える。

第八十五条の七中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第一号から第四号まで」に掲げるものとす。」「を「第一号から第六号まで」に掲げるものとす。」「と、第八十四条第三項中「定款」とあるのは「共済事業の実施に関する条例」に、「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第一項第四号から第六号まで」に改める。

第八十五条の八第一項中「果樹共済」の下に「及び畑作物共済」を加える。

第九十三条第二項中「果樹共済」の下に「畑作物共済、園芸施設共済」を加える。

第九十六条中「施設」の下に「(次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 組合等は、定款等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることが出来る。

組合等は、その事業に支障がない場合に限る。定款等の定めるところにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用させることができる。

第九十九条第一項第六号中「第二百二十条の五」の下に「(第二百二十条の十八及び第二百二十条の二十五において準用する場合を含む。)」を加え、「困つて」を「よつて」に改め、同項第八号中「第二百二十条の二第一項」の下に「第二百二十条の十二第二項又は第二百二十条の十九第一項」を、「果樹」の下に「農作物又は特定園芸施設(第八十四条第三項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下特定園芸施設等という。)」を加え、同条第三項中「第二百二十条の六第一項」の下に「又は第二百二十条の十四第一項」を加え、「係る果樹」を「係る果樹又は農作物」に、「当該果樹」を「当該果樹又は農作物」に改める。

第一百五十五条第一項第一号及び第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改める。

第三章第五節中第二百二十条の十三を第二百二十条の二十七とし、第二百二十条の十二を第二百二十

条の二十六とし、同節を同章第七節とし、同章第四節の次に次の二節を加える。

第五節 畑作物共済

第二百二十条の十二 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、その者が栽培する第八十四条第一項第六号の農作物で、組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としてゐるもの(次に掲げる農作物を除く。次項において対象農作物という。のすべてを組合等の畑作物共済に付することを申し込み組合等がこれを承諾することによつて成立するものとする。

一 第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、その栽培の業務の規模が、省令の定めるところにより定款等で定める基準に達しない農作物

二 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確率をもつて見通される等畑作物共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるため畑作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由に該当する農作物

前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、定款等で定める申込期間内に、すべての種類の対象農作物について同項の規定による申込みをしてゐる場合で、かつ、当該畑作物共済に係る第二百二十条の十七に規定する期間の開始前

でなければ、することができない。

第二百二十条の十三 共済事業を行う市町村で畑作物共済を行うものとの間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としてゐる農作物につき栽培の業務を営む者(省令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者

を除く。)で、当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの(以下畑作物共済資格者という。)とする。

第二百二十条の十四 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる共済目的の種類、主務大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に依つて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分、以下畑作物共済の共済目的の種類等という。こと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、当該各号に掲げる数を乗じて得た金額とする。

一 第八十四条第一項第六号の農作物のうちばれいしよ、てん菜及びさとうきび並びに政令で定めるもの、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の八十に相当する数

二 第八十四条第一項第六号の農作物のうち大豆、小豆及びいんげん並びに前号の政令で定める農作物以外のもの、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の七十(大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の八十)に相当する数

前項の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び主務大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収獲物の単位当たり価格に相当する額を限度として主務大臣が定める二以上の金額につき、省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

第一項第一号及び第二号の基準収獲量は、主務大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第二百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等組合等組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

前項の畑作物共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率前条第一項の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、主務大臣が畑作物共済の共済目的の種類ごとに危険階級別に定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類ごとに定める。

第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、省令で定める一定年間に於ける各年の被害率を基礎として主務大臣が定める。

第二項の畑作物二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における畑作物共済の共済目的の種類等組合等の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の畑作物一次共済掛金標準率に一致するように、主務大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第二百二十条の十六 組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等組合等組合等組合等組合等に、第二百二十条の十四第一項第一号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済にあつては第一号

に掲げる金額、同項第二号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済にあつては第二号に掲げる金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 共済事故による共済目的の減収量、当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。

二 当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の二十を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

二 当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の三十（大豆その他第二百二十条の十四第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の二十）

を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

第二百二十条の十七 畑作物共済の共済責任期間は、発芽期移植をする場合にあつては、移植期から収穫をするに至るまでの期間、主務大臣が特定の畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物につきこれと異なる期間を定めるときは、その農作物については、その主務大臣の定めた期間とする。

第二百二十条の十八 畑作物共済には、第二百二十条の二、第二百十一條の二、第二百十一條の三、第二百十一條の四、第二百十一條の七、第二百二十条の四、第二百二十条の五及び第二百二十条の十並びに商法第六百四十四條、第六百四十五條及び第六百四十九條の規定を準用する。

この場合において、第二百十一條の二第一項中「第八十四條第一項第三号に掲げる牛（十二歳をこえる種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としてゐる第八十四條第一項第六号の農作物につき栽培の業務を営むもの」と、当該家畜」とあるのは「当該農作物」と、家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する前項」と、第二百十一條の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「畑作物共済の」と、家畜共済資格者」とあるのは「畑作物共済資格者」と、第二百十一條の四中「家畜共済資格者から第二百十一條の四」とあるのは「畑作物共済資格者から第二百十一條の四」と、第二百十一條の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「第二百十一條の三第二項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する第二百十一條の三第二項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する前

二項」と、第二百二十条の四中「第二百二十条の二第一項」とあるのは「第二百二十条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共済」とあるのは「畑作物共済の」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共済」と、「開始する時」とあるのは「開始する時（さとうきびを共済目的とする場合にあつては、主務大臣の定める日）」と、第二百二十条の十中「果樹共済」とあるのは「畑作物共済」と、「第二百二十条の二第一項」とあるのは「第二百二十条の二第二項」と、「果実の加工」とあるのは「農作物に係る収穫物の加工」と、「当該果実」とあるのは「当該収穫物」と、「果実の数量又は品質」とあるのは「収穫物の数量」と読み替へるものとする。

第六節 園芸施設共済

第二百二十条の十九 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を組合等の園芸施設共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（当該特定園芸施設のうちに、これが園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等園芸施設共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき園芸施設共済の共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、これらの特定園芸施設以外の特定園芸施設（のすべてについて同項の規定による申込みをしてゐる場合でなければ、することができない。）

を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、次の率を合計したものとする。

一 共済事故(次号の園芸施設異常事故に該

十一條の二、第百十一條の三第二項、第百十
一條の四、第百十一條の七、第百二十條の五
及び第百二十條の十並びに商法第六百三十九
條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六
百四十九條及び第六百六十七條の規定を準用
する。この場合において、第百十一條の二第
一項中「第八十四條第一項第三号に掲げる牛
(十二歳をこえる種雄牛を除く。）」又は同号に
掲げる馬(明け十七歳以上の種雄馬を除く。）」
を飼養するもの」とあるのは「特定園芸施設

とあるのは「資材又は収獲物の数量又は価格」と読み替えるものとする。

第二百二十一条第二項中「外を」ほかに、「又」を「第五号を」から第七号までに、「因つてを」よつてに、「行なうを」行うに改める。

第二百二十二条第二項中「若しくは果樹共済資格者を」果樹共済資格者、畑作物共済資格者を「園芸施設共済資格者」に改め、「果樹共済の下に」、畑作物共済、園芸施設共済を加ふる。

あつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

第二百二十五条第四項中「異常事故」を「家畜異常事故」に改める。

第三百三十二条第二項中「果樹共済の下に」、

第三百三十二条第二項中「外をほかに」、

第三百三十二条の二第一項中「果樹共済資格者若しくは果樹共済資格者を」と、果樹共済資格者若しくは園芸施設共済資格者若しくは園芸施設共済資格者に、

第八十四条第三項を「第八十四条第

四項に改める。

第三百三十三条中「及び果樹共済」を、「果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済」に、「因つて」を、「よつて」に改める。

第三百三十四条第一項中「又は家畜共済」を、「家畜共済又は園芸施設共済」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会とその組合員との間に畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、主務大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の区分以下畑作物共済再保険区分といふことに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第三百三十五条に次の二号を加える。

五 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、総保険金額に主務大臣が定める通常標準被害率（以下畑作物通常標準被害率といふ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

六 園芸施設共済に係るものにあつては、その保険金額から、保険金額に農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険事業の保険責任に係る危険の態様を勘案して主務大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

「家畜異常事故」に改め、同条に次の四項を加える。

政府の畑作物共済に係る再保険料は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に、再保険料基礎率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。

前項の再保険料基礎率は、畑作物共済再保

険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、省令で定める一定年間に於ける各年の被害率のうち、畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、主務大臣が定める。

政府の園芸施設共済に係る再保険料は、次の金額を合計したもの（第二百二十条の二十一ただし書の規定により定款等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第四項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

一 保険金額に再保険料基礎率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額

二 共済金額に第二百二十条の二十三第一項第二号の率を乗じて得た金額に相当する金額

前項第一号の再保険料基礎率は、特定園芸施設等の共済事故（園芸施設異常事故に該当するものを除く。）による損害のうち共済金額に前条第六号の主務大臣が定める率を乗じて得た金額を超えるもののその超える部分に對するものとして、施設区分ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設とその他の園芸施設共済との別ごとに、省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

第三百三十七条第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同条に次の二号を加える。

五 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の総額から、畑作物共済再保険区分に係る総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

六 園芸施設共済に係るものうち、園芸施設異常事故に該当しない共済事故により支払うべき金額に於ける農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額から、保険金額に第

百三十五条第六号の主務大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額、園芸施設異常事故により支払うべき金額に於ける農業共済組合連合会が支払うべき保険金に相当する金額

第四百四十五条中「果樹共済」の下に、「畑作物共済及び園芸施設共済」を加える。

第四百四十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百四十七条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なう」を「行ふ」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第四百四十八条中「千円」を「五万円」に改める。

第四百五十条の四中「收穫皆無耕地」を「農作物收穫皆無耕地」に、「当該收穫皆無耕地」を「当該農作物收穫皆無耕地」に改める。

第四百五十条の五の次に次の二条を加える。

第四百五十条の六 組合等は、さとうきびに係る畑作物共済については、当分の間、組合員等が行う耕地で共済事故により收穫のないもの（以下さとうきび收穫皆無耕地といふ。）がある場合であつて、第二百二十条の十六の規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 単位当たり共済金額に、当該さとうきび收穫皆無耕地ごとの基準收穫量の合計の百分の七十（第二百二十条の十七の発芽期において共済事故により発芽しなかつたことその他省令で定める事由のあるさとうきび收穫皆無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

二 第二百二十条の十六第一号の規定を適用して算定して得た金額

第五百五十条の七 組合等との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の共済関係の存する者（農作物共済又は畜産共済の共済関係の存する者を除く。）で、当該組合等が現に行つて

いる畑作物共済においてその共済目的の種類としてさとうきびにつき栽培の業務を営むものは、第二百二十条の十八において準用する

第二百二十条の二第一項の規定の適用については、当分の間、当該組合等との間に農作物共済又は畜産共済の共済関係の存する者とみなす。

（農業共済基金法の一部改正）

第二条 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び果樹共済」を、「果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済」に改める。

第三十三条第一項第一号中「又は果樹共済」を、「果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同項第二号中「又は果樹共済」を、「果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済」に改める。

第三十六条第一項中「又は果樹共済」を、「果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済」に改める。

第五十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十二条中「左の二」を「次の二」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

第五十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十四条中「三万円」を「五万円」に改める。

附則

（施行期日）

一 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法の廃止）

二 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和四十八年法律第七十九号、以下「臨時措置法」といふ。）は、廃止する。

置法（昭和四十八年法律第七十九号、以下「臨時措置法」といふ。）は、廃止する。

置法（昭和四十八年法律第七十九号、以下「臨時措置法」といふ。）は、廃止する。

置法（昭和四十八年法律第七十九号、以下「臨時措置法」といふ。）は、廃止する。

(臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

3 臨時措置法の廃止の際現に存する臨時措置法に基づく畑作物共済及び園芸施設共済の共済契約に係る共済事業、保険事業及び再保険事業については、なお従前の例による。

4 臨時措置法の廃止の際現に存する昭和五十四年産の農作物に係る臨時措置法の規定による畑作物共済の共済契約、保険契約及び再保険契約については、前項の規定にかかわらず、これらの契約の成立の時に改正後の農業災害補償法(以下「新農災法」という。)の規定による畑作物共済の共済関係、保険関係及び再保険関係が成立したものとみなして、新農災法の規定を適用する。この場合において、これらの契約は、その成立の時にさかのぼって消滅するものとする。

5 前項の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(畑作物一次共済掛金標準率等の改定の特例)

6 新農災法第二百二十条の十五第二項の畑作物一次共済掛金標準率並びに新農災法第二百二十条の二十三第一項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙の昭和五十四年における設定の後最初に行う一般の改定及び当該改定の次に行う一般の改定は、新農災法第二百二十条の十五第六項及び第二百二十条の二十三第三項の規定にかかわらず、それぞれ昭和五十六年及び昭和五十八年において行うものとする。

(罰則に關する経過措置)

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

8 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条中「果樹勘定」の下に、「園芸施設勘定」を加える。
第二条ノ二第一項中「及果樹勘定を」、果樹勘定及園芸施設勘定に改め、同条第二項中「及畜産共済」を、「畜産共済及畑作物共済」に、「又

ハ果樹共済」を、「果樹共済又ハ園芸施設共済」に、「又ハ果樹勘定」を、「果樹勘定又ハ園芸施設勘定」に改め、同条第三項中「又ハ果樹勘定を」を、「果樹勘定又ハ園芸施設勘定」に、「及畜産共済」を、「畜産共済及畑作物共済」に、「又ハ果樹共済」を、「果樹共済又ハ園芸施設共済」に改める。

第三条中「及畜産共済」を、「畜産共済及畑作物共済」に改め、「第十三条」の下に「同法第十三条の六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加える。
第四条及び第四条ノ二中「第十三条の四」を「第十三条の六」に改める。
第四条ノ二の次に次の一条を加える。
第四条ノ三 園芸施設勘定ニ於テハ園芸施設共済ニ關スル再保険事業經營上ノ再保険料、一般會計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、農業災害補償法第十三条の六ニ於テ準用スル同法第十三条ノ規定ニ依ル交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第五条中「畜産共済」の下に、「畑作物共済」を加え、「及果樹共済」を、「果樹共済及園芸施設共済」に改める。
第六条第三項及び第四項、第六条ノ二第二項、第八条並びに第九条第二項中「又ハ果樹勘定」を、「果樹勘定又ハ園芸施設勘定」に改める。
第十条中「及果樹勘定」を、「果樹勘定及園芸施設勘定」に改める。
第十二条中「又ハ果樹勘定」を、「果樹勘定又ハ園芸施設勘定」に改める。
第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

第二十二条 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第二十号)附則第三項ニ規定スル再保険事業ノ經理ハ第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行フモノトス

第二十三条 前条ノ再保険事業ノ經營上ノ歳入歳出及業務取扱ニ關スル歳入歳出ハ夫々本會計ノ農業勘定、園芸施設勘定及業務勘定ノ所屬トス此ノ場合ニ於テ第三條中「再保險事業經營上ノ」トアルハ「再保險事業並ニ第二十二條ノ再保險事業ノウチ畑作物共済ニ係ルモノノ經營上ノ」ト、同事業經營上ノ「トアルハ「此等ノ事業經營上ノ」ト、交付金」トアルハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律附則第三項ノ規定ニ依リ仍從前ノ例ニ依ルコトサル畑作物共済及園芸施設共済に關する臨時措置法第二十七條第二項ノ規定ニ依ル園芸施設共済ニ係ル交付金」ト、第五條中「再保險事業」トアルハ「再保險事業並ニ第二十二條ノ再保險事業」ト読替フルモノトス

第二十四条第一項中「果樹保險」を「畑作物共済又ハ園芸施設共済」に、「果樹勘定」を「農業勘定又ハ園芸施設勘定」に改め、同条第二項中「果樹勘定を」を「農業勘定又ハ園芸施設勘定」に、「果樹保險」を「畑作物共済又ハ園芸施設共済」に改める。
第二十五条から第三十条までを削る。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
改正後の農業共済再保険特別会計法の規定

業ノ經理ハ第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行フモノトス

第二十三条 前条ノ再保險事業ノ經營上ノ歳入歳出及業務取扱ニ關スル歳入歳出ハ夫々本會計ノ農業勘定、園芸施設勘定及業務勘定ノ所屬トス此ノ場合ニ於テ第三條中「再保險事業經營上ノ」トアルハ「再保險事業並ニ第二十二條ノ再保險事業ノウチ畑作物共済ニ係ルモノノ經營上ノ」ト、同事業經營上ノ「トアルハ「此等ノ事業經營上ノ」ト、交付金」トアルハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律附則第三項ノ規定ニ依リ仍從前ノ例ニ依ルコトサル畑作物共済及園芸施設共済に關する臨時措置法第二十七條第二項ノ規定ニ依ル畑作物共済ニ係ル交付金」ト、第四條ノ三ニ「再保險事業經營上ノ」トアルハ「再保險事業及第二十二條ノ再保險事業ノウチ園芸施設共済ニ係ルモノノ經營上ノ」ト、同事業經營上ノ「トアルハ「此等ノ事業經營上ノ」ト、交付金」トアルハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律附則第三項ノ規定ニ依リ仍從前ノ例ニ依ルコトサル畑作物共済及園芸施設共済に關する臨時措置法第二十七條第二項ノ規定ニ依ル畑作物共済ニ係ル交付金」ト、第四條ノ三ニ「再保險事業經營上ノ」トアルハ「再保險事業及第二十二條ノ再保險事業ノウチ園芸施設共済ニ係ルモノノ經營上ノ」ト、同事業經營上ノ「トアルハ「此等ノ事業經營上ノ」ト、交付金」トアルハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律附則第三項ノ規定ニ依リ仍從前ノ例ニ依ルコトサル畑作物共済及園芸施設共済に關する臨時措置法第二十七條第二項ノ規定ニ依ル畑作物共済ニ係ル交付金」ト、第五條中「再保險事業」トアルハ「再保險事業並ニ第二十二條ノ再保險事業」ト読替フルモノトス

第二十四条第一項中「果樹保險」を「畑作物共済又ハ園芸施設共済」に、「果樹勘定」を「農業勘定又ハ園芸施設勘定」に改め、同条第二項中「果樹勘定を」を「農業勘定又ハ園芸施設勘定」に、「果樹保險」を「畑作物共済又ハ園芸施設共済」に改める。
第二十五条から第三十条までを削る。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
改正後の農業共済再保険特別会計法の規定

10 農業共済再保険特別会計の昭和五十三年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、同會計の臨時畑作物勘定の昭和五十四年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、同會計の農業勘定又は園芸施設勘定の歳入に繰り入れるものとする。

11 農業共済再保険特別會計の昭和五十三年年度の出納の完結の際同會計の臨時畑作物勘定に所屬する積立金の額に相當する金額は、政令で定めるところにより、改正後の農業共済再保險特別會計法第六條第二項の規定又は同条第三項において準用する同条第二項の規定により同會計の農業勘定又は園芸施設勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

12 この法律の施行の際農業共済再保險特別會計の臨時畑作物勘定に所屬する權利義務は、政令で定めるところにより、同會計の農業勘定又は園芸施設勘定に歸屬するものとする。

13 農業共済再保險特別會計の臨時畑作物勘定の昭和五十三年年度の歳出予算の經費の金額のうち改正前の農業共済再保險特別會計法第三十条において準用する同法第十二條の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、同會計の農業勘定又は園芸施設勘定に繰り越して使用することができ。

14 この法律の施行前に農業共済再保險特別會計の再保險金支払基金勘定と同會計の臨時畑作物勘定との間においてされた繰入金は、改正後の農業共済再保險特別會計法第六條第二項の規定又は同条第三項において準用する同条第二項の規定の適用については、政令で定めるところにより、同會計の再保險金支払基金勘定と同會計の農業勘定又は園芸施設勘定との間においてされた繰入金とみなす。

理由

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法の施行の実績等にかんがみ、農業者が畑作物の栽培及び施設園芸に関し不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図るため、畑作物及び園芸施設に関する農業災害補償の制度を創設するとともに、これに関連して農業共済基金の業務範囲を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。